

青 森 県

特定家畜伝染病対策マニュアル

【高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応編】

令和6年12月
青森県

— 目 次 —

1 防疫方針	1
2 平時における防疫体制の整備	2
(1) 農場防疫計画の作成	2
(2) 防疫資材の点検と確保	2
(3) 地方支部の運営方法等の検討	2
3 異常家きん等の発見及び検査の実施	4
(1) 家きんの所有者等からの届出等を受けた時の対応	4
(2) 農場等での検査	7
(3) 簡易検査陽性時の対応	9
(4) 病性鑑定検査	14
(5) 県が実施するモニタリング検査で発見された場合の対応	14
(6) その他	14
4 病性決定時の措置	15
(1) 現地家保	15
(2) 現地地域農林水産部	15
(3) 他地域農林水産部及び他家保	15
(4) 畜産課	16
5 発生農場における防疫措置	17
(1) と殺（殺処分）	17
(2) 死体の処理	17
(3) 汚染物品の処理	18
(4) 家きん舎等の消毒	19
(5) 食鳥処理場における防疫措置	19
(6) 家きんの評価	19
6 通行の制限又は遮断	20
7 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域	21
(1) 制限区域及び監視強化区域の設定	21

(2) 家きんの所有者等への連絡	21
(3) 制限区域内の農場等への指導	21
(4) 制限区域の変更	22
(5) 制限区域の解除	23
(6) 制限の対象	23
(7) 制限の対象外	23
参考 移動制限区域及び搬出制限区域	24
 8 家きん集合施設の開催等の制限	25
(1) 制限事項	25
(2) 制限の対象外	25
 9 消毒ポイントの設置	26
(1) 設置	26
(2) 設置場所の見直し	26
(3) 運営	26
 10 ウイルス浸潤状況の確認	27
(1) 疫学調査	27
(2) 制限区域内の周辺農場の調査	29
(3) 検査員の遵守事項	29
 11 ワクチン	30
 12 その他	31
(1) 農場監視プログラム	31
(2) 発生原因の究明	31
(3) 鳩レース愛好者への注意喚起	31
(4) 家きんの所有者及び防疫従事者への対応	31
 13 防疫手順書	32
【1】病性鑑定の検査手順】	32
【2】防疫従事者の行動】	35
【3】防護服等（PPE）の着脱】	37
【4】集合施設及び現場事務所の設置及び運営】	55
【5】殺処分作業】	64

【6 焼埋却作業の準備】	82
【7 埋却作業】	88
【8 焼却作業】	99
【9 発酵処理による消毒】	107
【10 消毒ポイント作業】	112
【11 農場等の消毒】	123

1 防疫方針

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。)は、伝播力が極めて強く、特に、高病原性鳥インフルエンザは、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥(以下「家きん」という。)に感染した場合、その致死率が著しく高い。そのため、高病原性鳥インフルエンザ等の症状を呈する異常家きん(以下「異常家きん」という。)の発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、本病のまん延を防止する観点から極めて重要である。

したがって、家きんの所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)に対し、常日頃から家きんの状態を観察し、異常家きんが見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所(以下「家保」という。)に通報するなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導する。

また、本病発生時には県は、家畜の所有者等と連携し、発生農場で飼育されている全ての家きんを殺処分して病原体を封じ込めるとともに、発生農場周辺を移動禁止としてまん延防止を図ることを防疫の基本とする。

2 平時における防疫体制の整備

(1) 農場ごとの防疫計画の作成

発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、家保は、農場ごとに防疫対応を実施する上で必要な情報（以下「防疫計画」という。）を整理するとともに、地域県民局、市町村、家きん飼養農場、関係団体等と協力し、より具体的な内容となるよう、防疫計画の精度向上に取り組む。

ア 対象農場

管内の100羽以上家きん飼養農場を対象とする。

イ 防疫計画に盛り込む事項

家きん舎構造や規模に応じた殺処分作業の進め方及び発生農場班の編成、資材の準備、埋却地等への動線、乗り入れ可能な重機等の選定など、防疫作業を効率的かつ安全に進めるために重要な事項について調査し、以下の事項を防疫計画に盛り込むこととする。

(ア) 発生農場の情報

- ・地理的情報（道幅、水源、隣接地の所有者等）を把握し、農場及び埋却地を含む周辺の見取図（道路を含む）
- ・飼養形態及び家きん舎ごとの飼養羽数
- ・家きん卵、家きんの糞、死亡家きん等の集積状況（場所、通常時における容積等）
- ・飼料タンクの容積、数等
- ・重機や運搬用車両の必要台数、調達方法、作業動線等
- ・防疫措置に必要な資材の量と搬入場所
- ・埋却候補地の状況（場所、面積等）
- ・埋却候補地への輸送方法（重機、運搬用車両）

(イ) 発生農場周辺情報

- ・通行制限の必要性、通行制限の予定区間
- ・消毒ポイントの設置場所、必要な資材、必要人数
- ・消毒ポイント設置予定場所の地権者からの承諾

(ウ) 現場事務所

- ・設置場所と面積、必要資材（椅子、暖房機器、照明、給水、仮設トイレ等）の調査

(エ) 集合施設

- ・設置する施設の確保、必要資材、設置のレイアウト、作業動線
- ・自衛隊へ派遣要請した際の宿泊、待機の拠点場所の確保

ウ 寒冷時に備えた対策

各防疫拠点の除雪方法及び委託先や、消毒薬の凍結防止対策等について事前に計画を作成する。

エ 現地調査の実施

必要に応じて農場、埋却候補地、集合施設、消毒ポイント設置場所等の現地調査等を行う。

オ 防疫計画の更新

農場の飼養状況の変更等により防疫計画を修正する必要が生じたときには、速やかに更新する。

(2) 防疫資材の点検と確保

家保は、備蓄資材の数量及び資材の状態を点検・確認するとともに、劣化等が認められた資材がある場合は更新を行う。

(3) 地方支部の運営方法等の検討

ア 地方支部の運営方法

地方支部の設置場所、必要機材、地方支部対策会議の運営方法等について決定しておく。

イ 集合施設から発生農場に防疫従事者等を輸送する手段の確保

平時からバス、公用車、タクシー、市町村有の車両等の手配を検討し、発生時における防疫従事者の輸送手段の確保について了解を得る。

自衛隊を派遣要請した場合、発生農場までの移動車両の確保

ウ 市町村・関係団体との協力体制

市町村・関係団体等に、県が行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力するよう依頼し、協力体制を構築する。

3 異常家きん等の発見及び検査の実施

(1) 家きんの所有者等からの届出等を受けた時の対応

ア 家保における緊急対応

家保は、所有者、獣医師等（以下「関係者等」という。）から、次の①から③のいずれかの届出等を受けたときは、直ちに次の（ア）から（ウ）の対応を行う。

なお、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に異常家きんを発見した場合においてもこれに準ずる。

① 法第13条の2の第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出を受けた場合*

② 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった連絡を受けた場合

③ ①及び②のほか、次の場合など高病原性鳥インフルエンザ等の感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の通報を受けた場合

- ・ 鷄冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- ・ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等、高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかである場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

※【参考】

平成23年9月28日付け農林水産省告示第1865号「家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第四項の規定に基づき、同条第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体を定める件」（抜粋）

1 家畜伝染病予防法第13条の2の第1項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥	
症状	同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りでない。	家きんから採取した検体について動物用生物学的製剤若しくは再生医療等製品又は検査試薬を使用して検査した場合において、当該検体からA型インフルエンザウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認されること。
備考（対象とする家畜伝染病）	高病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ

（ア） 関係者等からの通報を受けた家保（以下「現地家保」という。）の家畜防疫員は、当該通報に係る事項を様式1「異常家きん等の届出を受けた際の報告」（高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日付農林水産大臣公表、以下「防疫指針」という。）「防疫指針様式3」に沿って正確に記

録する。

- ・ また、死亡羽数等※については様式2-1「異常が発生した家きん舎における死亡羽数等調査票」(又は、死亡羽数等調査票様式2-2(雛の場合)、様式2-3(誘導換羽中の場合))及び様式2-4「異常が発生していない他の家きん舎における死亡羽数等調査票」により聞き取りし記録する。
- ・ さらに緊急的な措置について次の1から3の指導を行い、家きんの所有者等に現地到着時刻を連絡する。
- ・ なお、必要に応じて「死亡羽数等」及び「指導事項」についてはファクシミリで様式等を送信し、記載後の送信や緊急対応について指導する。
- ・ 関係者等からの通報を受けた家畜防疫員は、家保長に当該通報のあった旨を報告し、様式1及び2を畜産課にファクシミリや電子メール(以下「ファクシミリ等」という。)で送信するとともに、その概要、現地到着時刻及びその後の連絡方法について電話で連絡する。

※【参考】

平成25年4月1日付け24消安第6367号農林水産省消費・安全局長通知「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について」一部改正について及び平成25年4月1日付け24消安第6369号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知「家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出に係る留意事項について」の改正について(抜粋)

高病原性鳥インフルエンザの特定症状の運用について、21日齢以下のひなが死亡した場合、誘導換羽期間中の家きんが死亡した場合について考え方を提示

(イ) 現地家保長は、家畜防疫員に必要な用具を携行させ、原則として通報から2時間以内に当該農場に到着させるとともに、管内出張中の家畜防疫員を全て帰庁させる。

(ウ) 現地家保長は、当該農場に立ち入る家畜防疫員や畜産課との連絡担当者を配置するとともに、現地周辺の飼養状況等の関連資料の準備を職員に指示する。連絡担当者は、畜産課にファクシミリ等で定期的にその後の状況を連絡する。

【指導事項】

1 異常家きんの所有者等に対する指導事項

- (1) 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること。
- (2) 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。
- (3) 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することができないようにすること。
- (5) 簡易検査陽性時、消石灰等により農場境界を消毒すること。

2 獣医師に対する指導又は依頼事項

- (1) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、ウイルスの拡散を防止するよう指導・助言すること。
- (2) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (3) 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (4) 異常家きんが高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザでないと判明するまでの間は、農場に立ち入らないこと。
- (5) 高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、異常家きんを診察し、又はその死体を検査した日から7日間は、家畜防疫員の許可を得ずに農場に立ち入らないこと。

3 食鳥処理場から通報があった場合の措置事項

- (1) 公衆衛生部局と協議した上で、原則として、異常家きん及びこれと同一の農場から出荷された家きんのと殺を中止すること。
- (2) 畜産関係車両の入場を禁止すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること。
- (3) 従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。
- (4) 従業員等は、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判明するまでの間は、農場等に立ち入らないこと。
- (5) 異常家きんの出荷農場を直ちに特定し、1の(1)から(4)までの指導を行うこと。
- (6) 異常家きんの出荷に使用された車両を特定し、当該車両の消毒を徹底するとともに、原則として、異常家きんが高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜でないと判定されるまでの間は、当該車両が農場等に出入りしないよう指導すること。

イ 畜産課における緊急対応

畜産課は、家保から異常家きん等の通報により緊急対応を行う報告があった場合、直ちに次の対応を行う。

- (ア) 畜産課は、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に事例の概要を連絡するとともに、防疫指針様式3をファクシミリ等で送付する。
- (イ) 畜産課は、中央家保病性鑑定課（以下「病性鑑定課」という。）に連絡し、概要を伝達するとともに、検査担当職員の待機と検査の準備を指示する。

(2) 農場等での検査

現地家保の家畜防疫員は、高病原性鳥インフルエンザ等である可能性を念頭に置き、的確な聞き取り調査と臨床検査、病性鑑定材料の採取、病原体の飛散防止に配慮した立入検査を実施する。

ア 緊急立入準備

2の(1)の高病原性鳥インフルエンザ等を疑う届出等があった場合、家畜防疫員は病性鑑定用資材の点検と病性鑑定の準備を行う。

イ 出動

立入りは、家保の衛生指導課員を中心に、原則として採材係2名、搬入係1名の3名で班を編成し、2台の車に分乗、病性鑑定用資材を携行して農場へ急行する。

ウ 立入検査

立入検査の実施に当たっては、採材係、搬入係、現地家保、病性鑑定課及び畜産課は、次の措置を実施する。

(ア) 採材係

- ① 農場周辺に到着後、車は農場敷地外に駐車し、感染防護具（防護服、マスク、ゴーグル、手袋等：以下「PPE」という。）を着用し、立入検査を開始する旨を現地家保の連絡担当者に連絡した後、現地に携行した用具を持って立入検査を実施する。
- ② 当該農場に入ってから直ちに、通報の内容を確認し、様式3-1「異常家きんの症状等に関する報告」（防疫指針様式4-1）の内容に基づく聞き取り調査を実施する。
- ③ 家きん舎に入り、家きんの臨床症状と死亡羽数の推移を確認し、高病原性鳥インフルエンザ等の可能性が否定できない場合には、様式3-1（防疫指針様式4-1）の調査結果及び判断の根拠を現地家保の連絡担当者に電話で連絡し、簡易検査を実施することを連絡するとともに、様式3-1（防疫指針様式4-1）を現地家保にファクシミリ等により送信する。
- ④ 適切に病性鑑定材料を採取するとともに、死亡家きん及び異常家きん（異常家きんがない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を実施し、結果を現地家保の連絡担当者に連絡する。
- ⑤ 病性鑑定材料の容器等を適切に消毒した後、搬入係に手渡す。
- ⑥ 病性鑑定材料を搬出した後は、次の措置を講ずる。
 - a 家きんの飼養者等に、法第32条第1条の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する方針であることを伝達し、制限が適用されるまで移動を自粛するよう指示する。
 - ・ 生きた家きん
 - ・ 家きん卵
(ただし、GPセンター（液卵加工場を含む。）等で既に処理されたものは除く。)
 - ・ 家きんの死体
 - ・ 家きんの排せつ物等

- ・ 敷料、飼料、家きん飼養器具
 - b 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
 - c 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。
 - d 当該農場に関する過去21日間における次の情報について調査し、現地家保に速やかに報告する。
 - ・ 家きんの過去21日間の移出入の移動履歴
 - ・ 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲

農場主、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者

 - ・ 家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ちに入る車両
 - ・ 堆肥の出荷先
 - ・ 種卵の出荷先
- (⑦) 聞き取り内容や臨床症状等から、高病原性鳥インフルエンザ等を否定することができるとして判断した場合には、その明確な根拠を現地家保の連絡担当者に報告するとともに、現地家保長及び畜産課の了承を得た後、帰庁する。

(イ) 搬入係

- ① 農場周辺に到着後、車両とともに敷地外で待機する。
- ② 採材係から病性鑑定材料を受け取った際には、材料の詳細及び農場出発時間等を現地家保の連絡担当者に連絡する。
- ③ 病性鑑定材料の入った容器等を再度消毒するとともに、中央家保に直接搬入又はあらかじめ打合せした引渡し場所に移動し、病性鑑定課職員に材料を手渡した後、車両と病原体に汚染された可能性のある物品を十分に消毒する。

(ウ) 現地家保

- ① 簡易検査の結果が陽性となった場合には報道発表することを念頭に置き、現地情報連絡会議の開催や、消毒ポイント及び移動制限区域の設定等について準備する。
- ② 採材係及び搬入係からの情報を取りまとめ、速やかに、畜産課に電話又はファクシミリ等で連絡する。
- ③ 採材係から様式3-1（防疫指針様式4-1）等の資料の送付があった場合には、直ちに畜産課及び病性鑑定課にファクシミリ等により送信する。
- ④ 採材係から簡易検査を実施する旨の連絡があった場合には、この内容について当該農場を管轄する地域県民局（以下「現地地域県民局」という。）地域農林水産部長に伝達する。
- ⑤ 採材係から簡易検査結果の連絡があった場合には、現地地域農林水産部長、畜産課及び病性鑑定課に検査結果を連絡する。

(エ) 畜産課

- ① 簡易検査の結果が陽性となった場合には、報道発表することを念頭に置き、府内情報連絡会議の開催や報道発表等について準備する。
- ② 立入りした家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果の状況等の情報について、直ちに動物衛生課に報告するとともに、報道発表する旨を伝達し、調整する。
 - ・ 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合
 - ・ 簡易検査によりA型インフルエンザウイルスの抗原が確認された場合
 - ・ 民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合
- ③ (ア) の⑥のd及び検査のスケジュールについて、現地家保から情報を取りまとめ、動

物衛生課に報告する。

(オ) 病性鑑定課

- ① 病性検査の準備を進めるとともに、病性鑑定材料の受渡し等の詳細について、現地家保と連絡調整する。
- ② 簡易検査の結果が陽性の場合は、出張中の課員を全て帰庁させ、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）結果が陽性となった場合に備えた検査の準備を進める。
- ③ 病性鑑定材料を受け取った際は、速やかに検査を実施するとともに、畜産課に連絡し、検体の到着時刻と検査の終了予定時刻を連絡する。

(3) 簡易検査陽性時の対応

畜産課、現地家保、現地家保以外の家保（以下、「他家保」という。）及び当該地域県民局は、高病原性鳥インフルエンザ等と判定された場合に備え、次の措置を講ずる。

ア 現地家保

(ア) 現地情報連絡会議と地方支部の準備

現地地域農林水産部に連絡し、現地情報連絡会議構成員の招集、現地情報連絡会議の開催、地方支部の設置準備を依頼する。

(イ) 関係者への連絡

市町村と協力し、家きん飼養農場、関係団体等に報道発表された事例の概要等をファクシミリ等により通知するとともに、家きん飼養者に対し、病原体の侵入防止対策と異常家きん確認時の迅速な通報を再徹底するよう指導する。

(ウ) 管内の家きん飼養状況と異常の有無の確認

市町村と協力し、電話、ファクシミリ等により、管内の家きんの飼養状況を確認するとともに、家きんの異常の有無を調査する。

(エ) 県職員動員数の報告

高病原性鳥インフルエンザ等発生時の県職員動員に係る基本方針（平成20年1月4日農林水産部）（以下、「動員方針」という。）に基づく発生農場数及び飼養羽数に応じた県職員動員数を畜産課に報告する。

(オ) 防疫対策チームの派遣

発生農場への防疫対策チームの派遣が必要と判断した場合は、畜産課衛生・安全グループに派遣を要請する。

(カ) 発生状況確認検査計画及び家畜防疫員数の試算

周辺農場における飼養状況を調査して発生状況確認検査の計画を作成し、検査に必要な家畜防疫員数を試算する。なお、現地家保において発生状況確認検査に必要な家畜防疫員数が不足する場合は、畜産課に他家保からの派遣を要請する。

(キ) 事前の農場調査（事前調査班）

- ① 事前調査班を編成し、防疫作業全体を円滑かつ効率的に進めるために、発生農場の鶏舎構造や周辺環境を事前に調査する。

また、鶏舎構造や規模に応じた殺処分作業の進め方及び発生農場班の編成、地勢、気象等の条件に応じた基本動員計画の過不足、資材の準備、埋却地等への動線、乗り入れ可能な重機等の選定など、防疫作業を効率的かつ安全に進めるために重要な事項に関して判断する。

- ② 事前調査班の構成員は、家保職員、地域農林水産部職員（畜産課または農業普及振興室及び水利防災課）とし、必要に応じて市町村担当者を加えるものとする。

- ③ 事前調査班は、発生農場に出向き、あらかじめ準備した農場防疫計画の再確認又は修正を行う。

- ④ 事前調査班は、調査結果を写真に撮り、携帯電話、メール等により家保又は地域農林水産部畜産課（農業普及振興室）に報告し、情報を共有する。
- (ク) 防疫資材の点検と確保
備蓄資材の数量を確認するとともに、不足する資材の調達方法を検討する。
- (ケ) 通行の制限等の準備
地域農林水産部と協力し、法第15条に基づく通行の制限又は遮断を行う場所を検討する。
- (コ) その他
- ① 管轄の県民局等関係機関に本病を疑う疾病の発生について隨時情報提供する。
- ② 発生農場の防疫拠点となる現場事務所の設置場所や指揮命令系統を検討する。
- (サ) 緊急消毒ポイント設置の要請
緊急消毒ポイントの設置場所を決定し、現地地域農林水産部に報告する。
- (シ) 移動制限区域等及び消毒ポイント設定の準備
移動制限及び搬出制限区域について、防疫マップを用い、当該市町村と協力して設定するとともに、区域内の家きん飼養農場及び関連施設をリストアップする。また、制限区域の出口に消毒ポイントの設置場所を決定し、現地地域農林水産部に報告する。
- (ス) 追跡調査
採材係は当該農場において、症状の経過、家きんの飼養状況、家きん及び物品の移動状況等を引き続き調査するとともに、農家台帳の内容を確認する
- (セ) 畜産課への報告
上記(ア)から(ス)の事項について順次取りまとめ、速やかに畜産課に報告する。

イ 他家保

- (ア) 家畜防疫員等の待機
現地家保以外の家保長は、出張している職員を呼び戻すとともに、全職員に対し、事務所での待機を指示する。
- (イ) 関係者への連絡
地域農林水産部と協力し、現地情報連絡会議構成員、関係団体等に報道発表された事例の概要等をファクシミリ等により通知する。
- (ウ) 管内の家きん飼養状況と異常の有無の確認
市町村と協力し、家きん飼養農場に対し、報道発表された事例の概要等をファクシミリ等で通知する。また、家きんの飼養状況と家きんの異常の有無を調査するとともに、家きん飼養者に対し、病原体の侵入防止対策と異常家きん確認時の迅速な通報を再徹底するよう指導する。
- (エ) 防疫資材の点検・確認
家保で保有する防疫資材の数量及び状態を確認し、現地家保に提供可能な資材をリストアップする。
- (オ) 防疫対策チームの派遣
畜産課から防疫対策チームの派遣要請があった場合には、現地家保にチーム員を派遣する。

ウ 現地地域農林水産部

- (ア) 現地情報連絡会議と地方支部の準備
現地地域農林水産部は、現地情報連絡会議構成員を招集し、現地情報連絡会議を開催し、情報共有するとともに、県民局の各部署の役割を確認する。また、地方支部の設置を準備する。
- (イ) 移動制限区域等及び消毒ポイントの報告
移動制限区域、搬出制限区域及び消毒ポイントについて、現地家保が設定した内容を畜産

課に報告する。

(ウ) 緊急消毒ポイントの設置

農業普及振興室は、現地家保から報告のあった緊急消毒ポイントについて道路占用許可等の必要な手続について確認、設置する。

(エ) 制限区域消毒ポイントの準備

緊急及び現地家保が選定した制限区域消毒ポイントについて、農業普及振興室は、道路占用許可等の必要な手続について確認し、当該市町村等の協力を得て、地権者の承諾を得る準備をする。

(オ) 防疫従事者の集合施設及び健康調査会場の準備

動員された防疫従事者を受け付ける集合施設及び健康調査の会場を検討する。

(カ) 支援グループの派遣

地方支部への支援グループの派遣が必要と判断した場合は、畜産課衛生・安全グループに派遣を要請する。

(キ) 畜産課への報告

上記(ア)から(カ)の事項について順次取りまとめ、現地家保と協議した上で、速やかに畜産課に報告する。

エ 他地域農林水産部

(ア) 防疫従事者の動員に備えた準備

局内からの防疫従事者の動員に備え、参考可能な職員をリストアップする。

(イ) 関係者への連絡

現地情報連絡会議構成員、関係団体等に報道発表された事例の概要等をファクシミリ等により通知する。また、必要に応じて現地情報連絡会議を開催し、関係者との情報共有を図る。

(ウ) 支援グループの派遣

畜産課から支援グループ員の派遣要請があった場合には、地方支部にグループ員を派遣する。

オ 畜産課

(ア) 庁内情報連絡会議の開催

庁内連絡会議構成員に連絡し、庁内情報連絡会議を開催する。

(イ) 他家保への情報伝達と指示

他家保に事例の概要等について情報提供するとともに、家畜防疫員の待機と、緊急連絡網及び防疫資材の調達と点検を指示する。

(ウ) 近隣県への情報提供

動物衛生課に確認した上で、近隣県に事例の概要等について情報提供する。

(エ) 公表及び報道対応

畜産課は、農林水産政策課に必要な情報を提供するとともに、次の対応を依頼する。

① 知事(知事が不在の場合、報道監(農林水産部次長))が、事例の概要、簡易検査結果、今後の検査予定及び防疫方針等について動物衛生課と調整を図り、報道機関に公表する。

② 公表に当たっては、病性確定前であることを十分に説明するとともに、本病である場合には、人・車両を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。

③ 発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までにとどめ、当該農場の名称等の公表は差し控える。

④ 我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることにより人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。

- ⑤ 報道機関等に対し、次の事項について協力を求める。
 - ・プライバシーの保護に十分配慮すること
 - ・発生農場には近づかないなど、感染拡大防止及び防疫作業の支障にならないようすること。
- ⑥ 報道機関に対し、情報を集約し必要に応じて資料を配布するほか、定期的に広報用資料を配布することを説明し、畜産課等の関係課への直接の取材は避けるよう依頼する。
- ⑦ 公表する内容について、関係部局、県警察本部、自衛隊、市町村及び次の関係機関・団体に文書で情報提供するとともに、防疫活動に対しての協力を要請する。

【畜産関係団体等】

- ①協会等 公益社団法人青森県獣医師会、同食鳥検査センター、一般社団法人青森県畜産協会、一般社団法人青森県配合飼料価格安定基金協会、八戸飼料穀物コンビナート協議会、青森県養鶏協会、青森県食鳥事業推進協議会、青森県動物薬品器材協会
- ②農協等 全国農業協同組合連合会青森県本部、青森県畜産農業協同組合連合会、青森県農業共済組合連合会
- ③その他 公益財団法人青森県学校給食会、青森県農業会議

(オ) 防疫従事者の動員

動員方針に基づき、農林水産政策課に県職員動員名簿の取りまとめを依頼する。県職員だけでは防疫従事者が不足すると想定される場合には、自衛隊の派遣について、動物衛生課と協議するとともに、農林水産政策課を通じて防災危機管理課に手続等の準備を依頼する。

(カ) 家畜防疫員等の派遣依頼

現地家保の試算において、発生状況確認検査等に従事する家畜防疫員が不足すると想定される場合には、他都道府県からの家畜防疫員の派遣の取りまとめを動物衛生課に依頼する。

(キ) 殺処分及び死体等の処理方法の検討

現地家保が報告した殺処分及び死体等の処理方法について検討し、必要に応じて関係課（行政経営管理課、林政課、農村整備課等）と調整する。処理方法等が決定した場合は、動物衛生課に報告する。

また、処理方法が埋却の場合で、地下水位が高いことが予想される場合には、試掘の実施も検討する。

(ク) 防疫資材の点検と確保

各家保に防疫資材の点検及び確保状況の報告を指示するとともに、県動物薬品器材協会に資材確保の協力を依頼する。

なお、各家保の確保状況を取りまとめ、当該農場における防疫作業の開始までに資材が不足することが予想された場合には、動物衛生課に連絡し、国の備蓄資材の提供の準備を依頼する。

(ケ) 移動制限区域等の設定の準備

現地地域県民局が作成した案を基に、移動制限及び搬出制限区域の範囲を検討するとともに、総務学事課に連絡し、県報登載について準備する。

なお、病性の判定前であっても、高病原性鳥インフルエンザ等である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

(コ) 消毒ポイントの設置の準備

現地家保が決定した内容を基に、消毒ポイントの設置準備を進める。

なお、病性の判定前であっても、高病原性鳥インフルエンザ等である可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに緊急的に消毒ポイントを設置する。

(サ) 通行制限の準備

法第15条に基づく通行の制限又は遮断について、候補となる場所を県警本部に情報提供し、準備を依頼する。

(シ) 動物衛生課との連絡

現地家保等からの情報を取りまとめ、動物衛生課に順次情報提供するとともに、必要に応じ、防疫対応について協議する。

また、次の事項について、現地家保からの情報を取りまとめ、遅くとも遺伝子検査の結果

が判明するまでに動物衛生課に報告する。

- ① 当該農場における家きん舎等の配置
- ② 周辺農場における家きんの飼養状況
- ③ 家きんのと殺に当たる人員及び資材の確保
- ④ 患畜等の死体の埋却地又は処理施設の確保(農林水産省の所有する移動式焼却炉の利用の有無を含む)
- ⑤ 消毒ポイントの設置場所
- ⑥ 当該農場の所在する市町村、隣接県及び関係機関への連絡

(4) 病性鑑定検査

ア 当該農場から搬入された検体について、病性鑑定課は、次の検査を行う。なお、検査は防疫指針別紙1の方法で行う。

(ア) 遺伝子検査

(イ) ウィルス分離検査

イ 病性鑑定課は、次のいずれかに該当する場合には、畜産課が動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウィルス又は核酸遺伝子抽出物を国立研究開発法人農業・食品産業研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）に送付する。

なお、動物衛生研究部門への検査依頼は防疫指針様式5により行う。

(ア) ウィルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウィルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「H I 試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合。

(イ) 遺伝子検査の結果、H 5 又はH 7 亜型に特異的な遺伝子が検出された場合。

(5) 県が実施するモニタリング検査で発見された場合の対応

防疫指針に規定される定点モニタリング又は強化モニタリングにおいて、A型インフルエンザウィルスに対する抗体が確認された場合には、畜産課が動物衛生課に連絡した上で、現地家保は、直ちに家畜防疫員を当該農場に派遣し、(2) 及び (4) の検査を実施する。

(2) 及び (4) の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、畜産課が動物衛生課とあらかじめ協議した上で、病性鑑定課は、H 5 又はH 7 亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究部門に送付する。

(6) その他

(2) から (4) までの措置は、家きんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、現地家保は直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、(2) に準じた措置を講ずる。

なお、異常家きんが県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合、畜産課は直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

4 病性決定時の措置

2の(4)の検査の結果を受け、農林水産省が防疫指針第5の2により高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜と判定した場合には、畜産課、地域農林水産部及び家保は、次の措置を行う。

(1) 現地家保

ア 病性の決定

家畜防疫員は、検査結果を当該家きんの飼養者に連絡し、当該家きんの所有者に対して、当該家きんに起因する本病のまん延を防止することについて、当該所有者が当該家きんのと殺、死体の焼却、汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の防疫措置を実施する第一義的責任を有していることを説明する。

また、当該ウイルスがH5N1又はH7N9亜型である場合には、発生農場を管轄する保健所長に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第13条第1項に規定される、指定感染症の発生を届け出る。

イ 関係者への連絡

現地家保は、発生農場から半径3キロメートル以内の農場及びその他県が必要と認める者に対して、発生農場の住所についても情報提供する。

なお、情報提供する際には、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

(2) 現地地域農林水産部

ア 地方支部の設置

地方支部を設置するとともに、地方支部対策会議を開催し、これまでの経緯の確認、殺処分方法や移動制限等の防疫措置方針の決定、構成員の役割分担と連携を確認し、協力要請を行う。

なお、地方支部構成員の勤務時間は、原則12時間2交代制とし、当分の間は、毎日24時間執務体制をとれるよう配慮する。

イ 関係者への連絡

速やかに、次の者に対し、患畜又は疑似患畜と判定されたこと及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

(ア) 管内家きん飼養者

(イ) 管内の各市町村

(ウ) 支部獣医師会、生産者団体その他関係団体の支部

(3) 他地域農林水産部及び他家保

ア 家畜防疫員等の派遣

畜産課から、現地家保への家畜防疫員等の派遣依頼があった場合には、他家保長は、家畜防疫員等を現地家保に派遣する。

畜産課又は地方支部から職員の派遣依頼があった場合、発生地域以外の地域農林水産部長は、職員を地方支部に派遣する。

イ 関係者への連絡

地域農林水産部は、家保と協力し、次の者に対し、患畜又は疑似患畜と判定されたこと及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

(ア) 管内の家きん飼養者

(イ) 管内の各市町村

- (ウ) 支部獣医師会、生産者団体その他関係団体の支部
- ウ 防疫従事者の派遣
 - (ア) 地域農林水産部は、動員バス等の出発時刻、到着予定時刻を地方支部へ連絡する。
 - (イ) 地域農林水産部は、動員バス等の出発前に、車内で作業スケジュール等の基本事項について説明を行う。その際、防疫従事者に所属する班名を伝える。

(4) 畜産課

ア 患畜等発生の告示

現地家保の家畜防疫員の届出に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の発生を県報に登載して告示するとともに、農林水産大臣に報告する。発生のあった市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報する。

イ 関係者への連絡

速やかに、次の者に対し、患畜又は疑似患畜と判定されたこと及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

(ア) 3の(3)のオの(エ)の⑦の畜産関係団体等

(イ) 近隣県

(ウ) 他家保

ウ 公表

県対策本部が設置されること、発生の概要及び防疫措置及び今後の防疫方針等について動物衛生課と調整を図り、国及び県が同時に公表する（防疫指針様式6）。

なお、以後の報道機関等の対応は、3の(3)のオの(エ)に準じて実施する。

エ 県対策本部の設置

県対策本部を設置して県対策本部会議を開催し、防疫対応の方針等を決定する。

オ 防疫措置に必要な人員の確保

防疫措置に必要な人員が、県職員、市町村及び関係団体等だけでは不足する場合には、動物衛生課と協議が整った上で、防災危機管理課を通じ、自衛隊法第83条第1項の規定に基づく災害派遣要請を行う。

また、家畜防疫員が不足する場合には、動物衛生課と協議した上で、国の職員や他都道府県の家畜防疫員の派遣を依頼する。

カ 防疫資材の確保

物資等の緊急輸送等に係る協定を締結している団体に対し、備蓄資材を発生農場近隣に設置した集合施設や発生農場等に運搬するよう要請する。それでも資材が不足する場合には、畜産課及び防災危機管理課が締結している協定を活用し、防疫作業に必要な資材を確保する。

5 発生農場における防疫措置

(1) と殺（殺処分）

ア 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所有者に対し、法第16条に基づきと殺することを伝達し、と殺指示書を交付する（様式21、防疫指針様式7）。当該家きんの所有者による迅速かつ適切なと殺の実施が困難であると認められる場合においては、法第16条第3項に基づき、家畜防疫員がと殺を実施する。

その際には、高病原性鳥インフルエンザ等の概要、関係法令の内容、所有者の義務及び防疫方針を説明するとともに、法第52条の3の規定により、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができないことについて、遗漏なく説明する。

イ 発生農場への出入口は、原則として1か所に限定し、その他の出入口については、綱を張る等の方法により閉鎖する。

ウ 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する※。

※肉用鶏平飼い5～10万羽、採卵鶏ケージ飼い3～6万羽の飼養規模の場合を想定。

エ と殺は、原則として家きん舎内で行う。やむを得ず家きん舎外でと殺する場合には、柵などを用意し、ウイルスの拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

オ と殺は、動物福祉に配慮しつつ、二酸化炭素ガス、泡殺鳥機等により行う。また、臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行う。

カ と殺に当たっては、家きんの所有者、防疫従事者等の感染防止、健康管理及び安全確保に留意するとともに、家きんの所有者、防疫従事者等の心情にも十分に配慮する。

(2) 死体の処理

ア 家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対し、当該死体の焼却、埋却又は化製処理を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な死体の処理の実施が困難であると認められる場合においては、法第21条第4項に基づき、家畜防疫員が死体の処理を実施する。

イ 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定された後72時間以内に焼却し※、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。

※肉用鶏平飼い5～10万羽、採卵鶏ケージ飼い3～6万羽の飼養規模の場合を想定。

ウ 焼却又は化製処理を行う場合には、畜産課は焼却施設等の所有者または管理者の合意が得られていることを確認の上、動物衛生課と協議を行う。

エ 焼却、埋却又は化製処理のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

（ア）原則として、密閉車両及び密閉容器等を用いる。これらがない場合には運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

（イ）積込み前後に車両表面全体を消毒する。

（ウ）原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

（エ）移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

（オ）死体を処理する場所まで、家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員等が同行する。

（カ）運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

（キ）移動経過を様式52に記録し、保管する。

- オ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- (ア) 焼却施設等に出入り口で運搬車両の消毒を行う。
- (イ) 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- (ウ) 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- (エ) 死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物等を積み下ろした場所から死体投入場所までの経路並びに使用した設備及び資材を消毒する。
- (オ) 焼却又は化製処理が完了し、(エ) の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。
- オ 焼却、埋却又は化製処理が困難な場合には、発酵による消毒を行う。

(3) 汚染物品の処理

- ア 家畜防疫員は本病ウイルスにより汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対し、当該物品の焼却、埋却又は消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な汚染物品の処理が困難であると認められる場合においては、法第23条第3項に基づき、家畜防疫員が汚染物品の処理を実施する。
- イ 発生農場等に由来する次の物品は法第23条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、汚染物品として、焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家きんが接近しない場所に限る。）において埋却し、又は化製処理を行う。焼却、埋却又は化製処理による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。
- (ア) 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、G Pセンター等で食用に処理されたもの及び種卵を除く。）
- (イ) 種卵（ただし、病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (ウ) 排せつ物
- (エ) 敷料
- (オ) 飼料
- (カ) その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- ウ 汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
- (ア) 原則として、密閉車両又は密閉容器等を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- (イ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (ウ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (エ) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- (オ) 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- (カ) 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- (キ) 移動経過を様式52に記録し、保管する。
- エ 焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて実施する。
- (ア) 焼却施設等の出入り口で運搬車両の消毒を行う。
- (イ) 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

- (ウ) 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- (エ) 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

(4) 家きん舎等の消毒

家畜防疫員は、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等の所有者に対し、当該家きん舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条第3項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した家きん舎等における消毒を、法施行規則第30条の基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

(5) 食鳥処理場における防疫措置

食鳥処理場において異常家きんが患畜又は疑似患畜であると判定された場合、当該処理場において（1）から（4）に準じた防疫措置を講ずることとする。

なお、（4）に準じる処理場における消毒については、原則として、農林水産部職員は処理場内の生きた家きんが扱われる場所を、健康福祉部職員はそれ以外の処理施設内を中心とし、両部局が連携して実施し、家きん排せつ物や羽毛等が十分に除去されるよう洗浄した上で、1回以上の消毒をもって消毒の完了とすることができる。

(6) 家きんの評価

- ア 家きんの評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該家きんが患畜又は疑似患畜であることは、考慮しない。
- イ 評価額の算出は、原則として、防疫指針留意事項別紙2により行い、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費を加算して行い、これに産卵供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。
- ウ 家きんの所有者等は、と殺に先立ち、家きんの評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について、体格が分かるように写真を撮影する。
- エ 農林水産省は、都道府県において家きんの評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

6 通行の制限又は遮断

(1) 畜産課は、動物衛生課と協議した後、法第15条の規定に基づく発生農場周辺の通行の制限又は遮断について、県警本部に協力を要請する。現地家保は、畜産課からの指示があり次第、管轄の警察署及び市町村と協力し、法第15条の規定に基づき発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。なお、通行の遮断箇所の運営等は、現地地域農林水産部が管理者となり、警察署、市町村と協力して実施する。

ただし、7の(1)により、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。

(2) 法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、地方支部は、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるようあらかじめ調整する。

(3) 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示等の方法については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

7 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域

(1) 制限区域及び監視強化区域の設定

畜産課は、本病の発生の確認後、速やかに、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき定めた青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和50年4月青森県規則第19号。以下「県規則」という。)に基づき、移動制限区域及び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)、期間及び内容等について告示する。

なお、制限区域及び監視強化区域の設定は、原則として防疫指針の第9の1(1)から(3)により行い、非商用農場(飼養羽数が100羽未満(だちょうにあっては、10羽未満)の農場であって、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に、当該農場からの家きん等の移動がないことが疫学調査により確認されたものをいう。以下同じ。)で発生が確認された場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を設定しないことができる。

また、7の(5)により制限が解除された区域(他の農場での高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生を契機として設定された移動制限区域又は搬出制限区域と重複している区域を除く。)について、本病の発生の監視を強化する区域(以下「監視強化区域」という。)として設定する。

(2) 家きんの所有者等への連絡

畜産課は、制限区域及び監視強化区域(以下「制限区域等」という。)の設定後、速やかに、養鶏関係団体、飼料製造業者等に対し、発生農場の所在地及び制限内容等について、電話、ファクシミリ等により周知する。

地域農林水産部は、家保及び市町村と協力し、速やかに、区域内の全ての家きんの所有者に対し、制限内容等について、電話、ファクシミリ等により周知する。

(3) 制限区域内の農場等への指導

ア 制限区域等を管轄する地域農林水産部は、次に挙げる者に対し、それぞれに定める事項について関係者への指導を行う。また、家保と協力し、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

【指導事項】

(ア) 家きんの所有者

- ① 家きん舎等への関係者以外の出入りを自粛すること。
- ② 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ③ 家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること
- ④ 家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等の病原ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

(イ) 獣医師等の畜産関係者

- ① 携行する器具又は薬品は、最小限とすること。
- ② 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ③ 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ④ 車両の農場の敷地内への乗り入れを自粛すること。
- ⑤ 移動経路を記録し、保存すること。

(ウ) 飼料輸送業者・集卵業者・家きん取扱業者・廃鶏取扱業者

- ① 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ② 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ③ 複数の農場を連続して配送、集卵又は集荷を行わないこと。
- ④ 配送経路を記録し、保存すること。

(エ) 死亡鳥取扱業者

- ① 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ② 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ③ 原則として、農場の出入口で受渡しを行うこと。
- ④ 配送経路を記録し、保存すること。

(オ) 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

車両の消毒を徹底すること。

イ 制限区域等を管轄する地域農林水産部は家保と協力し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、制限区域内の全ての家きん所有者を対象に、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数（次の（ア）から（ウ）までに掲げる異常を確認した場合にあっては、直ちに、その旨）を制限区域等の解除日まで報告するよう求める。

（ア）同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りでない。

（イ）家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザ等の感染家きんが呈する症状を確認した場合

（ウ）5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかである場合を除く。）又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

ウ 報告先は現地地域農林水産部とし、現地地域農林水産部は、アの報告を集計し、直ちに現地家保に連絡する。

（4）制限区域の変更

ア 制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が多発すると考えられる場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

イ 制限区域の縮小

発生状況等から、移動制限区域の設定を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3キロメートル、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1キロメートルより拡大した場合にあっては、発生状況、周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を高病原性鳥インフルエンザの場合は半径3キロメートルまで、低病原性鳥インフルエンザの場合は半径1キロメートルまで縮小することができる。この際、高病原性鳥インフルエンザの場合には半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域を、低病原性鳥インフルエンザの場合には半径5キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域を搬出制限区域とする。

(5) 制限区域等の解除

次の要件に該当する場合は、畜産課は、動物衛生課と協議の上、県規則第3条第2項の規定に基づき、告示により制限を解除する。

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

(ア) 移動制限区域

次の要件のいずれにも該当する場合

- ① 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び汚染物品の処理及び家きん舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する防疫指針第12の2の(2)の清浄性確認検査により全ての農場で陰性を確認すること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後21日が経過していること。

(イ) 搬出制限区域

- (ア) の①の検査及び防疫指針第12の2の(3)の搬出制限区域解除検査により全ての農場で陰性を確認した場合。

(ウ) 監視強化区域

次の要件のいずれにも該当する場合

- ① 防疫指針第12の2の(4)の監視強化区域解除検査により全ての農場で陰性を確認すること。
- ② 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過していること。

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

(ア) 移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様。

(イ) 搬出制限区域

防疫指針第12の2の(1)の発生状況確認検査において、制限区域内の全ての農場で陰性を確認した場合。

(ウ) 監視強化区域

高病原性鳥インフルエンザの場合と同様。

(6) 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げる物品とする。

ア 生きた家きん

イ 家きん卵（ただし、G Pセンター等で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

ウ 家きんの死体

エ 家きんの排せつ物等

オ 敷料、飼料、家きん飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものは除く。）

(7) 制限の対象外

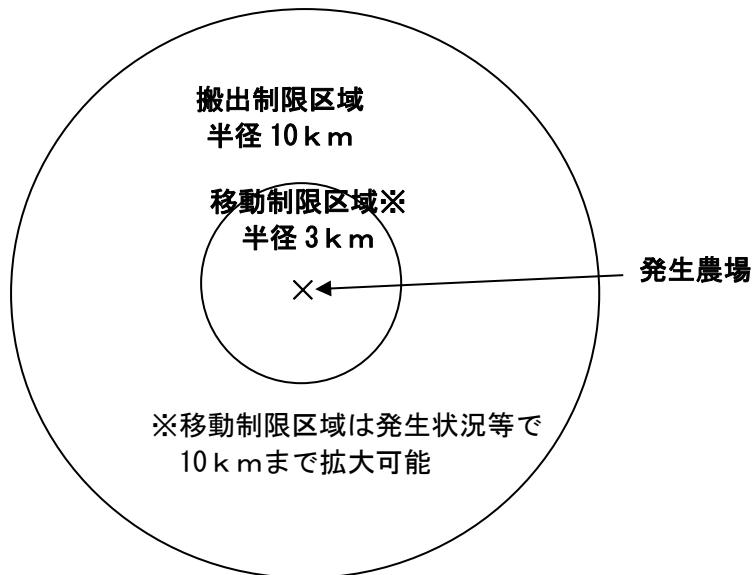
本病の発生状況、清浄性の確認状況等を勘案し、動物衛生課と協議の上、防疫指針第9の5の要件を満たした物品について、制限の対象外にことができる。

なお、制限区域等を管轄する家保長は、制限の対象外とする物品を移動しようとする者の申請に基づき、県規則第4条第1項の3に規定される移動等許可証を発行するとともに、市町村及び地域農林水産部と協力し、防疫指針第9に規定される移動時に講ずるべき措置を実施するよう、関係者を指導する。

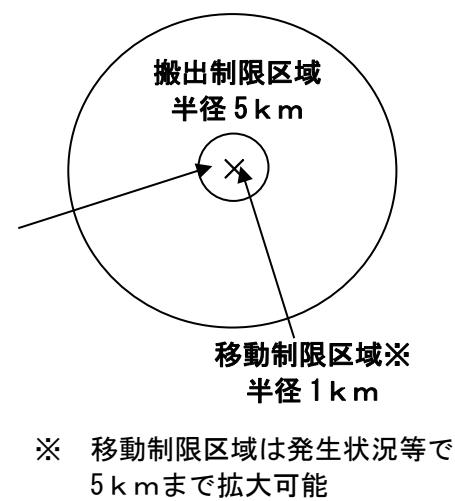
【参考】 移動制限区域及び搬出制限区域

1 区域の範囲

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合



(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合



(3) 食鳥処理場での発生の場合

ア 食鳥処理場を中心とした半径 1 km以内の区域を移動制限区域とする。

イ 当該家きんの出荷元農場を中心とし、(1)、(2) のとおり制限区域を設定する。

2 制限の対象

生きた家きん、家きん卵 (GPセンター等で既に処理されたもの及び病性等判定日から遡って 14日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)、家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料、飼料、家きん飼養器具 (適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものは除く。)

3 移動・搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	食用家きん (農場→食鳥処理場)	食用卵 (農場→GPセンター)	種卵 (農場→ふ卵場 又は検査等施設)	初生ひな (移動制限内の種卵由来) (ふ卵場→農場)	初生ひな (移動制限外の種卵由来) (ふ卵場→農場)
移動制限区域	移動制限区域	△ (1)	△ (2)	△ (3)	△ (3)	△ (4)
	搬出制限区域	△ (1)	△ (2)	△ (3)	△ (3)	△ (4)
	制限区域外	×	△ (2)	△ (3)	△ (3)	△ (4)
搬出制限区域	移動制限区域	△ (5)	△ (5)	△ (5)	△ (3)	△ (5)
	搬出制限区域	○	○	○	△ (3)	○
	制限区域外	△ (5)	△ (5)	△ (5)	△ (3)	△ (5)
制限区域外	移動制限区域	△ (6)	△ (6)	△ (6)	△ (3)	△ (6)
	搬出制限区域	○	○	○	△ (3)	○
	制限区域外	○	○	○	○	○

○：条件なしで移動可能、△：条件つきで移動可能、×：移動不可

(数字は防疫指針第9の5の(1)～(6)に対応)

8 家きん集合施設の開催等の制限

(1) 制限事項

ア 畜産課は、動物衛生課と協議の上、県規則第6条第1項の規定に基づき、制限区域における次の事業の実施、催物の開催等を禁止する。なお、当該事項の禁止は、県規則第6条第2項及び第3の規定に基づき、告示等により実施する。

(ア) 移動制限区域内

- ① 食鳥処理場（食肉加工場を除く）：新たな家きんの受入れ
- ② G Pセンター：新たな食用卵の受入れ（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなG Pセンターにおける併設家きん舎からの受入れについては除く。
この場合には、併設家きん舎において防疫指針第9の5の(2)の検査で陰性が確認されるまでは、当該G Pセンターからの食用卵の出荷を行わないこと）
- ③ ふ卵場：新たな種卵の受入れ（ふ卵業務は継続することができるが、ふ化した初生ひなの出荷は移動制限の対象。）
- ④ 品評会等の家きんを集合させる催物

(イ) 搬出制限区域内

動物衛生課と協議の上、品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

(ウ) 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場

畜産課は、動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れを停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、畜産課は、当該ふ卵場が防疫指針第10の4の(3)の再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となる全ての種卵の隔離又は処分が完了した場合、動物衛生課と協議の上、種卵の受入れの停止及び初生ひなの出荷一時停止を解除することができる。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、防疫指針第9の5の(3)の①のアの(イ)のcに準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課と協議の上、出荷することができる。

イ 制限区域を管轄する地域農林水産部は、市町村及び家保と協力し、アの制限の対象となる施設等に、制限の内容を周知するとともに、制限の内容が徹底されるよう関係者を指導する。

(2) 制限の対象外

本病の発生状況、清浄性の確認状況等を勘案し、動物衛生課と協議の上、防疫指針第10の4の要件を満たした場合について、制限の対象外にすることができる。地域農林水産部は、市町村及び家保と協力し、防疫指針第10の4に規定される再開後の遵守事項が徹底されるよう、関係者を指導する。

なお、再開した施設において、遵守事項が守られていないことが確認された場合は、当該施設における事業の実施を再度禁止する。

9 消毒ポイントの設置

(1) 設置

- ア 本病の発生を想定して、あらかじめ消毒ポイントの設置案を作成するものとし、農場ごとの設置場所及び箇所数を家畜保健衛生所長が決定する。
- イ 発生農場及び制限区域を管轄する地域農林水産部農業普及振興室は、設置案に基づき、道路使用許可（警察署）、道路占用許可（国土交通省青森河川国道事務所又は地域県民局地域整備部）等の必要な手続及び設置場所の地権者に承諾を得た後、市町村、警察署、道路管理者等の協力を得て、感染拡大を防止することに重点を置き、次の（ア）、（イ）の消毒ポイントを設置する。ただし、7の（1）により、移動制限区域を設定しない場合には、必要に応じて消毒ポイントを設置する。

なお、消毒ポイントの設置場所と対象車両は県対策本部が周知することとし、特に畜産関係車両（家きん用飼料輸送車、家きん輸送車、家きん飼養者、家きん由来堆肥等輸送車、家畜診療車、畜産関係資材等輸送車、動物用医薬品販売業者等の業務用車両など）については、必ず消毒ポイントを通行するよう各業界団体に周知する。

（ア）緊急消毒ポイント

簡易検査の陽性判定後、速やかに設置することとし、農場出入口のほか、状況に応じて当該農場からおおむね1キロメートルの範囲内に設定する。

対象は一般車両を含めた全ての車両とし、出入り双方向に向かう車両を消毒するものとする。

（イ）制限区域消毒ポイント

患畜又は疑似患畜決定後に設置することとし、移動制限境界及び搬出制限区域境界付近の幹線道路沿いに設定する。

対象は畜産関係車両とし、消毒は制限区域から出る方向のみ実施するものとする。

また、高速道路インターチェンジが制限区域内の場合は高速道路の入口側に設置する。

- ウ 消毒ポイントでの消毒作業は、原則、大型車両も停車可能なスペースを確保して実施することとし、動力噴霧器等により車両全体を消毒するとともに運転席の清拭も行い、また運転手の手指の消毒及び靴底の消毒を徹底する。

(2) 設置場所の見直し

移動制限区域の拡大、縮小等に合わせて、その都度、設置場所を見直す。

(3) 運営

県対策本部では畜産課、地方支部では地域農林水産部農業普及振興室職員が総括責任者となり、県民局職員、県警、市町村、関係団体等が協力して運営する。

原則、8時間3交代制の24時間体制で作業することとするが、畜産関係車両の稼働状況を考慮し、運営時間を制限できるものとする。

10 ウイルス浸潤状況の確認

(1) 疫学調査

ア 疫学調査の実施方法

現地家保は、現地地域農林水産部と協力し、防疫指針第4の3の(2)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染したおそれのある家きん（以下、「疫学関連家きん」という。）を特定するための疫学調査を実施する。

【疫学調査に関する実施項目】

本病の感染経路をあらゆる面から検証するため、以下を参考に、関係者からの聞き取り調査等を実施することにより疫学情報の収集を行う。なお、感染経路の究明のために行う検体の採取に当たっての検体の種類及び検体数は、農場ごとの飼養状況や発生状況に応じて、動物衛生課と協議して決定する。

また、次に掲げる調査のうち、野鳥及びその生息地、飛来地等に関する調査については、自然保護課が実施する。

(ア) 調査対象

- ① 発生農場
- ② 発生農場と疫学関連のある畜産関係施設（種鶏場、ふ卵場、G Pセンター、食鳥処理場、農場、飼料工場、飼料販売先、農協等）
- ③ 発生農場周辺の水きん類の飛来している池等

(イ) 調査事項

- ① 河川、池、湖沼、ダム、山、湿地、道路、田畠、野鳥飛来地などの状況及び農場との位置関係
- ② 気温、湿度、天候、風量・風向など
- ③ 飼料運搬車両、集卵車両、機器搬入車両などの車両や運搬物資の動き
- ④ 農場所有者（又は管理者）及び従業員、管理獣医師、薬品業者、農協職員、郵便局員、宅配業者、家族、知人等の動き（海外渡航歴、野鳥等との接触の有無を含む。）
- ⑤ 野鳥、ねずみ、いたち等の野生動物、はえ、ごきぶり等の衛生害虫の分布、侵入及び接触機会の有無
- ⑥ 家きん舎及び付帯施設の構造、野生動物の侵入対策、給餌方法、給水方法（給与水の消毒を含む。）、機器・設備の他農場との共有の有無など

(ウ) ウィルス分離検査及び抗体保有状況検査

必要に応じて、動物衛生課と協議し、野鳥、野生動物及び周辺農場の豚等のウイルス分離検査及び抗体保有状況検査を実施する。

イ 疫学関連家きん

(ア) 高病原性鳥インフルエンザの場合

(1) のアの調査の結果、次の①から③までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、畜産課は動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき、移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに現地家保は臨床検査及び簡易検査を行うとともに、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の死亡羽数の報告を求め、患畜又は疑似患畜との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後、臨床検査及び簡易検査を行う。

- ① 病性等決定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性等決定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん
- ③ 防疫指針第5の2の(1)の②のオ及びカに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん。

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、畜産課は動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

(イ) 低病原性鳥インフルエンザの場合

(1) のアの調査の結果、次の①から③までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったものは、畜産課は動物衛生課と協議の上、疫学関連家きんとして、法第32条第1項の規定に基づき、移動を禁止する。疫学関連家きんと判明後、直ちに現地家保は臨床検査及び簡易検査を行い、患畜等との接触後（又は疫学関連家きんと判定された後）14日を経過した後、臨床検査及び血清抗体検査を行う。

- ① 病性等決定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性等決定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん
- ③ 防疫指針第5の2の(2)の②のキ及びクに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、畜産課は動物衛生課と協議の上、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

【疫学関連農場における移動制限】

疫学関連家きんの移動制限については、原則として患畜又は疑似患畜と接触後14日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、畜産課は動物衛生課と協議の上、解除することができる。疫学関連家きん以外の移動制限については、畜産課は動物衛生課と協議の上、対象物及び制限期間を決定する。

【疫学関連家きんにおける簡易検査及び血清抗体検査の検体数】

疫学関連家きんを対象とした簡易検査及び血清抗体検査における検体数については、当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに5羽とする。

(2) 制限区域内の周辺農場の検査

ア 発生状況確認検査

制限区域を管轄する家保は、他家保、市町村、農協等の関係団体と協力し、防疫指針第5の2により、動物衛生課から患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

（ア）高病原性鳥インフルエンザの場合 移動制限区域内の農場

（イ）低病原性鳥インフルエンザの場合 制限区域内の農場

イ 清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、アと同様の検査を実施する。

ウ 搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、高病原性鳥インフルエンザの発生の場合にあっては、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、搬出制限区域の農場戸数に応じて、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数を対象として、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

エ 監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過した後に、監視強化区域内の農場戸数に応じて、95%の信頼度で30%の感染を検出できる数を対象として、ウと同様の検査を行う。

オ 採材及び検査方法

アからエの検査の、検体の種類、検体数及び検査方法等は、防疫指針留意事項に基づき実施する。

(3) 検査員の遵守事項

（1）及び（2）の検査を行う者は、次の事項を遵守する。

ア 発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、（1）の調査及び（2）の検査において、農場に立ち入らないものとする。

ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。

イ 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

ウ 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

エ 立ち入った農場の家きんについて（1）のイ又は（2）の検査で異常又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜等に当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

11 ワクチン

- (1) 農林水産省が、発生状況等を考慮して緊急防疫方針を定め、緊急ワクチン接種の実施を決定した場合、接種地域を管轄する家保は、緊急防疫方針に基づき、速やかに緊急ワクチン接種を実施する。
- (2) 畜産課は、国が動物検疫所に備蓄ワクチンの送付を受けた場合には、防疫指針様式9により受領する。また、ワクチンの接種が終了した場合には防疫指針様式10により、動物衛生課に報告する。
- (3) ワクチンの接種は、法第31条の規定に基づき実施し、原則として、接種地域の外側から発生農場側に向けて、迅速かつ計画的に実施する。
- (4) ワクチンを接種するに当たっては、定められた用法及び用量に従うものとする。注射事故があった場合には、動物衛生課に連絡し、その指示に従うものとする。
- (5) 畜産課は、未開梱のワクチンについて、動物衛生課及び動物検疫所と調整し返還する。また、開梱又は使用期限切れのワクチンについては、焼却処分にするなど適切に処理を行う。

12 その他

(1) 農場監視プログラム

患畜又は疑似患畜とは判定されなかつたものの、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、防疫指針第15に基づき農場監視プログラムを適用する。

(2) 発生原因の究明

ア 畜産課、現地地域農林水産部及び現地家保は、本病の発生の確認後直ちに、発生農場における、家きん、人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員、キャッチャー等家きんに接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等）の出入り、飲用水及び飼料の給与状況、関係者の渡航履歴、物品の移動、野鳥の飛来状況、野生動物の確認状況、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査（環境サンプル等の採取を含む。）を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。

イ 現地家保は、感染経路の究明のため、発生農場における患畜又は疑似患畜のと殺時までに、発症家きんの病変部位、発症家きんがいる場所等を鮮明に撮影する。

また、畜産課と動物衛生課との協議の上、発症していない家きんを含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を、現地家保が実施する。

(3) 鳩レース愛好者への注意喚起

畜産課は、鳩レースの関係団体に対し、移動制限区域が解除されるまでの期間中、県内における鳩レースの開催及び訓練の自粛を要請する。

(4) 家きんの所有者及び防疫従事者への対応

本病の収束後も、家きんの所有者や防疫従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細かな対応を行うよう努める。

13 防疫手順書

【1 病性鑑定の検査手順】

1 初動立入検査

- (1)車両:原則、採材・調査と検体搬送の2台とする。
- (2)人員:採材・調査担当2名(採材係)及び検体搬送担当1名(搬送係)の計3名で対応する。
- (3)準備:農場到着後、車両を農場敷地外に駐車、採材係は防護服着用など拡散防止措置を確実に講ずる。
- (4)作業:採材班は、別記資材を持って農場に入場する。搬送係は、敷地外で待機し、携帯電話など連絡手段を確保する。

2 検査材料の採取

(1)採取羽数

原則、異常が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん(異常家きんが認められない場合には、生きた家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては8羽以上(8羽に満たない場合は全羽)、生きた家きんについては少なくとも2羽)。

(2)検査材料

気管スワブ及びクロアカスワブ(鶏以外の家きんに限る。)

精密検査用及び簡易検査用を各1本ずつ採材し、精密検査用はメジウム入り遠沈管に、簡易検査用は何も入っていない遠沈管に入れて密栓する。

【検査材料の採取に関する留意事項】

- ①死亡家きんは、ビニール袋内で気管切開し、確実に気管スワブを採取する。
- ②スワブ採取後は、ビニール袋を結束バンドなどにより封をし、外側に消毒薬を噴霧後に更に袋を二重に密封し、必要に応じて中央家保へ搬入する。

3 簡易検査

- (1)検査実施:塵埃の多いところを避け、検査時の温度に留意する。
- (2)検査羽数:2の(1)の羽数
- (3)検査材料:2の(2)の気管スワブ及びクロアカスワブ(鶏以外の家きんに限る。)

【農場内における簡易検査に関する留意事項】

- ①死亡家きんの検査を優先的に実施し、検査結果が陽性となった場合は直ちに畜産課に報告する。
- ②塵埃等による非特異反応を防止すること。可能であれば事務所等で実施する。
- ③死亡家きんをビニール袋内で気管切開し、確実に気管スワブを採取する。
- ④簡易検査は、ビニール袋内に用意した発泡スチロール等の容器内で実施する(別記参照)。
- ⑤簡易検査を実施する際、検査キットはあらかじめ容器に入れておき、反応温度はおおむね25°Cとする。特に冬期間は保温剤で20°C~30°Cの維持に努める。

4 簡易検査結果に基づく対応

(1)陽性の場合

- ①結果を直ちに現地家保に連絡し、飼養者に対して移動自粛を要請する。
- ②採取した検体を5の拡散防止措置を講じた後、直ちに病性鑑定課に搬入する。

(2)陰性の場合

- ①結果を直ちに現地家保に連絡し、遺伝子検査の必要があると判断された場合は、病性鑑定課に搬入する。このとき飼養者に対しては遺伝子検査の結果が判明するまで、移動自粛を要請する。
- ②類症鑑別を行う場合は、上記10羽を5の拡散防止措置を講じた後、現地家保に搬入する。

5 検体搬送に係る拡散防止

- (1)検体を入れた容器は、密閉を確認し、外側を消毒する。
- (2)家きんは、全ての死亡を確認してから、ビニール袋等で二重に包み封をしてから外側を消毒する。
- (3)農場から搬出する際は、容器の外側を再度消毒した上で農場外に待機していた搬送係に手渡す。
- (4)搬送係は、容器全体の消毒を確認し、車両の病原体汚染を防止するため更に専用容器に収納し搬送する。

[別記]

農場内で実施する簡易検査

【持参資材】

- 1 簡易キット(動物用医薬品、有効期限を確認)
- 2 メス、鋏、ピンセット、アル綿(気管切開用)
- 3 ビニール袋(60リットル、その他廃棄物用のもの)
- 4 簡易検査用バット及び温度計
- 5 発泡スチロール容器(検査バットが入る大きさ)
- 6 保温剤(温湯、ペットボトル、使い捨てカイロ、タオル等)
- 7 採血用具、試験管、メジウム等
- 8 筆記用具、タイマー
- 9 消毒薬、防護服等一式
- 10 搬送用コンテナ
- 11 家保携帯等の通信機器、デジタルカメラ
- 12 その他 必要と思われるもの



発泡スチロール容器に温湯ペットボトルを入れ
加温する。(温度計で確認)



ビニール袋で包み塵埃等が入らないように
注意する。



検査至適温度が維持されていることを確認しながらビニール袋で覆った容器内で検査

【2 防疫従事者の行動】

参考資料5の「動員者の皆様へ」を参考に「しおり」を作成し、派遣依頼時に防疫従事者へ周知する。

1 集合施設（健康調査会場）への集合

防疫従事者は、各自又は宿泊場所、県庁、各地域県民局等の指定された場所から専用バス等で健康調査等を実施する集合施設へ移動する。

集合施設までの服装は、防護服の下に着用する服装（作業服やジャージ等）とし、帰宅時に着用する服、着替え、タオル等を持参する。

(1) 作業前の健康調査

受付終了後、体温測定、問診等の健康調査を受ける。

(2) ミーティング

班ごとにスケジュール、作業内容等について説明を受ける。

(3) 防護服の着用

係の指示に従い、作業服やジャージ等の上に防護服等を着用する。

（防疫手順書3参照）

帰宅時に着用する服についてはビニール袋に入れ、集合施設の受付に預ける。

(4) 専用バス等による移動

専用バス等で集合施設から発生農場（現場事務所）へ移動する。

2 防疫作業

農場内へ移動し、作業内容、注意事項等について班長又は係長から説明を受けた後、係に分かれて作業を行う。

3 休憩等

防疫作業時間内において、農場内の施設、空き畜舎、コンテナハウス等を活用し、おおむね1時間おきに10分程度の休憩をとる。なお、休憩時間は季節や気象条件等により変更となる場合がある。

4 集合施設への移動

作業終了後、集合施設へ移動する場合は、全身消毒後、グレーゾーン（38ページの図参照）内で防護服等を廃棄し、必要に応じて新たに移動用防護服を着用し、移動用履物に履き替え移動する。

(1) 作業後の健康調査

受付終了後、健康調査を受ける。

(2) 帰宅

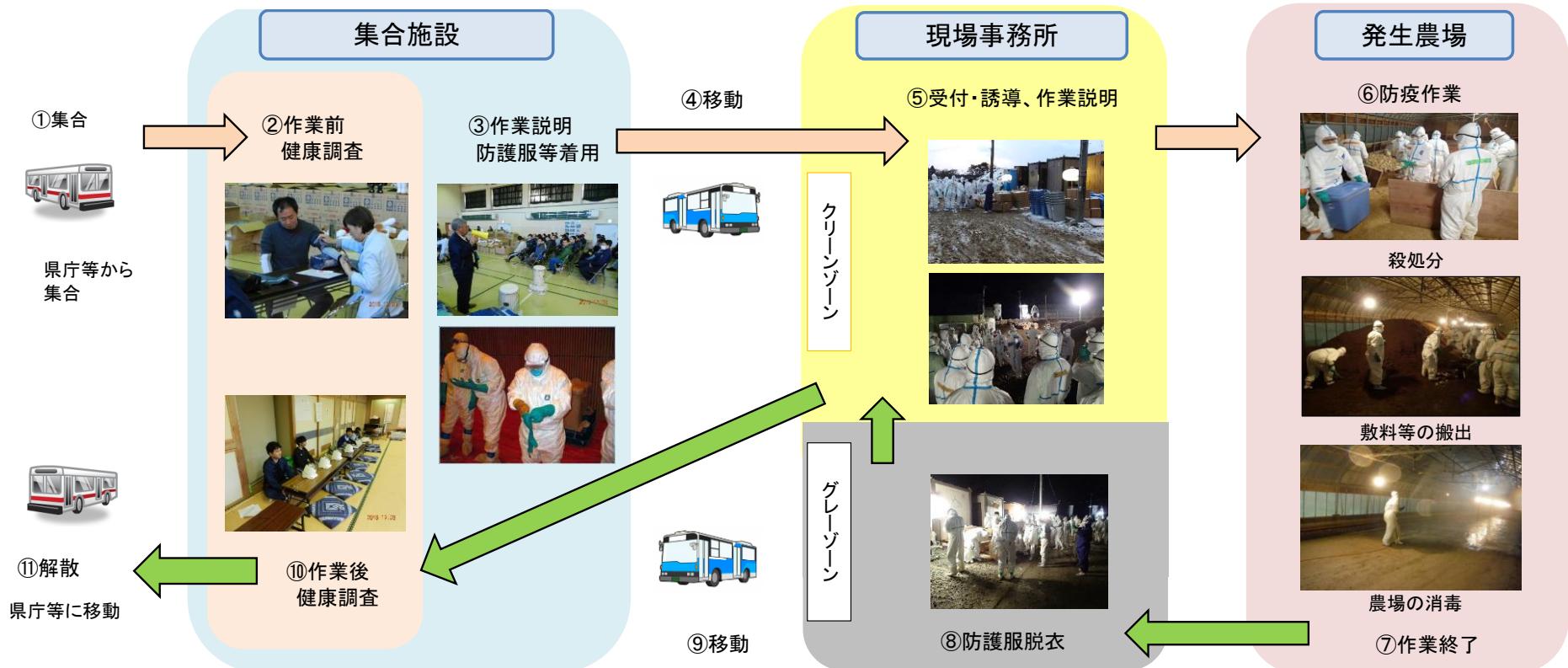
帰宅時に着用する服に着替え、集合した場所まで専用バス等で移動する。

作業時に着用した服はビニール袋に入れ、帰宅後速やかに洗濯する。

(3) 作業後の健康観察

作業の翌日から10日間は、自分で健康観察（体温測定、呼吸器症状・その他の自覚症状等の有無）を行う。

＜参考＞防疫従事者の行動



集合施設の役割

- ・ 防疫従事者の集合と受付
- ・ 発生農場への移動の拠点
- ・ 防疫従事者の健康調査
- ・ 作業日程、注意事項等の伝達
- ・ 防護服等の着用場所

現場事務所の役割

- ・ 現地対策本部との連絡調整の拠点
- ・ 防疫従事者への指示を行う班長等の詰所
- ・ うがい、手洗い、休憩場所、トイレ等の設営場所
- ・ 発生農場を退出する際の消毒、防護服等の脱衣の場所

※ ⑥の防疫作業中に
適宜休憩をとる

【3 防護服等（PPE）の着脱】

（留意事項）

班長、家畜防疫員等の指示者は、防護服等の上にビブスを着用し、一般動員者と区別ができるようにすること。

防護服の着方

- ・ 作業中の感染を防ぐため手順を守って確実に装着する。
- ・ 防護服は2重に着用する。
- ・ 露出部は極力少なくする。
- ・ 袖口などのつなぎ目は、ガムテープ等を使って確実にシールする。

着用する防護服一覧



集合施設内

① 防護服着用前の準備

作業着は動きやすい服装とし、作業中は暑くなることが予想されるので、着衣量は各自調整する



あらかじめ作業服の裾を靴下で覆うと便利である

集合施設内

② 1枚目の防護服を着用する

- ・作業着の上に1枚目の防護服を着用し、防護服の帽子はかぶらず背中に垂らしておく
- ・防護服は、自分に合ったサイズを選定し、屈伸や拳手により裂けないことを確認する



集合施設内

③ 2枚目の防護服にマーキング

2枚目の防護服の背中と胸に、班番号・カタカナの苗字を書く



集合施設内

④ 2枚目の防護服を着る

1枚目の防護服の上に2枚目の防護服を着る



なお、寒冷時には2枚目の防護服の上に、
3枚目の防護服を重ね着する場合もある

集合施設内

⑤ ヘッドカバーをかぶる



髪の長い者はあらかじめゴム等で束ね、ヘッドカバーからはみ出さないようにする

集合施設内

⑥ マスクを装着する



マスクはN95またはDS2規格のものを使用する



2本のゴムバンドのうち1本目を首の後ろにかける



2本目のゴムバンドは後頭部にかける



ノーズブリッジを調整し、しっかりと顔面に密着させる
(息が隙間から漏れないか確認)

集合施設内

⑦ 防護服のフードをかぶる



- ①フードをかぶり、ファスナーをしっかり上まであげる ②ファスナーカバーがある場合は、口元部分まで貼り付ける

集合施設内

⑧ ゴーグルを装着する



- ①装着前にゴーグルの内面に曇り止めを塗布する
メガネをかけている場合は、メガネの両面にも曇り止めを塗布する



- ②緩みや不快感がないよう
ストラップを調節する

- ③ゴーグルとフードの縁を
密着させ、開口部をできるだけ少なくする

集合施設内

⑨ 手袋を2重につける



①インナーグローブ
(薄手の手袋) で防護服の
袖口を上から覆う

②インナーグローブの外側に
厚手・長丈のアウター手袋
を装着する

集合施設内

⑩ アウターグローブの隙間にシールする



アウターグローブと防護服の隙間を
塞ぐようにシールする

テープの端は剥がしやす
いように折り返しておく

集合施設出口

⑪ 移動用長靴などを履き発生農場へ移動



裾口はシールしない



発生農場に着くまでは、ゴーグルやマスクをずらしてもよい

発生農場入口

⑫ 農場用長靴を履き、防護服の裾口をシール



※現場の状況により、集合施設で行う場合があります。対応については、担当者の指示に従ってください。

発生農場内

⑬ ゴーグルとマスクの装着



ずらしていたゴーグルやマスクを正しい位置にもどし、開口部をできるだけ少なくする

発生農場内

⑭ 防護服の確認



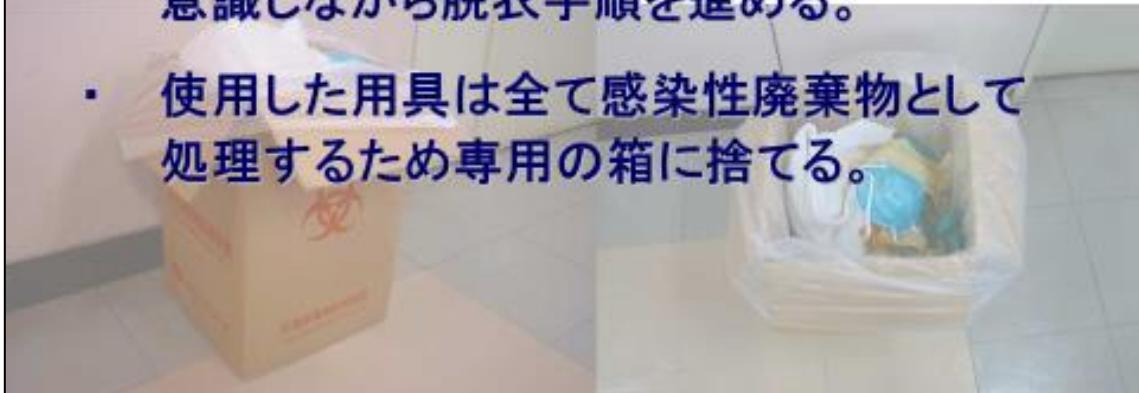
防護服が確実に着用できているか、背中等自分で見えない所に破れがないか、他の作業者と互いにチェックする

⑮ 作業開始

作業中に防護服が破損した場合、直ちに作業を中断して班長の指示を仰ぎ、適切な消毒をした上で、新品と交換する

防護服の脱ぎ方

- ・ 自分への感染を防ぎ、汚染を持ち出さないため装着時以上に注意が必要。
- ・ 汚染された部分と清浄な部分を常に意識しながら脱衣手順を進める。
- ・ 使用した用具は全て感染性廃棄物として処理するため専用の箱に捨てる。



発生農場内

① 全身を消毒する

噴霧器等を使って全身に消毒薬を噴霧する



発生農場内

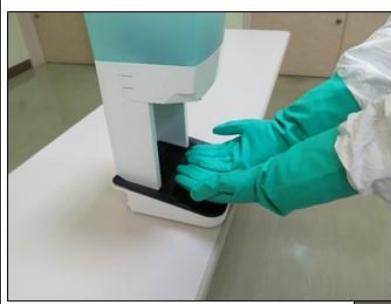
② テープを外す

袖口、裾口の順でテープを外す



発生農場内

③ アウターグローブを外す



①アウターグローブ
を消毒する



②先に外す方は
外側をつかむ



③後で外す方は内側に
手をいれ反転させるよう
に外す

インナーグローブは最後まではめておく

発生農場内

④ 手指を消毒する



- ①自動消毒器を使用し、手指を消毒する。自動消毒器がない場合は、補助員に消毒薬を噴霧してもらう
- ②脱衣作業の中では汚染部分に触れた後は、その都度、手指の消毒を行う

発生農場内

⑤ ゴーグルを外す



- ①両手でゴーグル本体を持ち 前方に引っぱる
- ②そのまま上方に持ち上げ 後方に移動させて外す
(汚染部分が顔面に触れないよう注意)

発生農場内

⑥ 手指を消毒する



発生農場内

⑦ 外側の防護服を脱ぐ



ファスナーを全開にする



フードを脱ぐ



防護服の外側をつまみ、中の衣服に手が
触れないよう裏返しながら脱ぎ進める



最後は足で踏んで脱ぐ
インナーグローブは最後まではめておく

発生農場内

⑧ 手指を消毒する



発生農場内

⑨ マスクを外す



①顔面や耳に指が直接触れないように注意しながら、マスク外側の中心部をつまむ

②マスク外側の中心部をつまみ
前方に引っ張ってマスクを顔から離す
そのまま上方に持ち上げ、
後方に移動させてゴムを外す

発生農場内

⑩ ヘッドカバーを外す



・ゴム式の場合は、頭髪に指が直接触れないように注意しながら、外側上部をつまんで取り外す

※紐式の場合は、紐だけを注意深くつまんでほどき、取り外す

発生農場内

⑪ 手指を消毒する



発生農場内

⑫ インナーハンドグローブを外す



①先に外す方はグローブの
外側だけに触れ、反転させ
るように外す

②後で外す方はグローブの
内側だけに触れ、反転させ
るように外す

※汚染部分を素手で触らないように注意しながら外す

発生農場内

⑬ 消毒等



- ・長靴以外の装備を脱いだ後、手指及び手首を入念に消毒する
- ・また、洗顔し、うがい液で口腔内と喉を消毒する

発生農場内

⑯ 防護服を脱ぐ

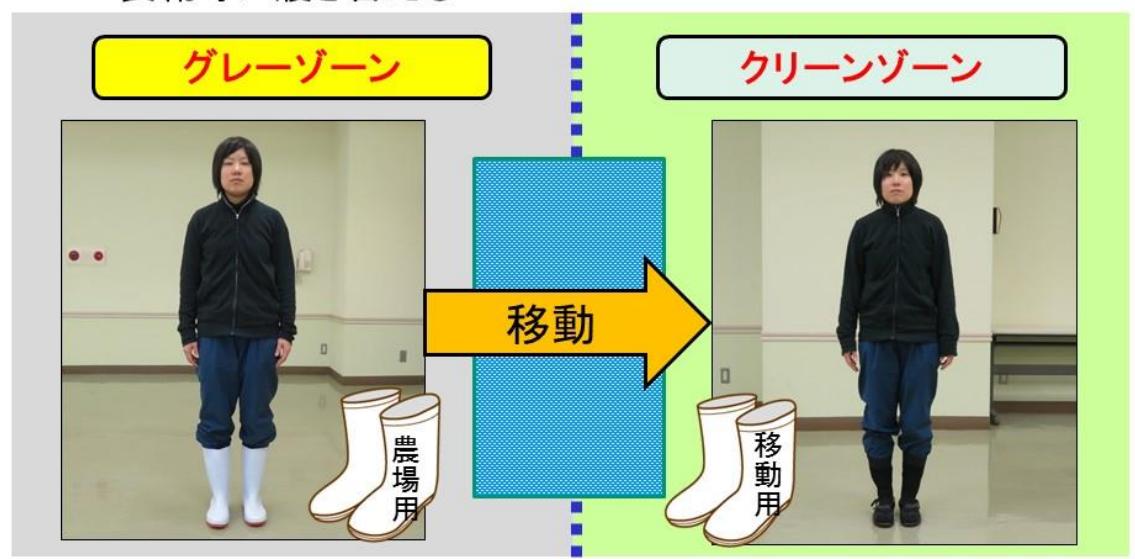
グレーゾーンの指定された場所で防護服を脱ぐ



発生農場内

⑰ 長靴を脱ぎ、クリーンゾーンに移動

グレーゾーンで長靴を脱ぎ、ゾーン境界に設置したシートやスノコ等の上を歩いてクリーンゾーンに移動した後、移動用長靴等に履き替える



発生農場内

⑯ 集合施設に移動

- ・バス等により集合施設へ移動する
- ・必要に応じて、新たに防護服1枚を着てから移動する



(参考)

防護服着衣時の性別の判別

腕のマーキングシールにより性別を判別



男性

女性

【4 集合施設及び現場事務所の設置及び運営】

防疫作業に従事する人員(防疫従事者)が防疫作業に必要な事前の準備を行う場所及び健康調査を行う場所として集合施設を設置する。

1 集合施設

(1) 役割

- ・防疫従事者の集合と受付
- ・発生農場への移動の拠点
- ・防疫従事者の健康調査
- ・防疫作業に用いる資材の保管と搬送の拠点
- ・作業日程、注意事項等の伝達
- ・防護服等の着用場所

(2) 施設に必要とする条件

- ・作業を行う発生農場から比較的近隣であること。
- ・多数の人員を収容し、設備や資材等を配置できる施設(体育館、公民館等)であること。
- ・人、物資を輸送する車を置くため十分に広い場所(駐車場等)があること。

(3) 集合施設には責任者として集合施設班長を置き、その下に施設運営係、資材管理係、保健衛生係を配置するほか、農林水産部から集合施設統括連絡員を派遣する。集合施設班長は集合施設統括連絡員と連携して集合施設の運営を行う。なお、各係には、責任者として係長を置き、各係長は、各係の状況等について、集合施設班長に報告する。

また、集合施設の設置・運営については、市町村等と連携し、協力を得ながら実施する。

①集合施設班長

- ア 当日の作業日程の説明
- イ 留意事項の説明
- ウ 現場事務所との連絡調整

②集合施設統括連絡員

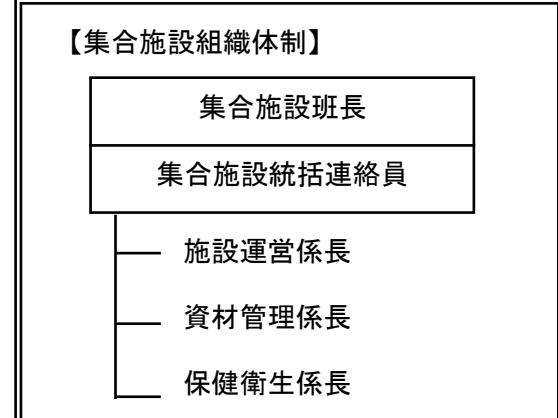
- ア 危機対策本部からの指示への対応、情報伝達
- イ 自衛隊との調整
- ウ 地方支部との連絡調整

③施設運営係

- ア 会場の設営等
 - ・駐車場の確保
 - ・受付場所、防疫資材の配布場所、更衣室、集合場所、説明場所、手荷物預け場所、専用バス等への乗り込み場所等の設置
 - ・必要に応じシャワーを設置
- イ 防疫従事者の受付、誘導
- ウ 防疫従事者の防護服等の着衣補助

④資材管理係

- ア 集合施設で着用する防護服、移動用の履物等、現場事務所へ持参する資材の準備、配布
- イ 資材の管理



ウ 在庫の確認と補充

エ 食料等の配布

⑤保健衛生係

防疫従事者の健康調査、指導

ア 健康調査会場の設営

イ 防疫従事者の作業前・作業後の健康調査

(4) 移動前の準備

①集合施設への集合

防疫従事者は、対策本部が用意した専用バス等を利用して集合する。

また、防護服の下に着用する服装で集合し、着替え、タオル等を持参すること。

②受付

氏名、所属、人数を確認する。

③作業前の健康調査

受付終了後、体温測定等の健康調査を実施する。

なお、健康調査で防疫作業への従事が不適と判断された場合は、集合施設等における軽作業に従事する。

④作業前の説明

集合施設班長から、防護服等の着用方法、バイオセキュリティを確保するための動線、担当する具体的な内容、留意事項等について説明を受ける。

⑤防護服等の着衣

防疫従事者は防護服等の配布を受け、施設運営係の補助により防護服等を着衣する。

⑥防疫従事者の移動

準備の整った防疫従事者は、地方支部が確保した移動手段により、集合施設から現場事務所まで移動する。

防疫従事者は自宅から発生農場に直行せずに所定の集合施設に集まること。

貴重品等私物は集合施設内の所定の預け場所に置いていくこととし、預け場所は鍵付きの部屋を活用する等で対応する。

(5) 作業終了後

①集合施設班長

ア 地方支部との連絡調整

- ・人員の確認
- ・事故等発生の有無の確認
- ・着替え、消毒の方法等の指示
- ・作業終了の報告、翌日の日程調整
- ・翌日の予定確認
- ・作業進捗状況の報告
- ・資材の確認と不足分の補充
- ・作業上の問題点の検討

イ 翌日の作業日程及び留意事項の説明

- ・防疫従事者に翌日の作業日程の説明
- ・帰宅後の留意事項の説明

②施設運営係

- ア 受付で防疫従事者を確認
- イ 貴重品等私物の預り品を返還

③資材管理係

- ア 翌日配布分の防疫資材の準備
- イ 資材在庫の確認と不足分の補充
- ウ 防疫従事者に食料等を配布

④保健衛生係

- ア 作業後の健康調査
- イ 防疫従事者への帰任後の留意事項説明
 - ・作業の翌日から10日間は自分で健康観察を行うよう要請
- ウ 傷病、体調不良者への対応

(6) 帰任後の留意事項

防疫作業終了後7日間は、鳥類との接触を避けること。

(7) 健康及び安全の確保

集合施設に到着した時点で体調が優れない場合、躊躇することなく、保健衛生係長に申し出ること。

(8) 集合施設における必要資材の一例

チェック欄	品名	規格	必要量	調達先	備考
<input type="checkbox"/>	机		10	集合場所等	
<input type="checkbox"/>	パイプ椅子		30	集合場所等	
<input type="checkbox"/>	体温計(非接触式体温計・電子体温計)		各 5	保健総室	
<input type="checkbox"/>	血圧計		5	備蓄	
<input type="checkbox"/>	問診票等		動員数	保健総室	
<input type="checkbox"/>	ボールペン		20	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ホワイトボード	180cm×90cm	2	集合場所等	
<input type="checkbox"/>	着替用ついたて		10	レンタル	
<input type="checkbox"/>	セパレート(診察用ついたて)		3	集合場所、レンタル等	
<input type="checkbox"/>	移動用履物		動員数	備蓄・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ビニール袋	45L(20枚/袋)	5	ホームセンター等	貴重品、着替え入れ
<input type="checkbox"/>	ゴミ袋	90L(10枚/袋)	10	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ペール	90L	7	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	アルコール消毒器	500ml	10	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	薬用石鹼	ハンドソープ 250ml	動員数/100	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	うがい薬	ポピドンヨード液	動員数/100	医療機器業者	
<input type="checkbox"/>	紙コップ		動員数×2	ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル	50枚X24束 (1箱)	2	医療機器業者	

□	ブルーシート	10X10m	2	ホームセンター等	
□	筆記用具 (マジック)		10	ホームセンター等	
□	動力噴霧機一式		2	レンタル	
□	発電機付き投光機		2	レンタル	
□	ガソリンタンク	20L	2	レンタル	
□	ガソリン			燃料取扱業者	
□	踏込消毒槽		出入口 X2	ホームセンター等	
□	消毒マット		4	医療機器業者	
□	消毒薬(パコマ)	18L	1	医療機器業者	
□	消毒薬(クレンテ)	1箱	1	医療機器業者	
□	簡易シャワー	給湯器付き	20	レンタル	必要に応じ
□	ストーブ		10	ホームセンター等 又はレンタル	
□	灯油			燃料取扱業者	
□	バス(送迎用)	大型(50人)	5	バス会社	
□	バス(現場用)	中型(30人)	4	バス会社	
□	防護服	M,L,LL	動員数 × 2	医療機器業者	
□	飲料水	500ml ペットボトル	動員数 × 2	ホームセンター等	タミフル内 服用を含む
□	軽食	パン、おにぎり等	動員数	仕出し店等	
□	拡声器		1	備蓄	

(9) その他

- ・集合施設の配置図（トイレ、健康調査場所、荷物置場、食事提供場所等）、防護服等の着用方法、作業進捗状況等の情報を掲示する。
- ・防疫従事者への説明や指示は、拡声器を用いて複数回行う。

2 現場事務所

発生農場における防疫措置の活動拠点として、「地方支部との連絡調整」、「防疫資材の保管」、「防護服等の脱衣場所」等の役割を担う。

原則として、発生農場の敷地内に農場既存の施設やコンテナハウス、テント等を活用して設置する。
発生農場の防疫措置を円滑に進めるため、防疫従事者への支援・補助を行う。

(1) 役割

地方支部との連絡調整の拠点、防疫従事者への指示を行う班長等の詰所
うがい・手洗い、休憩場所、トイレ等の設営場所
発生農場を退出する際の消毒、防護服等の脱衣の場所

(2) 設置の条件

場所が発生農場に近く、可能であれば隣接地が望ましい。なお、隣接地に十分な敷地を確保できない場合は、事前に防疫計画において、現場事務所の設置場所等を想定しておくこと。
防護服等を脱ぐ場所や仮設トイレは防疫従事者の男女数を確認して充分なスペースや数を

用意すること。

クリーンゾーンとグレーボーンを区分し、クリーンゾーンへの退出時には必ず消毒と防護服等の脱衣を行うこと。

(3) 組織体制

①現場事務所班長

ア 地方支部等との連絡調整

- ・防疫連絡員を介して、地方支部及び発生農場との連絡調整を行う

イ 防疫作業に必要な機材、資材等の確認

- ・重機操作人員の配置の確認
- ・機材、資材の配置等の確認

ウ 農場外への病原体拡散防止のための消毒等の指示

- ・作業終了後の防護服等の脱衣、消毒等の指示
- ・グレーボーンとクリーンゾーンの区分け

エ 事故等問題発生時の対応

- ・事故等が発生した場合の連絡先の確認

②防疫連絡員

ア 危機対策本部からの指示への対応、情報伝達

イ 現場事務所班長からの指示への対応、地方支部及び発生農場との連絡調整

③埋却作業連絡員

ア 汚染物品の埋却作業について埋却地との連絡調整

④現場事務所運営係

ア 会場の設営

- ・テント等を利用して着替え場所、脱衣場所、消毒場所、うがい・手洗い場所、休憩場所等を設置

イ 防疫資材の配布、回収

- ・防疫従事者に作業用資材を配布
- ・作業終了後に使用済み資材の回収、廃棄

ウ 資材の管理

- ・資材在庫の数量確認、不足資材の補充、資材の保管

エ 防疫従事者への対応

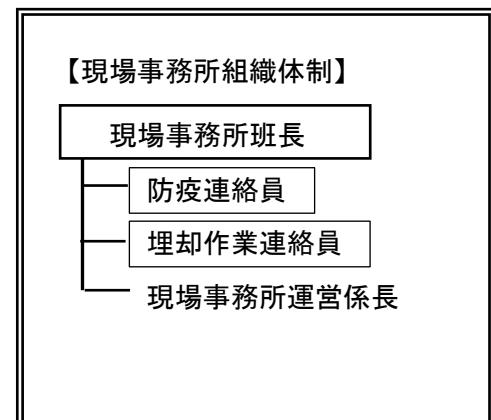
- ・防疫従事者の受付、防護服等の脱衣補助、防疫従事者の消毒
- ・体調不良、傷病者等への対応

(4) 現場事務所担当者の服装

現場事務所運営係のうち、グレーボーン手前において防疫従事者の消毒を担当する係員は、防疫従事者と同じ防疫資材を装着して作業に当たる。なお、グレーボーンにおいて防疫従事者の脱衣補助等を担当する係員は、防護服1枚、簡易マスク、手袋を装着する。

また、防疫従事者が担当者を視認できるよう、現場事務所担当者は青色のビブスを着用する。

(5) 作業前の準備



①防疫従事者の受付

専用バス等で到着した防疫従事者を誘導し、人数の確認等を行う。

②作業内容確認

農場へ入り作業を開始する前に、当日の作業内容や注意事項について確認

③作業場所へ移動

- ・殺処分場所等の作業場所へ移動
- ・適宜、時間を確保して所定の場所で休憩

④作業終了後

- ・農場出口で防護服の上から全身を消毒し、グレーゾーンへ移動
- ・手袋、マスク、ゴーグル、外側の防護服を脱ぎ、所定の容器に廃棄後、うがい、手洗い、手指の消毒等を実施
- ・内側の防護服と長靴を脱いだ後、クリーンゾーンへ移動し、移動用履物に履き替える。

⑤集合場所へ移動

- ・必要に応じて新たに移動用防護服を着用し、移動用バスで集合施設へ移動

(6) 現場事務所における必要資材の一例

チェック欄	品名	規格	必要数	業者	備考
□	仮設コンテナハウス	4.6×4×2.5m	3	レンタル	必要に応じ
□	大型テント	60人収容	2	レンタル	
□	ビニールシート	10X10m	1	ホームセンター等	
□	簡易トイレ		4	レンタル	
□	手洗い器(ペダル式)		4	レンタル	
□	簡易流し台	幅120cm	4	レンタル	
□	机	180cm×50cm	5	レンタル	
□	パイプ椅子		50	レンタル	
□	踏込消毒槽		4	ホームセンター等	
□	消毒薬(パコマ)	18L	1	医療機器業者	
□	消石灰	20kg		医療機器業者	
□	不凍液		1	ホームセンター等	
□	雨カッパ	M,L,LL	4	ホームセンター等	
□	タオル		動員数	ホームセンター等	
□	ペーパータオル	50枚X24束(1箱)	2	医療機器業者	
□	軍手		動員数	ホームセンター等	
□	ガムテープ		動員数	ホームセンター等	
□	厚手ビニール手袋	S,M,L	動員数	医療機器業者	
□	ビニール袋	90L	動員数	ホームセンター等	
□	フレコンバッグ0.5t	1日2枚	6	医療機器業者	汚染物品量 により算出
□	ラッカースプレー		10		
□	マジック		20		
□	バケツ	15L	10	産廃業者	
□	薬用石鹼	ハンドソープ250ml	動員数/100	医療機器業者	
□	うがい薬	ポピドンヨード液	動員数/100	医療機器業者	
□	速乾性消毒薬	オスバン等	動員数/100	医療機器業者	
□	救急箱セット		1	医療機器業者	
□	携帯電話		2	電話会社	

□	動力噴霧機セット		2	レンタル	
□	ガソリンタンク	20L	2	レンタル	
□	ガソリン			燃料取扱業者	
□	手動噴霧機		10	ホームセンター等	
□	水	20L 活栓付きタンク	10	ホームセンター等	
□	ペットボトル飲料	500ml	動員数 X3	ホームセンター等	
□	アイスボックス	150L	2	レンタル	夏季限定
□	氷				
□	投光器	夜間作業用	4	レンタル	
□	通行規制用ポール		5	備蓄	
□	通行規制用コーン		10	備蓄	
□	ストーブ(灯油缶含む)		10	レンタル・ホームセンター等	
□	灯油			燃料取扱業者	
□	発電機	夜間作業用	2	レンタル	
□	防護服	M、L、LL	動員数	医療機器業者	
□	ゴーグル		動員数	医療機器業者	
□	使い捨て帽子		動員数	医療機器業者	
□	防塵マスク	20 個入り	動員数	医療機器業者	
□	ゴム手袋	S、M、L	動員数	医療機器業者	
□	ゴム長靴		動員数	医療機器業者・ホームセンター	
□	拡声器		1	備蓄	
□	時計		1	備蓄	
□	ホワイトボード		1	備蓄	
□	携帯電話充電器	乾電池式	3	備蓄	
□	トランシーバー		3	備蓄	
□	ビブス	ファスナー式	50	備蓄	

(7) その他

- ・防疫従事者に対し、定期的に経過時間や作業進捗状況等を知らせる。
- ・防疫従事者への説明や指示は、拡声器を用いて複数回行う。

<参考事項>

1 防疫従事者の健康調査

- (1) 作業開始前に、集合施設において、保健所による「体温測定」などの健康調査を行う。
- (2) 防疫作業後にも健康調査を行う。作業後 10 日間は体温を測定する等の健康観察を行うよう要請する。また、抗インフルエンザ薬を処方された場合には用法・用量を守って使用するように説明する。
- (3) まん延防止の観点から、防疫従事者に対して、原則 7 日間は発生農場以外で鳥類に接触しないよう説明する。

2 感染予防対策

- (1) 防疫従事者自らが鳥インフルエンザウイルスに感染する危険性があるため、防護服、手袋、マスク、ゴーグルは正しく着用させること。
- (2) マスク（N95 又は DS2 規格）は確実に装着させること。鼻部の金具を自身の鼻の形に合わせ、横から空気が漏れないようしっかりと密着させ、作業中にマスクをゆるめたり、外し

たりさせないこと。

- (3) 汚染した防護服、手袋、マスク、ゴーグルを脱ぐ時には、補助要員の指導を受けながら脱ぐこと。事前に防疫演習などで、汚染部位を直接素手や素肌に触れさせずに脱衣する手順を習得させておくこと。

3 作業中の留意事項

- (1) 熱中症及び脱水症を起こさないように、班長は定期的に休憩時間を作り、防疫従事者へ水分補給（スポーツドリンク等）を促すこと。
- (2) 体調悪化や负傷した場合は、すぐに現場事務所運営係へ申告させること。
- (3) 防護服が破れるなど不備が生じた場合は、現場事務所運営係に申告し、新しい防護服に着替えること。
- (4) 防疫作業に使用する消石灰、炭酸ソーダなどは、水分に触れると強アルカリ性となり、皮膚や粘膜に障害を起こすため、肌や眼などには触れないように注意して取り扱うよう説明すること。
- (5) 消毒薬が眼に入った場合は、応急処置としてきれいな水で洗わせること。
- (6) 消毒薬が皮膚に付着した場合は、グレーゾーンに戻って服を脱ぎ、皮膚を流水と石けん等でよく洗わせること。
- (7) 消毒薬を吸入した場合は、新鮮な空気のある場所へ移動して休憩させること。
- (8) 消毒薬を誤って飲み込んだ場合は、応急処置としてきれいな水で口をすすぐせること。
- (9) 応急処置後は現場事務所班長の指示に従い、必要な場合は医療機関を受診させること。

4 バイオセキュリティと作業者の安全を確保するために遵守すべき事項

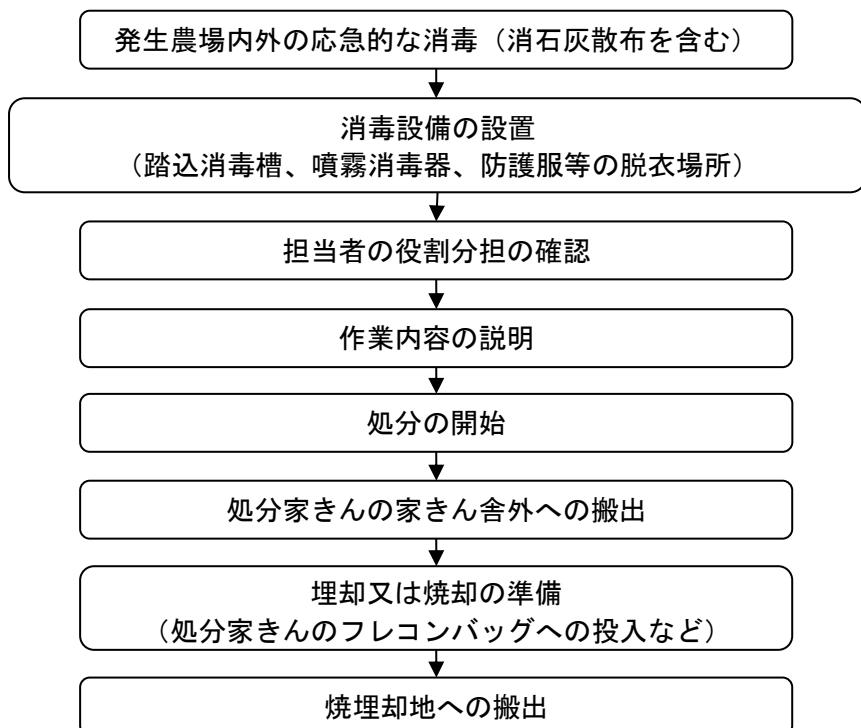
- (1) 基本的な留意事項
 - ・ 発生農場内には鳥インフルエンザウイルスが濃密に存在している可能性があるため、防疫従事者を介してウイルスが拡散することを防ぐ必要がある。そのため、作業者は作業動線、グレーゾーン及びクリーンゾーンが設定されていることを理解し、クリーンゾーンへの退出は原則として作業の終了後のみとし、退出時には必ず消毒・更衣を行わせること。
- (2) 持参品
 - ・ 防護服、長靴などの防疫作業に必要な物品は、集合施設等に用意してあるため、通常は持ち込む必要はない。
 - ・ 集合施設へは防護服の下に着用する服装で集合させること。
 - ・ 作業終了後の着替えと洗顔用のタオルを持参させること。
 - ・ 作業時に着用していた衣類はビニール袋に入れて持ち帰り、帰宅後に洗濯させること。
 - ・ 農場へ持ち込む物は最小限とする。持ち帰る物については充分に洗浄、消毒する必要があることから、腕時計、携帯電話、カメラ等は持込みを禁止する。
 - ・ 携帯電話等をどうしても持ち込む必要がある場合は、ビニール袋に入れ、退出時に消毒できるようにさせること。
- (3) 作業終了後の留意事項
 - ・ 作業終了後には、所定の場所で全身を噴霧消毒させること。
 - ・ グレーゾーンでゴーグル、マスク、手袋、長靴、防護服等を脱ぎ、手洗い、うがいをさせること。
 - ・ 帰宅後は入浴するとともに、農場内で着用していた衣服を洗濯させること。その際、眼鏡等の身に着けている物もよく洗浄させること。

- ・集合施設退場後は速やかに帰宅し、入浴させること。着用した衣服は速やかに洗濯されること。
- ・当日は十分に睡眠をとり身体を休め、作業終了後、精神的ストレスを感じた場合は、健康支援室又は地方職員共済組合の「24時間電話健康サービス」等に相談するよう伝えること。
- ・防疫従事者には、作業のあった日の翌日から10日間は、体温を測定し毎日健康状態をチェックさせること。インフルエンザを疑う症状が現れた場合は、速やかに所属長等へ報告させるとともに、最寄りの保健所へ連絡すること。

【5 殺処分作業】

1 発生農場での基本的な作業の流れ

発生農場では、評価、殺処分、清掃・消毒及び埋却等の作業が行われる。発生農場にはウイルスが大量に存在するため、ウイルスのまん延防止及び防疫従事者の安全確保を常に念頭に置き、確実に作業を進める。



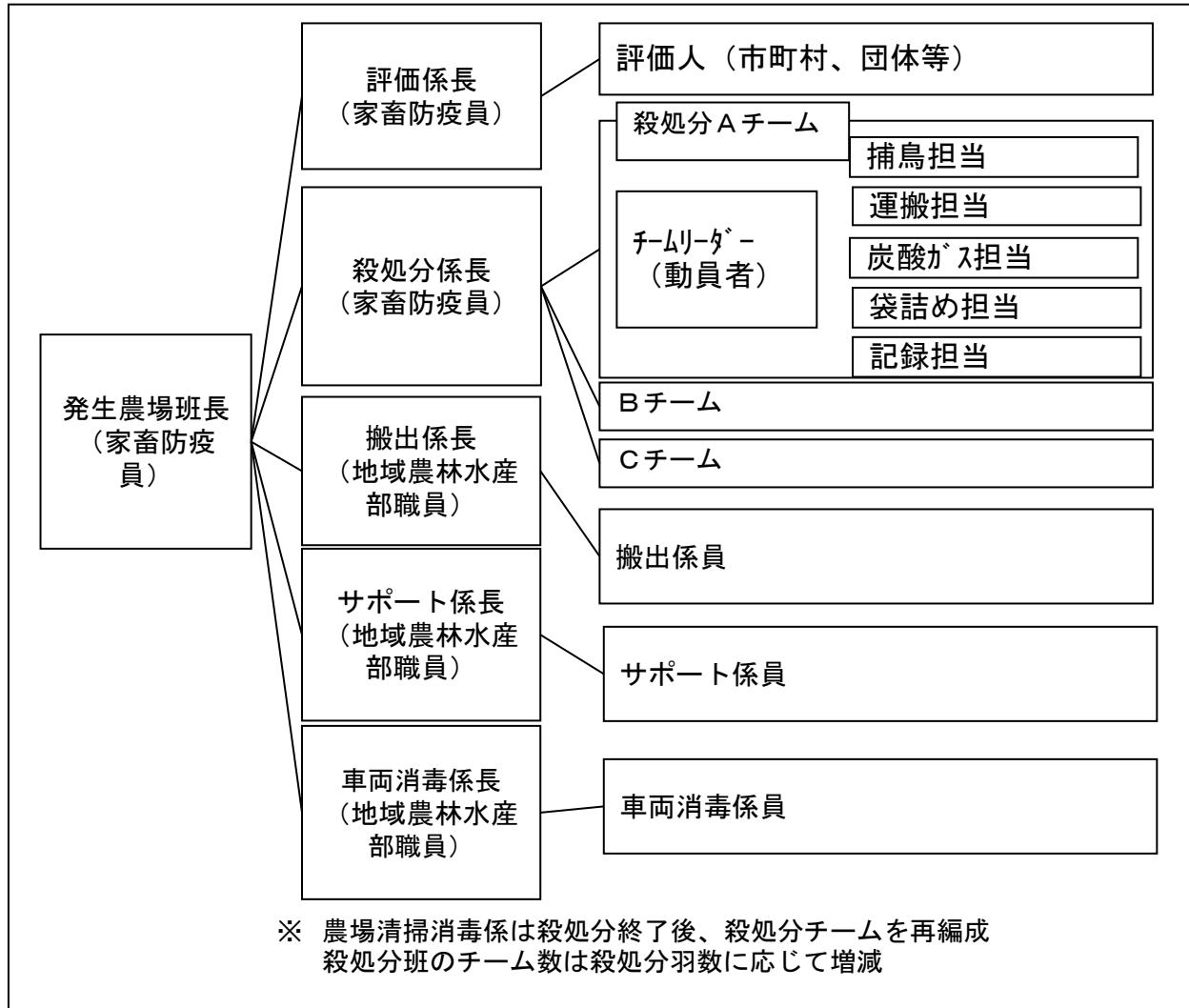
基本的には上記の流れとなるが、作業の進捗状況によっては作業の順番を入れ替える必要がある。

2 組織体制

- (1) 発生農場班長：家保職員（以下、家畜防疫員）
- (2) 評価係：家畜防疫員、市町村職員、関係団体職員
- (3) 殺処分係：家畜防疫員、県職員動員者、その他
- (4) サポート係：県民局職員、その他
- (5) 搬出係：県民局職員、県職員動員者、その他
- (6) 車両消毒係：県民局職員、その他
- (7) 農場清掃消毒係：家畜防疫員、県職員動員者、その他
- (8) 重機ペレーター：埋却溝掘削業者

※農場清掃消毒係は殺処分終了後、殺処分係を再編成する。

[組織体制図]



3 各係の主な作業内容

(1) 発生農場班長

- ア 防疫作業の人員確認、作業工程の説明と進行・調整
 - ・防疫従事者を係ごとに整列し、人員を確認する。
 - ・作業工程の説明を行い、作業上の注意事項を十分に説明し、安全性の確保に努める。なお、具体的な作業内容については各係に係長が説明する。
 - ・作業の途中で気分が悪くなったり、事故等が発生した場合は速やかに係長に届け出るように指示する。
- イ 現場事務所との連絡・調整
- ウ 防疫対策チームへの作業指示
- エ オペレーターとの作業工程の打合せ、具体的な重機の作業場所の確認
- オ 事故や問題が発生した場合の連絡及び対応
- カ 作業進捗状況の確認と現場事務所への報告

(2) 評価係

殺処分予定家きん及び汚染物品の評価を行う。

殺処分の前に、評価人は、殺処分予定家きんを確認し、評価のための参考資料等を確保する。
また、家きん卵、飼料、堆肥、薬品等の汚染物品についても同様に実施する。

(3) 殺処分係

殺処分係長は、動員者からチームリーダーを選出する。

また、殺処分は発症家きんを優先する。

- ア ポリペール、ポリペール運搬用台車、二酸化炭素ガス等の機材等を準備する。
- イ 家きんを捕鳥し、ポリペールに投入する（1個当たり10羽とするが、家きんの体格により羽数を変更する場合あり）。
- ウ 二酸化炭素ガスを5～10秒間注入し殺処分を行う。
- エ 殺処分された家きんをビニール袋等へ詰め込む。
- オ 殺処分家きん数を記録する。

(4) 搬出係

- ア 殺処分後、家きんを家きん舎から搬出し、フレコンバッグや密閉容器に投入する。
- イ 密閉容器等の消毒を行う。
- ウ 重機で埋却場所へ移動又は輸送車両（埋却場所が、農場内でない場合）へ積み込むための補助作業を行う。
- エ 埋却場所が離れている場合には、ウイルスの飛散防止対策として殺処分家きん等をシートで覆う。

(5) サポート係

- ア 発生農場内で使用する資材の配布や補充及び管理を行う。
- イ 作業で不足する資材を確認し、現場事務所運営係へ連絡する。

(6) 車両消毒係

- ア 農場出入口で、動力噴霧器を用いて農場外に出る車両、重機等の消毒を実施する。
- イ 車両表面全体を十分に消毒する。運転手及び車両内部も厳重に消毒する。

(7) 農場清掃消毒係

- ア 殺処分家きん搬出後、汚染物品（家きん卵等の生産物、排せつ物、敷料、飼料等）を消毒後搬出する。搬出作業はショベルローダー等の重機、フレコンバック等の資材も活用する。
- イ 汚染物品は、原則として焼却又は埋却処理とする。
- ウ 家きん管理用器具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き埋却する。
- エ 汚染物品搬出後、家きん舎内の清掃は、上部から下部へ、農場奥から出入口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、糞や塵埃等の除去を隅々まで行う。家きん舎周囲も同様に清掃する。
- オ 清掃終了後、家きん舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、逆性石けん等の消毒薬で、清掃作業と同様に農場奥から出入口に向かい消毒、さらに消石灰を散布する。
- カ 全ての作業終了後には、使用した重機、機材等も厳重に消毒する。
- 農場の消毒作業は経営を再開するまでに少なくとも1週間間隔で3回以上実施する。

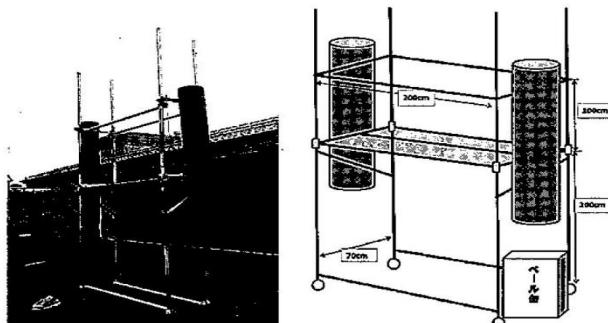
(8) 重機オペレーター

- フレコンバック、密閉容器のトラックへの積載を行う。

4 発生農場における必要資材の一例

チェック欄	品名	規格	必要数	業者	備考
□	投光器	夜間作業用	5	レンタル	
□	手洗い器(ペダル式)		4	レンタル	
□	立入禁止看板		4	備蓄	
□	防疫フェンス	状況に応じ		建設業協会	必要に応じ
□	ビニール袋	90L	飼養羽数/10×1.5	ホームセンター等	
□	標識用トラロープ	50m×10個	2	ホームセンター等	
□	踏込消毒槽		2	ホームセンター等	
□	動力噴霧機セット (タンク、耐圧ホース、 エンジンオイル、油さし)		4	家保・レンタルほか	
□	ガソリンタンク	20L	2	レンタル	
□	手動噴霧機		1	ホームセンター等	
□	ペーパータオル	50枚X24束 (1箱)	2	医療機器業者・ ホームセンター	
□	懐中電灯		4	ホームセンター等	
□	電池	懐中電灯用単1	8	ホームセンター等	
□	携帯電話		2	リース・電話会社	
□	ポリペール	15L	4	ホームセンター等	
□	水道用ホース		1	ホームセンター等	
□	ガソリン缶(中入り)	20L	3	ホームセンター等	
□	軽油缶(中入り)	20L	3	ホームセンター等	
□	二酸化炭素ボンベ	30kg	処分羽数/800	ガス業者	
□	ポンベ台車		2	ガス業者	
□	スノーホーン		2	ガス業者	
□	コンパネ	900X1800mm	15	ホームセンター等	プロイラーのみ
□	タモ網	直径 50cm	鶏舎数 X3		
□	フォークリフト		1	レンタル	
□	ホイールローダー		1	レンタル	
□	台車		鶏舎数 X15	ホームセンター等	
□	台車(幅の狭いもの)		鶏舎数 X15	ホームセンター等	
□	ポリペール	90L	鶏舎数 X5	ホームセンター等	
□	電動ドリル		1	ホームセンター等	
□	ブルーシート搬出用	10×10m	台数分	取扱い業者	
□	フレコンバッグ1t		羽数/1000	ホームセンター等	
□	フレコンバッグ0.5t		羽数/500	ホームセンター等	必要により
□	竹ほうき		動員数/3	ホームセンター等	
□	デッキブラシ		動員数/3	ホームセンター等	
□	剣先スコップ		動員数/3	ホームセンター等	
□	角型スコップ		動員数/3	ホームセンター等	
□	一輪車		10	ホームセンター等	
□	脚立	7尺	鶏舎数 X2	ホームセンター等	
□	踏み台(幅が狭く3~4段あるもの)		鶏舎数 X15	ホームセンター等	
□	直立多段ケージ用捕鳥作業台		鶏舎数	ホームセンターで 材料調達・自作	
□	消毒薬(パコマ)	18L	2	医療機器業者	
□	消石灰	20kg		医療機器業者	
□	評価用記録用紙	一式	1	家保	
□	筆記用具		1	家保	
□	記録用紙		1	家保	

<input type="checkbox"/>	デジタルカメラ			1	家保	
<input type="checkbox"/>	計算機			1	家保	
<input type="checkbox"/>	紙ばさみ	プラスチック製		1	家保	
<input type="checkbox"/>	トランシーバー			3	備蓄	
<input type="checkbox"/>	拡声器			2	備蓄	
<input type="checkbox"/>	カッターやははさみ			10	家保	



鳥取家保作成(家畜衛生週報より)



幅の狭い台車(幅約37cm)



幅の狭い踏み台
(幅約39cm 高さ2mまで届く)

5 評価係による家きん等の評価

本病により殺処分される家きん及び汚染物品等に対する手当金を交付するため、家伝法に基づいて選定された評価人を含めた評価係が適切に評価・記録していく必要がある。

また、家きんの評価は、防疫指針第7の5により行う。

(1) 殺処分時における評価物の確認

① 家きん

殺処分前に、殺処分の対象となる家きんの羽数、日齢、導入日などについて確認し、記録する。

② 物品

焼却、埋却等の対象となる物品について、その内容や数量の確認をする。本病の防疫指針に示されている物品は以下のとおりだが、例外もあるので注意が必要。

ア 家きん卵（病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されていたもの及び種卵を除く。）

イ 種卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたも

のを除く。)

ウ 家きんの排せつ物

エ 敷料

オ 飼料

カ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

(2) 評価人の選定（家伝法第58条第5項）

評価人は①家畜防疫員、②家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの、③地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちから、それぞれ1名以上選定する。

具体的には①には家保職員、②には発生した県民局又は市町村の畜産担当者、③には養鶏団体等（農協等）の職員から選定する。

6 殺処分の進め方

- (1) 殺処分を開始するに当たって、発生農場班長は係分けを行い、作業の流れ、作業動線などについて防疫従事者への事前説明を行う。なお、殺処分を開始する前には埋却（焼却）班と打ち合わせ、可能な限り同時進行する。
- (2) 本病の防疫作業には、普段家きんの取扱いに慣れていない畜産関係者以外の人も多数従事する。そのことを念頭に置いて、十分かつ丁寧な説明を行う。
- (3) 殺処分が進むにつれ、作業のペースが速くなり、処分家きんを仮置きする場所が足りなくなってくる場合がある。殺処分を始める段階で最終的な処分方法（焼却又は埋却）の決定、処分地への運搬手段が確保されているとその後の作業がスムーズに進む。
- (4) なお、焼却・埋却作業が遅れている場合、殺処分の防疫従事者を焼却・埋却作業に配置換えするなどの配慮が必要。

7 殺処分作業に当たっての留意事項

作業に当たっては、防疫従事者の安全確保やバイオセキュリティには十分に注意しながら進める。また、農場主の心情や動物福祉にも配慮する。

(1) まん延防止に関する留意事項

ア 発生農場からウイルスを持ち出さないため、クリーンゾーンとグレーゾーンに区分する。

イ 発生農場での作業後は、グレーゾーンにおいてウイルスに汚染された防護服等の脱衣と、手指等の消毒を行ってからクリーンゾーンに移動する。

ウ 殺処分を開始する前には、以下の措置を講ずる。

（ア）家きん舎内外の消毒を実施する。

（イ）ねずみ等の野生動物の駆除剤を散布しておくとともに、スズメなどの野鳥が家きん舎内に侵入して来ないようにする。

（ウ）原則として家きん舎内で殺処分を行う。

家きん舎の構造やその他の事情によりやむを得ず家きん舎外で殺処分を行う場合は、柵などの内で処分作業を行い、ウイルスの拡散防止、家きんの逃走防止に配慮しながら進める。

（エ）殺処分は臨床症状が確認されている家きん舎を優先して行うので、家畜防疫員の指示に従う。

（オ）発生農場内へ携帯電話等の私物を持ち込むことは、原則として禁止とするが、集合施設班長が必要と認めるなど、作業を進める上でどうしても必要な場合は、ビニール袋などによって被覆するなど、細心の注意を払った上で、持ち込む。

（カ）農場主から作業協力の申し出があった場合には、他の防疫従事者と同様に、長靴の履き替え、防護服の着衣、消毒の徹底、さらには、他の農場の訪問自粛など、防疫上の注意事項をしっかりと守らせる。

(2) 作業の安全確保に関する留意事項

- ア 家きん舎内の構造は飼養形態や飼養羽数により大きく異なる。また、一般的に家きん舎内の作業スペースは暗くて狭いため、慣れるまで時間がかかる。事故防止のために、作業開始前に作業場所の特徴を把握しておく。
- イ ケージ式家きん舎の場合、ケージが何段も重なっているため、足元に十分注意して落下等の事故がないようにする。ケージ等に登って作業する場合は破損しないように足場の確認をする。また、必要に応じて作業台を準備して防疫従事者の安全確保に努める。
- ウ 平飼い家きん舎の場合、敷料で足元がぬかるむことがある。必要があれば、作業動線上にコンパネなどを敷いて作業用の通路を確保する。
- エ 殺処分に使用する二酸化炭素ガスのボンベは大変重いため、これが転倒した場合、防疫従事者が大ケガをする可能性がある。使用済みのガスボンベは床に寝かせ、転がらないよう角材などで固定する。
- オ ガスボンベを立てる際には、転倒防止のために必ず専用の架台を使用する。やむを得ず直置きする場合は、ガスボンベを支えるために一本に一人の防疫従事者を配置する。
- カ 他の防疫従事者と接触して事故を招くおそれがあるので、防疫従事者同士で声を掛け合うなど、十分注意しながら作業を進める。
- キ 発生農場内でのゴーグル、マスクの着脱や、防護服の脱衣は、防疫従事者がウイルスに汚染されるリスクを著しく高めるため、絶対に行わない。
- ク 作業中に手袋や防護服が破れてしまうことがよくある。このような場は速やかにチームリーダーに申し出て、新しい物に交換する。また、必要に応じて噴霧消毒を行う。
- ケ 防護服を着ながらの作業では、体力を激しく消耗する。作業は交代制で行い、休憩を確実に取る。休憩は空き畜舎など指示された場所でとる。また、休憩時以外であっても、ケガをしたり体調が悪くなった場合は、速やかに現場事務所運営係に申し出て、必要な手当を受ける。
- コ 消石灰などの刺激性の消毒薬には十分に注意する。目や皮膚に触れた場合には、すぐにきれいな水で洗い流す。

(3) 農場主への配慮

- ア 農場主は本病の発生により精神的なダメージを受けているので、農場主の心情に配慮した言動に心掛ける。
- イ 殺処分作業の計画及び方法等については、事前に農場主へ十分に説明し理解を得ておく。また、計画に変更があったら隨時農場主へ報告する。

(4) 動物福祉に関する配慮

- ア 家きんが苦痛を受ける時間を可能な限り短くするため、二酸化炭素ガスは十分に注入し作業を迅速かつ確実に進めるよう心掛ける。
- イ 殺処分家きんの死亡確認は、苦痛を軽減させる観点からも重要。ポリペールの中の家きんが完全に動かなくなるまで待ち、死亡を確認する。

(5) 責任者のビブス着用

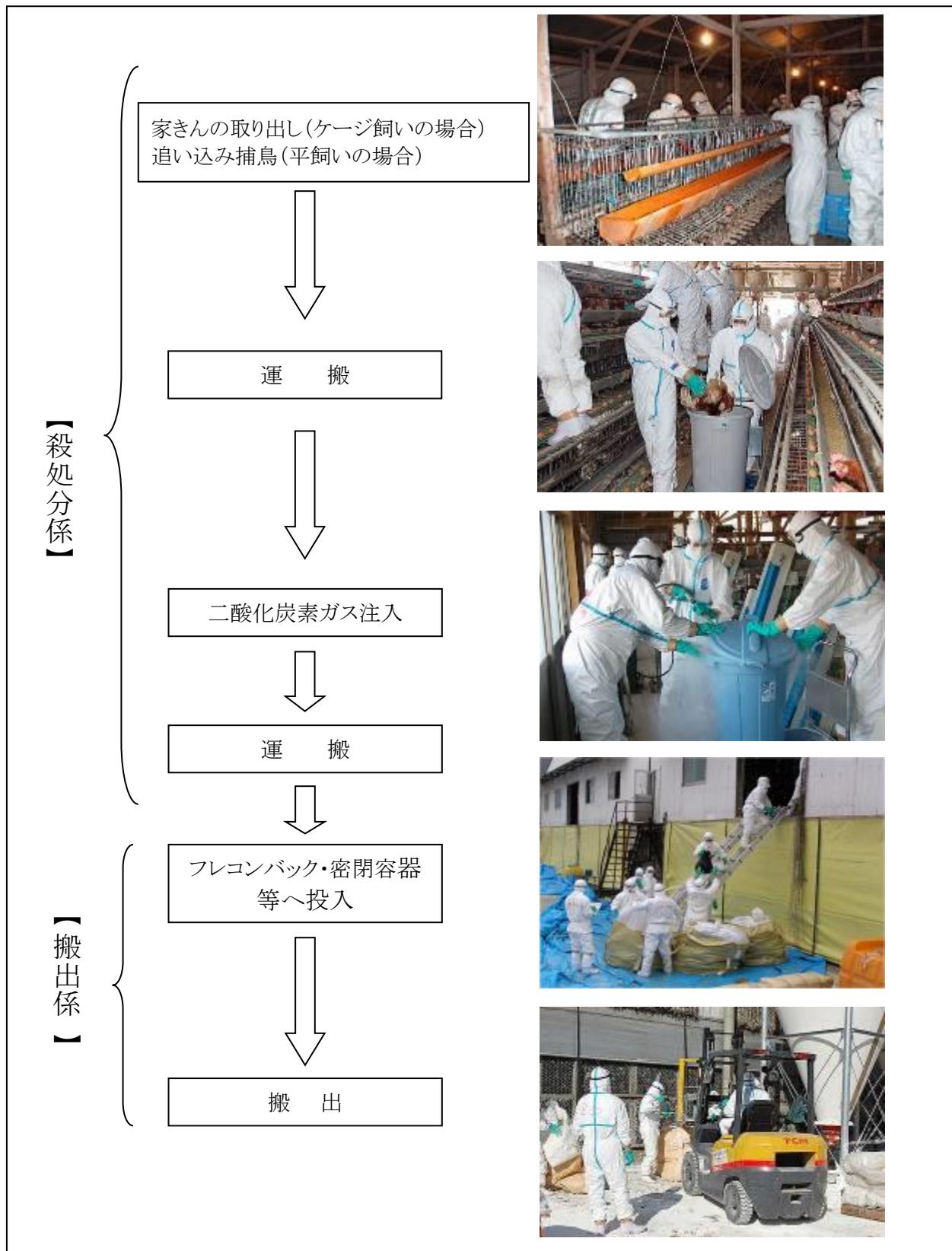
- 防疫従事者が責任者を視認できるよう、発生農場班長は赤色、殺処分係長は黄色のビブスを防護服の上に着用する。

(6) その他

- 殺処分を進めていくと、殺処分家きんが滞留し仮置き場所の確保が困難になるほか、死体の腐敗に伴い体液が漏出するなど、病原体の拡散、腐敗臭による環境汚染などの問題が発生する場合がある。焼埋却地や輸送手段について、できるだけ速やかに手当する必要がある。

8 殺処分作業の流れ

病性決定後、直ちに殺処分係は、係長（家畜防疫員）の指示に従い、チームに分かれて殺処分の業務を行う。防疫作業全体の進行は殺処分にかかるため、係長は発生農場班長に、常に経過を報告し指示を受ける。



9 殺処分係のチーム編成と作業内容

チーム編成と作業内容の例を以下に示す。なお、農場規模、構造、飼養羽数などにより作業内容やチーム編成を必要に応じて変更する必要がある。

(1) ケージ式家きん舎の場合

ア 捕鳥

生存家きんをケージから取り出し、台車に乗せたポリペール又は密閉容器に10羽ずつ入れる（家きんの体格により変更となる場合あり）。



捕鳥は、片方の翼の根元を持ち、背側部から取り出すと素早く取り出すことができる。

(多段式家きん舎における留意事項)

多段式家きん舎の場合、上段のケージが高い位置にあるため、以下の写真のような高所用台車を用意すると、作業を安全かつ効率的に進めることができる。



ケージ間の通路に台車を入れ、防疫従事者が台車に乗り、高所のケージから家きんを取り出し、筒（ボイド管等）を通して下へ家きんを落とす。



台車が通路に入った状態。台車が通路を遮断するが、下側をくぐり抜けることができるため、作業動線は確保される。

イ 運搬

ポリペールを乗せた台車を補鳥場所へ運搬し、ポリペールへ家きんを投入後、炭酸ガス担当のところへ運ぶ。運搬距離が長い場合は、必要に応じて担当を増やしてリレー方式で行う。炭酸ガス担当が二酸化炭素ガスを注入したら袋詰め担当へ渡す。



ウ 二酸化炭素ガス注入（殺処分）

運搬担当が運んできたポリペールに上蓋をずらして二酸化炭素ガスを注入（5～10秒程度）する。

また、ポリペールの蓋の開け閉め、ガスを注入したポリペール等を袋詰め担当へ送るなどの作業を1名ずつで分担すると作業効率が良い。

なお、液化二酸化炭素ガスはサイフォン式ボンベを用い、スノーホーンを取り付けて使用する。

<注意事項>

- ・噴射時にはボンベが倒れないように注意して立てて使用する。
- ・二酸化炭素ガスの出が悪くなったら、二酸化炭素ガスボンベを交換する。

※ 二酸化炭素ガスボンベ交換のタイミング

- ・ボンベをスパナーで叩いた時に音が響く。
- ・ボンベの下1/3のところに霜が発生する。



エ 袋詰めと搬出

運搬担当が運んできたポリペールの中の家きんの死亡を確認し（鳴き声がやむ、動く音がなくなる）、袋に詰めて口を閉じた上、バケツリレー方式などで家きん舎外へ搬出し、処分方法（埋却又は焼却）に応じた梱包を行う。また、空になったポリペールを運搬担当へ返す。

(ア) 埋却の場合

処分家きんが入ったビニール袋をフレコンバックへ投入する。なお、この時、処分羽数（ビニール袋数）をカウント・記録し評価係へ報告する。高床式家きん舎の場合、下で3～4人がフレコンバックの端を持ち、2階から投下させた処分家きんが入ったビニール袋を受け止める。



(イ) 焼却の場合

送られてきた袋の中の処分家きんの死亡を確認し、密閉容器や段ボール箱等へ詰め込む。容器へは10羽ずつ詰め込み、蓋をして密閉する。容器等の外装を噴霧消毒し、処分家きんの数（詰め込みの終わった容器の数）をカウント・記録しておき、評価係へ報告する。

①密閉容器使用の場合

- ・処分家きんがビニール袋に10羽入っているのを確認し、密閉容器に投入し蓋をする。

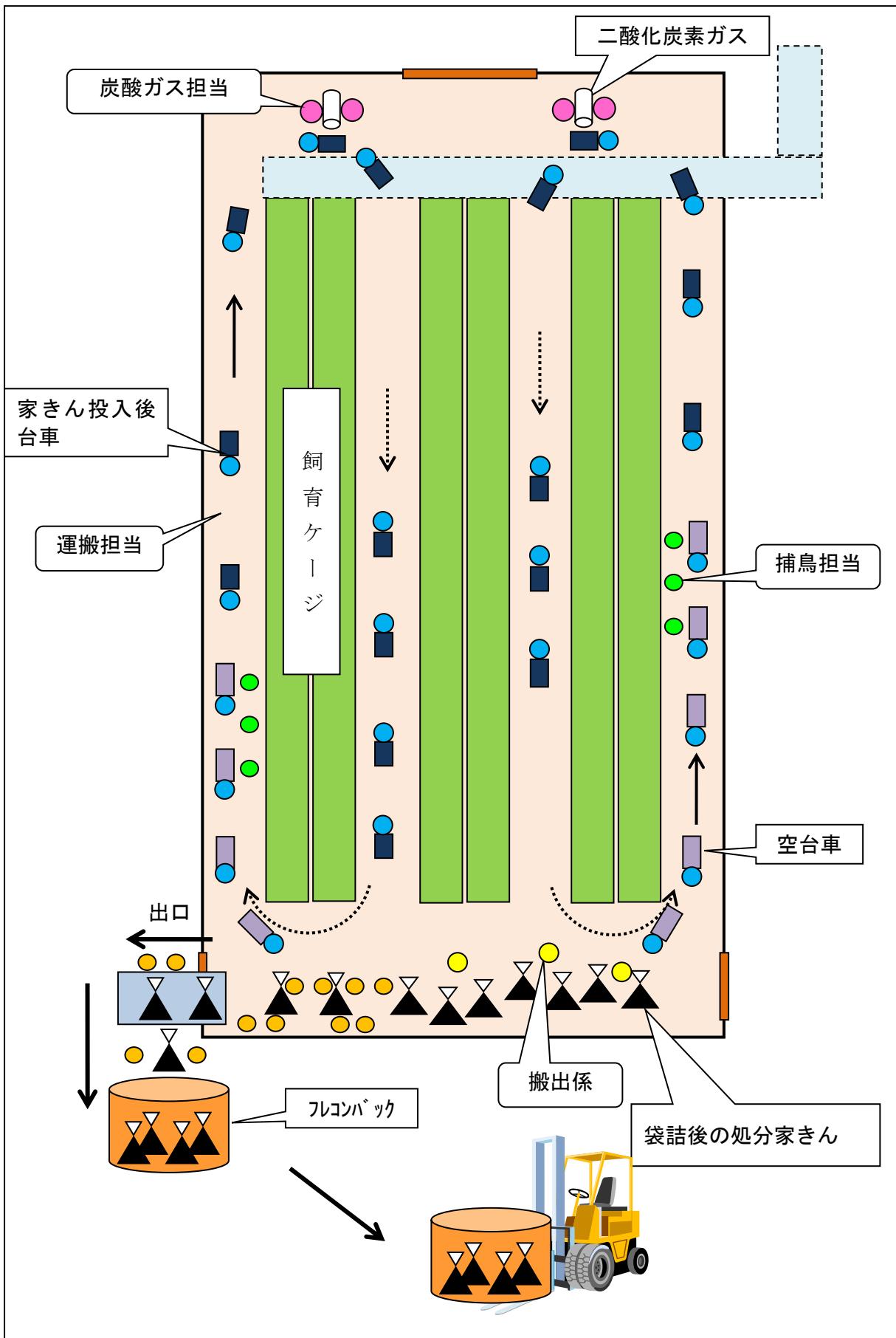


②段ボールの場合

- ・はじめに、段ボール箱を組み立て、底をガムテープで補強する。
- ・処分家きんがビニール袋に10羽入っているのを確認し、段ボール箱内に入れ、段ボールの箱の上部をガムテープで閉じる。
- ・段ボール箱を運搬用パレットに乗せ、崩れないようにラップする。
- ・パレットを運搬車両に乗せ、運搬車両が密閉式でない場合は、ビニールシートで荷台を覆う。



ケージ式家きん鶏舎の作業動線の例



(2) 平飼い家きん舎の場合

作業動線が重なり安全が確保できない場合は、チームの数を減らす。また、箱（袋）詰め、搬出は家きん舎の作業スペースの制約で、同時に行うことが困難な場合は殺処分終了後に行う。

ア 捕鳥

コンパネやベニヤ板などで家きん群を一か所に追い込み、端から一羽ずつ捕鳥してポリペールに10羽ずつ入れていく。

イ 運搬（殺処分前）

家きんの入ったポリペールを炭酸ガス担当に渡す。



ウ 二酸化炭素ガス注入（殺処分）

運搬担当から送られてきたポリペールに二酸化炭素ガスを注入（5～10秒程度）する。ポリペールの蓋の開け閉め、ガスを注入したポリペールを運搬担当へ渡すなどの作業を1名ずつで分担すると作業効率が良い。



エ 袋（箱）詰め

運搬担当から殺処分家きんの入ったポリペールを受け取り、死亡を確認した後、袋又は密閉容器に入れ替える（入替え作業は9の（1）のエを参照）。空になったポリペールを捕鳥担当へ送る。

殺処分家きんを、埋却する場合はビニール袋へ、焼却する場合は密閉容器へ10羽ずつ詰め込む。

詰め込んだ容器は密閉し、運搬担当に渡す。



才 運搬

袋詰め担当が詰め込んだ箱又は袋を家きん舎出口まで運搬し、搬出係へ渡す。また、家きん舎外から新しい箱又は袋を家きん舎内に搬入する。

力 搬出

袋詰め担当から渡された殺処分家きんが10羽ずつ入った箱（袋）をバケツリレー方式で家きん舎内から搬出し、死体の処理方法に応じた詰め込みを行う。

(ア) 埋却の場合

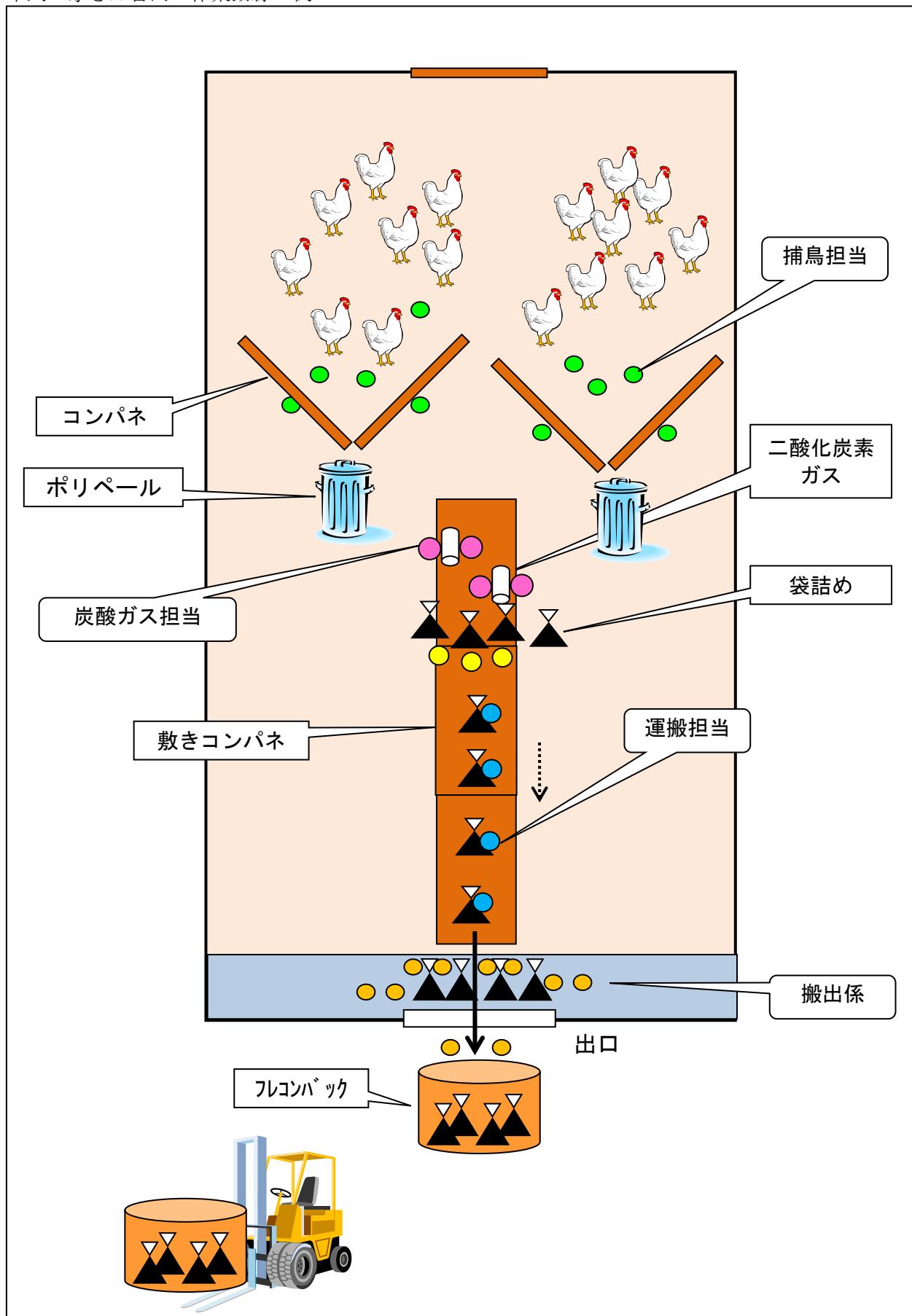
渡された袋の中の殺処分家きんの死亡を確認し、フレコンバッグ等に投入していく。この際、殺処分家きんの数（投入した袋の数）をカウント・記録しておき、搬出係長へ報告する。

(イ) 焼却の場合

送られてきた密閉容器の外装を噴霧消毒し、殺処分家きんの数（詰め込みの終わった容器の数）をカウント・記録しておき、搬出係長へ報告する。



平飼い家きん舎内の作業動線の例



10 家きんの保定方法

殺処分を行う際に家きんを確実に保定することは、作業を迅速、確実に進めるためのみならず、家きんの苦痛を軽減する観点からも重要である。

(1) 保定の重要性

家きんを含めて動物には、一般的に人の接近や接触を警戒、防御しようとする本能がある。鶏は一般的におとなしく従順だが、捕鳥時の確実な保定は作業の迅速化に不可欠である。

(2) 保定する際の注意事項

作業の安全を確保しつつ、作業を効率的に進めるため、保定する際には、以下の注意事項を守る。

- ① 家きんは群居性なので、1羽だけ取り残されるとパニックを起こして走り回る。
- ② ケージ式家きん舎の場合、家きんがケージ外へ逃走するとケージの隙間や床下、採卵ベルトへ入り込み捕鳥が困難になるので、家きんが入っているケージから離れる際は扉が確実に閉まっていることを確認する。
- ③ 平飼い家きん舎の場合は、コンパネやベニヤ板を用いて群単位で隅に追い込みながら、保定・捕鳥する。
- ④ 家きん舎外への家きんの逃走防止対策がとられていることを確認する。
- ⑤ 保定する際には、爪等による怪我に十分注意する。

(3) 具体的な保定方法

① 採卵鶏（レイヤー）農場など、ケージ式家きん舎の場合

個々のケージは大変狭いため、家きんの体全体をつかむより、ケージ内へ手を入れて家きんの片翼や両脚を同時につかんで引っ張り出す方が効率的。また、片方の翼と脚を同時につかむ方法もある。



家きんの取り出し方

② 肉用鶏（ブロイラー）農場など、平飼い家きん舎の場合

家きんは家きん舎内で放し飼いになっている。家きん舎内をいくつかのブロックに分けコンパネやベニヤ板で仕切りをしながら一か所に家きん群を追い込んで一羽ずつ捕鳥していく。平飼いの場合は両脚をつかむのは難しいので、上から両翼をおさえるようにつかまえる。

③ その他

激しく飛び回るような家きんがいる場合は、両翼を組み合わせることにより、一時的に飛ぶのを防ぐことができる。

1.1 サポート係の作業

(1) 防疫資材等の補充・管理

- ア 殺処分等で使用する防疫資材の配置等の準備を行う。
- イ 作業で不足する資材を確認し、現場事務所運営係へ連絡する。

(2) 休憩時等のサポート

- ア 防疫従事者の飲物の準備及び片付けを行う。
- イ ゴミを片付ける。
- ウ 必要資材の補充・管理を行う。
- エ 防疫従事者への案内を行う。

1.2 車両消毒係の作業

フレコンバック又は密閉容器を積み込んだ後、ブルーシートで荷台を覆い、車両全体を消毒する。



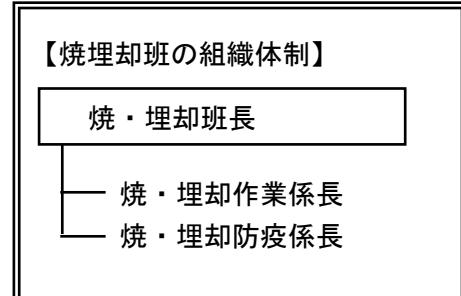
【6 焼埋却作業の準備】

殺処分作業が終了しても、ウイルスの拡散を防ぐためには、バイオセキュリティに十分配慮しながら後片付けを行うことが必要なため、気を緩めることなく、作業を進める。

本県においては、焼却処理を基本とし、化製処理施設の利用については、本県及び隣県の一般死亡家畜の処理を行っていることを考慮し、複数農場の同時多発的な発生により速やかな焼却作業等が困難であることが想定される場合のみ行うこととする。

1 役割分担

- ① 焼却（焼却）班長
 - ア 地方支部等との連絡調整
 - イ 発生農場の焼却作業連絡員との連絡調整
- ② 焼・埋却作業係長
 - 処分家きんの運搬・埋却・焼却に係る調整
- ③ 焼・埋却防疫係長
 - 処分家きんの運搬・埋却・焼却に係る指示



2 焼却場所などへの運搬

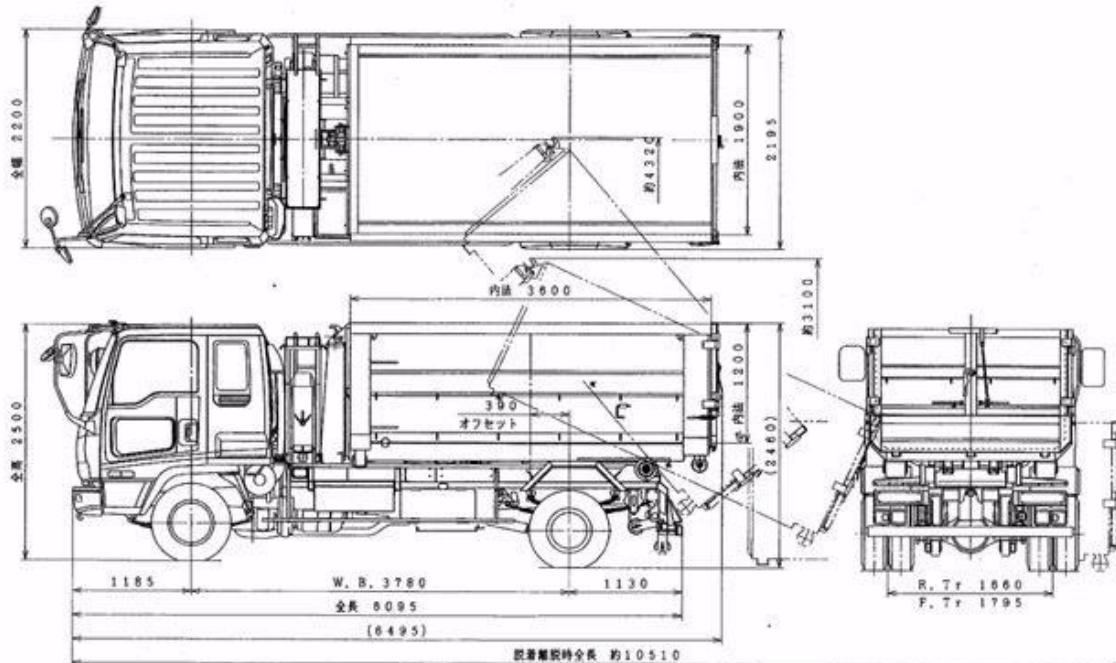
- (1) 焼却場所が発生農場に隣接している場合には、殺処分した家きんは直ちに重機で運搬して焼却する。焼却場所が離れている場合は、ウイルス拡散を防ぐための措置を講じた上で、運搬車両へ積み込んで運ぶ。
- (2) 具体的には、運搬に当たって以下の措置を講ずる。
 - ① 原則として、密閉車両（密閉式ボディ又は密閉式荷室の車両）又は密閉容器等（ミッペール、ビニール袋+フレコンバッグ等）を用いる。どうしてもこれらが無い場合は、低床トラックを用い運搬物が漏洩・飛散しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに運搬物を積載後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
 - 家きんの捕獲や殺処分後の密閉容器への移替え作業の際には、羽が抜けやすいので、作業に当たっては羽毛の飛散防止にも十分留意する。
 - ② 密閉容器に殺処分家きんを入れた後にも、その容器の外装を十分消毒する。



殺処分家きん搬出用の容器（左：フレコンバッグ、右：密閉容器（ミッペール）

(参考) 密閉車保有業者

密閉車両保有業者	住 所	電話番号
青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社	青森市大字戸門字山部 28-8	017-763-1680
三田建材運輸株式会社	三戸郡田子町大字田子字小沼 12-3	0179-32-2535
株式会社青南エクスプレス	弘前市大字神田 5 丁目 4-5	0172-35-1413



運搬用 4 t 産業廃棄物運搬車

容量 50 リットル程度のペールでは 70 個は積載可能。(縦 7 列 × 横 5 列 × 2 段 = 70 個)



搬出用容器を運搬車両へ積込み



殺処分家きんを積んだ運搬車両



運搬車両をシートで覆う



車両の消毒

出典：宮崎県

- ③ 車両への積載前後には、車両全体を念入りに消毒する。
 - ④ 原則として、他の農場の付近を通行せず、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定し、さらに、消毒ポイントにおいて車両を十分消毒する。
 - ⑤ 焼却施設まで家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた動員者（県職員）が同行するとともに、運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
 - ⑥ 運搬車両の運転手が汚染エリア（発生農場、埋却地等）で車外に出た場合、運転手はもちろん、運転席の内部まで消毒しなければならない。
- (3) 焼却施設へ運搬する場合には、以下の措置を講ずる。
- ① 焼却施設入口にて運搬車両を消毒する。
 - ② 運搬車両から原料搬入口までブルーシートを敷く。
 - ③ 運搬車両から運搬物の取り降ろし時にも、その外装を十分消毒する。
 - ④ 焼却施設内への搬入の際は、他の物と接触することがないよう隔離して蔵置する。
 - ⑤ 使用した運搬車両及び運搬資材は直ちに消毒する。
 - ⑥ 殺処分家きんは焼却炉へ直接又は直接つながる投入場所に投入する。（ピットやバンカと呼ばれるゴミ溜めのような場所への投入は避ける。）
 - ⑦ 焼却処理が完了し、設備及び資材の消毒、施設内への搬入口から殺処分家きんの投入場所までの経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。



焼却施設への搬入

出典：茨城県



ホッパーへの投入作業

出典：愛知県



運搬車両の停車場所も消毒

出典：茨城県

※ 既に出荷されてしまった卵等の汚染物品を回収し、焼埋却するための運搬の場合も基本は変わらない。

3 汚染物品の回収・処分と使用機器、作業場所の消毒

殺処分家きんの搬出後、家きん舎内外に残った汚染物品を焼埋却するために搬出する。

なお、家きんの排せつ物については、農場内で発酵消毒後に堆肥化することも可能であるが、ウイルス拡散防止のために必要な措置については事前に十分確認する。(堆肥化については「発酵処理による消毒」を参照)

- (1) 汚染物品は、患畜等の家きん卵、種卵、排せつ物、敷料、飼料、さらには、患畜等やこれらの物に接触し、又は接触したおそれのあるものが該当し、原則として焼埋却する。焼埋却が困難な場合の物品については、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。
- (2) 搬出作業は、ショベルローダー等の重機やフレコンバッグ、密閉容器（ミッペール）などの資材を活用しながら進める。
- (3) 卵等の生産物は十分に消毒した後に、密閉容器（ミッペール）などに入れ、漏出のないよう搬出する。
- (4) 家きんの排せつ物は消毒後に搬出・埋却することを原則とするが、困難な場合には、散逸防止措置を講じた上で、発酵によって消毒してから堆肥化、あるいは焼却する。
- (5) 敷料、飼料等は消毒後に搬出する。タンクに保管された飼料はフレコンバッグ等に詰め替えてから埋却場所へ運搬する。飼料・敷料等は埋却を原則とするが、困難な場合は散逸防止措置を講じた上で焼却、あるいは発酵によって消毒してから堆肥化する。
- (6) 家きん管理用器具類は、金属製用具等の消毒が容易なものを除き埋却する。
- (7) 使用後の機器は、インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬（防疫作業手順書9を参照）を用いて十分に消毒する。なお、直接消毒薬を噴霧できない機器については、消毒薬を含ませたタオル等で表面を拭き取った上で、ビニール袋などに包んで十分に消毒してから搬出する。
消毒後のゴミ（使用した防護具を含む農場内で発生したゴミ全般）の搬送は、可能であれば、拡散を防ぐためにゴミ収集車（パッカー車、ウイング車など積載物を密閉できる車両）で行うのが望ましいが、トラック等で搬送する場合には、ビニールシートで覆う等の拡散防止措置を講ずる。
- (8) 医療廃棄物は分別し、二重のビニール袋で覆い外装を消毒してから適切に処分する。
- (9) 家きん舎内の清掃は、上部から下部へ、農場の奥から出口に向かって行う。ブラシ、スコップ等を用い、消毒効果を低減させる糞や塵埃等は隅々まで除去する。家きん舎周囲についても同様に清掃を行う。
- (10) 清掃終了後、家きん舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、清掃作業と同様に農場の奥から出口に向かって消毒し、さらに消石灰を散布する。
- (11) 家きん舎や農場で使用した重機、機材等を念入りに消毒する。農場の消毒作業は少なくとも1週間間隔で3回以上行う。



使用機材の消毒

出典：鹿児島県

4 必要な機具・資材等

- ・埋却作業に要する資機材については以下のとおりとする。
- ・重機については埋却作業協力業者からの提供を基本とするが、レンタルによる場合は、協力業者から直接協力レンタル会社に依頼する。

(1) 重機

機械名	規格	数量	用途	調達者
バックホウ	山積 0.8m ³	2 台		協力業者
トラック	11t	4 台	運搬距離によりサイクルタイムを計算し効率の良い台数とする。※運搬開始までに現場乗り込み	協力業者
トラッククレーン又はフォークリフト		2 台	農場での積込み機械	協力業者

(2) その他の機材

機械名	規格	数量	用途	調達者
投光器(発電機含む)		4 台	夜間作業用 3 溝分+1台	協力業者
敷き鉄板		適宜	仮設道路用	協力業者
工事用水中ポンプ(発電機含む)	φ 100mm	3 台	湧水・雨水対策用、1 台／溝	協力業者
草刈り機		4 台		協力業者
ユニットハウス		2 棟	現場事務所用	協力業者

(3) 埋却用資材

材料名	規格	数量	備考	調達者
ブルーシート	t=0.13mm, 15m×20m	10 枚	2 枚×3 溝	対策本部が埋却地に搬送
木杭	60cm×4.2cm×4.2cm 程度	30 本	シート固定用 10 本×3 溝	協力業者
ロープ	200m巻	1 卷	〃 10ヶ所×2m×3 溝	協力業者
カッター		適宜	ロープ切断用	協力業者
ハンマー		2 本	木杭等打設用	協力業者
埋却深確認棒	角材や鋼棒等で適宜製作	2 本	1mと2mに印を付ける	協力業者
再生砕石	最大粒径 40mm	適宜	仮設道路用(必要に応じて)	協力業者
硬質ポリ管	φ 100, 有孔管, 無孔管	適宜	湧水処理(必要に応じて)	協力業者
吸出し防止材	t=10mm, 合織不織布	適宜	〃	協力業者
砕石	5~25mm	適宜	〃	協力業者
消石灰	20kg	適宜	散布する量の目安は1kg/m ²	対策本部が埋却地に搬送
防護服		作業者数		対策本部が埋却地に搬送
簡易マスク		作業者数		対策本部が埋却地に搬送
長靴		作業者数		対策本部が埋却地に搬送

【7 埋却作業】

埋却地は、生産農場が確保している農場内又は農場になるべく近い場所に埋却することを基本とするが、湧水等により埋却地として不適当な場合は近隣の土地を選定する。なお、借地権に係る交渉及び契約等家畜所有者の責任で行われている事項については、発生農場と土地所有者との間で行う。やむを得ない事情により、近隣の土地も確保できない場合には、公有地（国、県、市町村有等）の利用を検討する。その場合、埋却地への死体の移動に際しては、動物衛生課と協議し、十分な病原体の拡散防止措置を講ずる。

埋却は、病原体で汚染されている死体等を地中に封じ込める作業であり、常にこのことを念頭に置いて常に防疫担当者の監視及び指示の下、周辺環境を汚染させないように気を付けながら作業を進める。

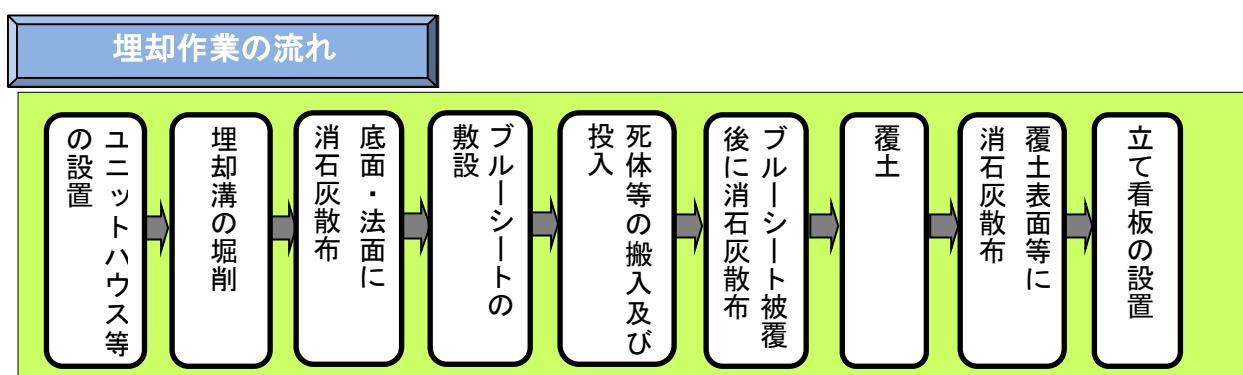
なお、運搬及び埋却作業については、青森県農村整備建設協会と「青森県家畜伝染病における緊急対策業務に関する協定」（令和元年12月13日付）に基づき各県民局の農村整備の埋却担当課の協力を得て、地域農林水産部の指導調整課が契約事務を進め、作業手順については青森県農林水産部作成の「特定家畜伝染病に係る埋却業務について」（令和3年2月2日付け青畜第689号）により実施する。

（1）基本的な作業の流れ

埋却作業に先立ち、実際に埋却できるかを確認するためにできるだけ試掘を行う。

その上で、①ユニットハウス・防疫フェンスの設置、②埋却溝の掘削、③消石灰の散布、④ブルーシートの敷設、⑤患畜又は疑似患畜の死体・汚染物品（以下、「死体等」）の搬入及び投入、⑥ブルーシート被覆後に消石灰散布、⑦覆土、⑧覆土表面及び周辺への消石灰散布、⑨立て看板の設置の順に進める。

なお、①の防疫フェンスは事前調査班が必要と判断した場合に設置する。



出典：宮崎県

(2) 埋却地の選定と試掘

死体等を運搬する際にウイルスを拡散させるリスクがあるため、埋却地は原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保する。

埋却地は埋却溝そのものと作業スペース等とに分けられるが、埋却溝に必要な面積が埋却羽数に比例して必要になり、作業スペース等は埋却羽数にかかわらず最低限の面積は必要になる。したがって、埋却溝を複数掘削し、その間のスペースを共用作業スペース等として使えば、埋却地としての必要面積は少なくてすむ（試算によれば、100羽当たり0.55m²から0.96m²。この標準的な面積については、参考3を参照）。

[埋却地に関する要件]

① 地理的、地形的要件

ア 周辺の民家、道路、鉄道等との距離

●民家、道路、鉄道等と近接せず、日常的に人及び家畜が接近しない場所を選定する。

イ 内水面、飲用水源等との距離

●河川、湖、池等に近い場所は避ける必要がある。（諸外国では、30～100m離れていることが選定条件になる。）

●井戸（飲用水取水池を含む）に近い場所や飲用水源の上流域、さらに、地下水位が高い場所は避ける必要がある。（諸外国では、井戸から30～150m離れていることが選定条件になっている。）

ウ 地形

土砂崩れや浸食などが起きにくい場所を選定する。特に、傾斜地や窪地を埋却地として考える場合、降雨時に雨水の貯留、流入等が起きる可能性はないかを十分に検討しておく必要がある。

エ 土質

岩や砂利を多く含んでいると、掘削が難しくなる。

オ 埋蔵文化財包蔵地等への配慮

土地に関わる文化財（国、県、市町村指定の史跡、名勝、天然記念物）指定範囲以外の場所を選定する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、教育庁文化財保護課と協議する。

② 作業・管理要件

ア 大型重機及び大型車両の搬入出口が確保できるような場所を選定する。

イ 周辺環境

できるだけ、人や家畜、あるいは野生動物が近づかない場所を選定する

ウ 飼養羽数

後述の参考3を参考にして飼養羽数に見合った広さの埋却地を確保しておく。

エ 作業の動線

死体等の搬入や重機を用いた作業が円滑にできるかは非常に重要であり、掘削する埋却溝の位置と作業の動線を確認しておく。

オ 埋却地の用途

3年間の発掘禁止期間が経過した後であれば、埋却地を利用することができますが、その際の利用方法についても検討しておく。

※埋却地の選定時、埋却に適した土地であるかを確認するため、できるだけ試掘を行う。特に、地下水位（掘って地下水が出ないか）や土質（重機で掘削できるか）を確認する。なお、地下水位や土質に関して調査している場合、地下水位等高線図、地下水位変動状況図、水系図等を参考に埋却地を選定する。なお、沢地形、川のそば及び水田に近い場合は地下水位が高い可能性がある。

(3) 埋却作業の実施

ア 機材の調達等

① 作業前の打合せ

作業を始める前に打合せを行い、作業の進め方などについて具体的に確認しておく。

[主な確認事項]

- ・埋却袋数等の作業量、埋却場所の地形、死体等搬入等作業の動線
- ・作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所
- ・埋却溝の掘削位置、重機の配置、死体等搬入の動線
- ・作業の安全確保上の留意事項
- ・まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
- ・緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応
- ・詳細な天気予報

（注）埋却作業の進捗は、天候によって大きく左右されるため、作業前に天候に関する情報（特に降水量に関する詳細な予報）を確認しておく。（後述の「雨天作業時の留意事項」を参照）

② 重機や消毒用機材等の調達

埋却羽数や埋却場所の地形、さらに死体等を搬入するための作業動線などを考慮し、掘削、埋却、洗浄・消毒の作業が安全、かつ、効率的に進めることができるよう、適切な重機等とその運転・操作に必要なオペレーターについて地域農林水産部農村整備担当が手配する。

<必要な機具、資材例>

○掘削、埋却用の重機

- 掘削用：2台（バケットサイズ・0.8m³級程度であれば、2台で8時間当たり底幅4m、深さ4m、長さ10mの穴を4本程度掘削）
- 死体等を入れたフレコンバッグ等の吊り下げ用：1台
- 石灰散布・覆土用：1台（敷地が広い場合は覆土用にブルドーザも検討する。）

（注）長い穴を掘削する場合、2台を使って両端に向けて掘り込み、ある程度掘り込み埋却が可能になった段階で、1台を覆土に振り向けることが可能。

○死体、汚染物品等運搬用のトラック：掘削及び埋却作業との組合せで効率の良い台数とする。
(農場から離れた場所に埋却する場合は密閉車両を検討する。)

○雨天時の埋却溝の雨水くみ上げ用排水ポンプ

○夜間作業用照明機

○そのほか、測量杭、木槌又はハンマー、ロープ、ロープ切断用の鎌又はカッター、鉄板（地盤が弱い場合）、埋却溝の深さ確認用の測量棒など

○その他防疫上必要な、ブルーシート、消毒器（動力噴霧器2基、消毒用貯水タンク2槽、簡易消毒器）、消毒薬、消石灰、防護服、マスク、手袋、ゴーグル、長靴、カッパ、発掘

禁止立札については、地域農林水産部畜産課（東青及び中南地域においては農業普及振興室）及び家畜保健衛生所が手配する。



掘削などで使われる油圧ショベル

【重機の調達に関する留意事項】

埋却作業を効率的に進めるためには、作業に見合った重機を確保する。

作業の性格上、防疫作業によるウイルスの散逸を防ぐことが大切なので、重機の調達先であるレンタル業者及び自社の重機を使用する協力建設業者には、以下に示すバイオセキュリティの確保に関する主な留意事項を伝える。

- ・消毒ポイントで洗浄・消毒を確実に実施する。
- ・重機等の建設機械への給油が必要な場合、給油車（ローリー車等）で行うが、給油車が埋却地から出る場合についても現場出口の消毒ポイントで車両消毒を行う。
- ・日々の作業終了後、重機の外装、運転室等を確実に消毒するとともに、埋却地外の車両基地に重機を移動、保管する必要がある場合、車両基地では防疫作業に従事していない他の車両等と同一場所に保管、あるいは交錯しないようにする。
- ・重機のオペレーターは、埋却作業完了後7日間は家きんを飼養する別の現場での作業には当たらないようとする。（他の作業員も同様）

イ 埋却作業の準備

埋却地の出入口には消毒ポイントを、必要に応じて埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。

① ユニットハウス及び防疫フェンスの設置

埋却地が発生農場の外にある場合は、埋却地に隣接した場所に、県が事務室及び作業員が十分に休憩できる広さのユニットハウス、簡易トイレを設置する。

また、必要に応じてウイルスの散逸防止のため、埋却地の周囲に防疫フェンスを設置する。この場合、埋却作業が円滑に進められるよう、一般的には、防疫フェンスと埋却溝との間に少なくとも7mの作業用スペースを設ける。防疫フェンスは、3mの高さで鉄パイプを組み、ブルーシート又は寒冷紗をくくり付けて製作する。

② 消毒ポイント

埋却地の出入口（埋却地が農場敷地内にある場合は農場の出入口）に作業エリアに入りする車両や重機を消毒するための消毒ポイントを設置する。なお、設置に当たっては、消毒ポイントがぬかるみにならないように作業用鉄板等を敷くとともに、消毒薬の農場外への流出防止策を講ずる。

埋却地が農場敷地外にある場合、埋却地に入りする車両や重機等の消毒は、原則として地域県民局職員が実施することとするが、地方支部から要請があった場合には、県対策本部が民間業者等に委託する。

ウ 作業者の集合と健康調査

- ・現場に乗り込む作業員は、農場の現場事務所に集合する。
- ・埋却防疫係長（家保）と埋却作業係長（農村整備）から注意事項等のオリエンテーションを受ける。
- ・埋却防疫係長が必要と認めた場合、健康調査を受診の上、埋却地における作業に従事する。
- ・埋却班長、埋却防疫係長、埋却作業係長、埋却協力業者は各作業の大まかな流れについて確認する。

エ 現場乗り込み

- ・埋却地においては最初の作業者だけは通常の作業服で現場に乗り込み、処分家きんの搬入前には、県が用意した防護服、簡易マスク及び長靴の着用を行う。
- ・農場作業者は現場事務所において防護服等に着替えた上で乗りこむ。
- ・埋却班長、埋却防疫係長、埋却作業係長、埋却協力業者は事前に調整した作業計画と現地を照合し、必要に応じて修正する。

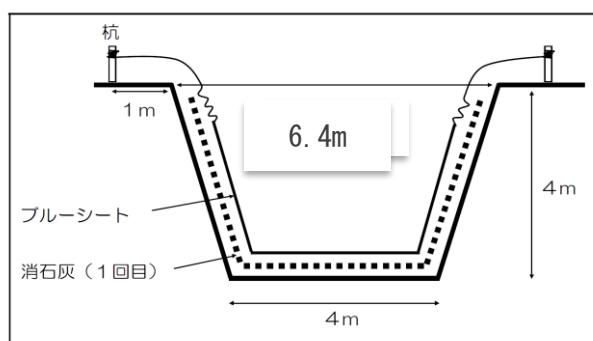
オ 死体等の埋却

(ア) 埋却溝の掘削

- ① 埋却作業に必要な人員は、最低で1係当たり6名程度で、埋却羽数や現場の状況によって、必要があれば、2～3係体制にする。
- ② 埋却溝の大きさについては、地形等が許す限り、底幅4m、地上幅6m、深さは埋却された死体等の上に1m以上の覆土ができる程度（できれば2m以上が望ましい）とする。

なお、埋却溝の例を以下に示すが、埋却地の地形や土質、地下水の水位などによって、埋却溝の深さや法面の取り方が違ってくることに留意する。また、埋却溝の掘削に当たっては、作業中の安全を十分に確保する。

埋却溝の例（ブルーシートを敷設した場合）



- ③ 堀削完了後、埋却溝の底面と法面に消石灰を散布する（散布する量の目安は 1 kg/m^2 ）。
なお、堀削面全面にブルーシートを敷く場合は、ブルーシートが埋却溝に落下しないように杭で固定する。

【埋却溝を掘削する際の留意事項】

- 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、作業スペース、堀削土仮置きスペースとして最低7m程度の間隔を空ける。
- 地盤が弱い場合、地質及び地形上、作業中に法面が崩れるおそれがある場合は、地域農林水産部水利防災課（又は農村整備課）及び協力業者と協議し、法面の勾配を調整するなどの対応をとる。
- 埋却溝が長くなる場合には、降雨時の雨水管理のため中間に仕切りを入れる。

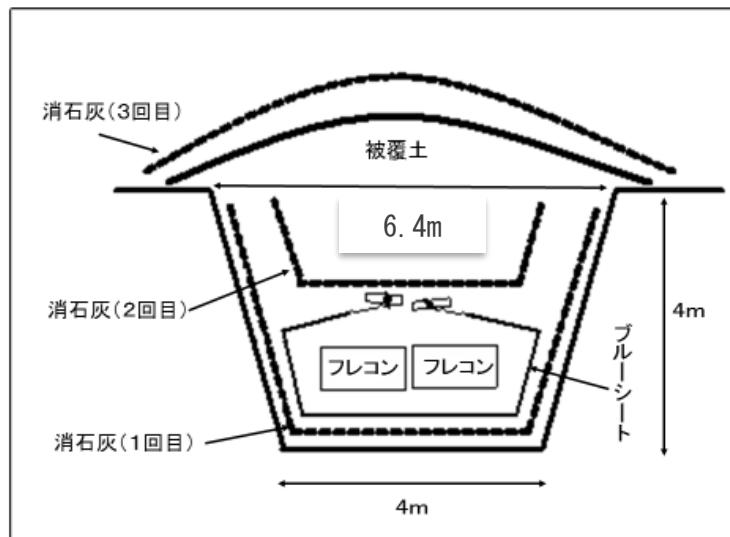
（イ）死体等の埋却溝への投入

- ① 発生農場から搬入される死体等を詰めたフレコンバッグ等に吊り下げ用ロープを結び付ける。
- ② 重機を用いて、埋却溝の底面に死体等を詰めたフレコンバッグ等を並べる。
- ③ 汚染物品はフレコンバッグ等に詰めた後、重機によって吊り上げ、埋却溝に投入する。
- ④ 死体等の投入完了後、地面から抜いた固定用の杭を付けたままのブルーシートで被覆し、表面に2回目の消石灰を散布する（散布の目安は 1 kg/m^2 ）。

（ウ）覆土

- ① 1m以上（2m以上が望ましい）の厚さで覆土する。この場合、覆土上へ重機等を乗り入れることや覆土の転圧は避ける。
- ② 覆土終了後、重機等を用いて埋却地の周辺部分もカバーする形で消石灰を散布する。なお、消石灰は農作物に悪影響を与えることがあるため、散布する際には、農作物が植えられている周辺の場所に飛散しないよう注意する。

覆土後の埋却溝の例（ブルーシートを敷いた場合）



(エ) 作業員の休憩

- ・作業者は消毒を行った上で、ユニットハウスに移動し、防護服及び簡易マスクを廃棄してからユニットハウス内において休憩する。
- ・廃棄した防護服等は、フレコンバッグ等に詰めておく。
- ・作業を再開する際には、新しい防護服及び簡易マスクを着用する。

(オ) 撤収作業

バイオセキュリティに注意しながら撤収作業を進める。

- ① 防疫フェンスを撤去し、重機等は洗浄・消毒した上で搬出する。その際には、運転席の足下マットも洗浄・消毒するとともに、重機のオペレーターも全身を消毒し、その防護具は廃棄する。
- ② 重機等を搬出した後、作業者を点呼して人員を確認する。
- ③ 作業者は消毒を行った上で、ユニットハウスに移動し、防護服及び簡易マスクを廃棄してから埋却地外に退出する。
- ④ 廃棄した防護服等は、フレコンバッグ等に詰め込んで封じた後に消毒し、埋却又は焼却する。

(オ) 表示

埋却完了後、病名（高病原性鳥インフルエンザ（又は低病原性鳥インフルエンザ））、埋却物（死体の場合は家畜の種類を明記）、埋却年月日、発掘禁止期間（3年）を記載した立て看板を設置する。

発掘禁止	
この場所は家畜伝染病に関する家畜の死体及び汚染物品の埋却地につき発掘を禁止します。	
許可なく発掘した場合は家畜伝染病予防法により罰せられます。	
病名	高病原性鳥インフルエンザ
埋却物	(※死体の場合は家畜の種類を明記)
埋却年月日	年 月 日
発掘禁止期間	年 月 日までの3年間
備考	
〇〇地域県民局地域農林水産部 〇〇家畜保健衛生所長	

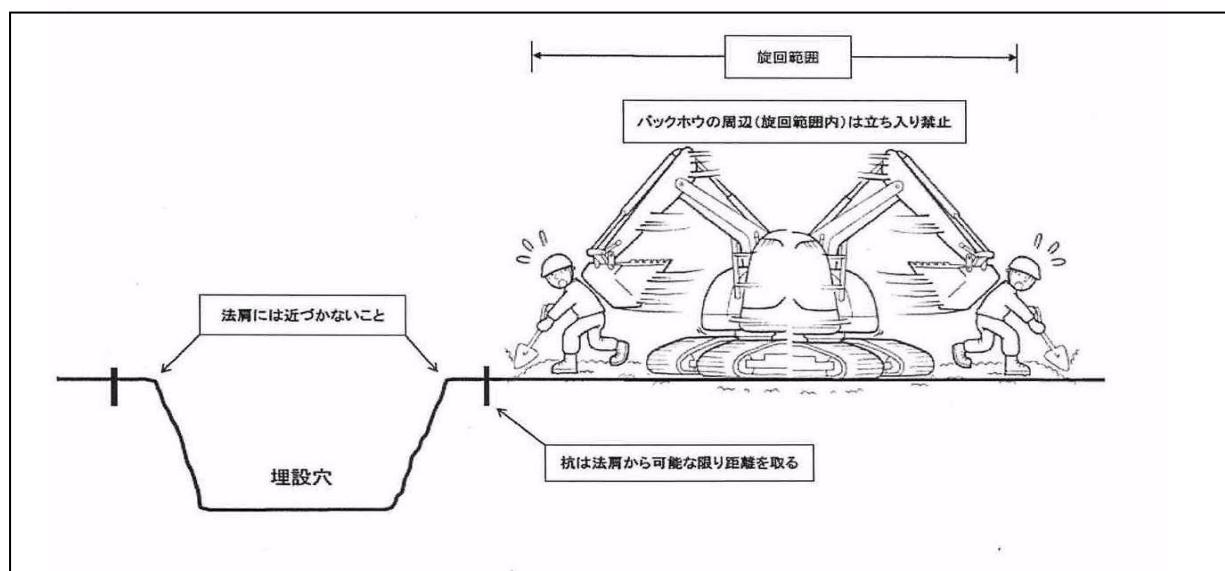
(4) 埋却後の管理

公衆衛生上の配慮やウイルスの散逸防止の観点から、必要に応じて次の措置を講ずる。

- ① 人、家畜、野生動物等の埋却地への侵入を防ぐため、埋却地の周囲をフェンス等で囲む。
- ② 周辺の井戸等の水質検査を行い、検査結果に応じた衛生指導を行う。

(参考1) 作業者の安全確保

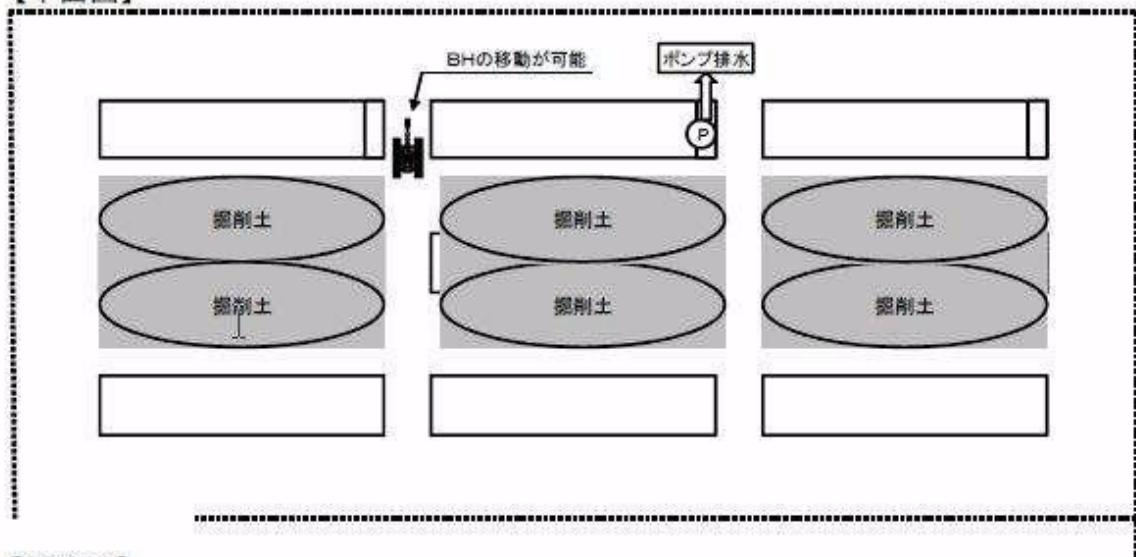
- 1 高所（防疫フェンスの設置等、風が強い等の気象条件の場合には特に注意）又は埋却溝の法肩（端）近くで作業する場合、作業上の安全確保、特に落下防止を徹底する。
- 2 重機の周辺で作業する時は、ヘルメットを必ず着用する。
- 3 重機の作業中は、その旋回範囲内（重機が届く範囲）にむやみに立ち入らないようにする。
- 4 重機の周囲で作業する場合（死体等の吊り下げ作業、消石灰のバケットへの投入等）、重機のバケットが停止したことを確認し、オペレーターに合図してから作業を行い、作業終了後は重機から速やかに離れる。なお、作業中の安全確保のため、安全管理者を配置する。
- 5 水を含んだ消石灰が肌に接することによって炎症を起こすことがあるため、消石灰の散布作業の前に、防護服等を適切に装着して皮膚の露出をできる限り少なくし、防水性の高い前あて等を着用する。さらに、作業中は、風などで飛んだ消石灰を被らないようにゴーグルを着用するとともに、消石灰が肌に付いたときには直ちに洗い流す。
- 6 土質により、埋却溝が崩落があるので、作業中は十分注意する。



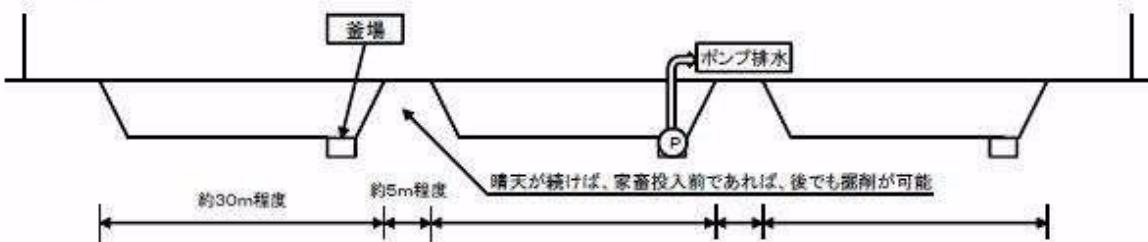
出典：宮崎県

(参考2)

【平面図】



【縦断図】



【雨天作業時の留意事項】

降雨の程度にもよるが、雨天時には、作業現場がぬかるむことなどによって作業効率が悪くなるのみならず、埋却溝へ水が溜まる、埋却溝の法面が崩落するリスクが高くなるなどの問題が生じ、作業者の安全やバイオセキュリティの確保が難しくなる。

雨が降ってきたときには、天気予報や埋却溝の状況（土質、作業の進捗等）、さらに作業者の安全やバイオセキュリティの確保を十分に考慮し、各係のリーダーで協議して、埋却作業の開始、継続、中断、再開を判断する。

1 作業前の状況確認

降雨に関する詳細な予報を入手し、埋却地の状況を確認した上で、埋却作業の実施、あるいは中止を決める。なお、作業を行う場合は、敷鉄板や砂利等を準備する必要があるかを事前に確認する。

2 工程ごとの対応

(1) 埋却溝の掘削

- ① 雨が降っている、あるいは、降雨が予想される場合、埋却溝の掘削は、必要最小限で止める。
- ② やむを得ず掘削する場合、長い埋却溝を掘削できる埋却地であっても、途中に掘削しない箇所（約5 mの幅）を設け、短い溝（長さが30 m程度）が連続する形で掘削する。（短い溝にすることによって、比較的容易に排水できるようになり、重機等を埋却溝の反対側に移動させることも容易になる。）
- ③ 埋却溝ごとに、雨水が溜まったときにポンプで排水するための釜場を掘削しておく。

- ④ 地形的に雨水が流入しやすい場合には、土堰堤や小排水溝を設ける。
- ⑤ 埋却溝の法面が崩落しやすくなるので、十分に注意しながら作業を進める。
- ⑥ 重機等の作業場所において割れ目が生じた場合は、崩落のおそれがあるので、その場から直ちに重機を移動し、必要に応じて雨水が入らないようブルーシートで覆う。

(2) 埋却溝の管理

- ① かなりの降雨が予想される場合、埋却溝に雨水が入らないようブルーシートで覆う。
- ② 埋却溝に雨水が溜まってしまった場合、死体等の配置前に釜場以外には水が残らない程度にまでポンプで排水する。(水位が低くても埋却溝に水が残っている場合、埋め戻しを進めるにつれて雨水が押しやられ、水位が上昇して死体等が浮いてしまうことがある。)
- ③ ポンプでの排水が難しい場合は、吸水材としておが屑を投入することも有効。
- ④ 死体等を埋却溝に配置した後に水が溜まってしまった場合、この貯留水はウイルスで汚染している可能性があるため、地表に排水しない。(自然に水が引くのを待つか、おが屑等を吸着剤として投入する。)
- ⑤ 車両や重機等を安全に移動し、埋却溝の崩落を防ぐため、必要に応じて、鉄板を敷設したり、砂利を敷きつめる。なお、鉄板の利用に当たっては、重機等の滑りにも注意しなければならない。

(3) 覆土

死体等を埋却溝に投入した場合、覆土まで行わないと埋却溝に雨が溜まってしまうため、特段の問題が生じない限り、覆土作業を完了させる。

(4) 作業の中止

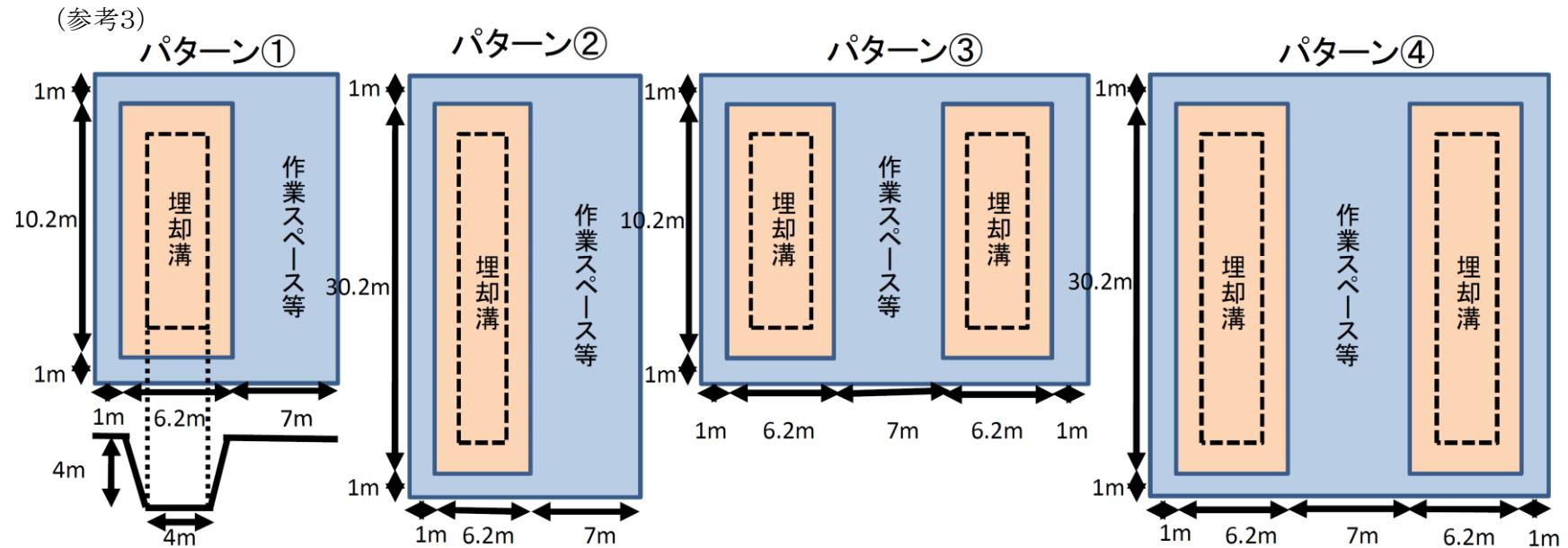
作業者の安全とバイオセキュリティの確保を最優先に考えた上で、以下の①により作業中断の是非を判断する。

① 判断要素

- ア 降雨予報及び風の状況（特に強風時のブルーシートの敷設や消石灰散布に注意する）
- イ 足場の状況（埋却溝が崩落するリスク、車両や重機のスリップ）
- ウ 埋却溝への雨水の溜まり方
- エ 作業の進捗状況（特に、死体等の投入状況）

② 雨水の流入防止

埋却作業を中断する場合、土堰堤や小排水溝の設置、ブルーシートによる埋却溝の被覆等により、雨水の流入を防止する。



畜種	埋却溝							
	①底面積 (4m×8m) の埋却溝を 1本掘る場合の必要総面積	②底面積 (4m×28m) の埋却溝を 1本掘る場合の必要総面積	③底面積 (4m×8m) の埋却溝を 2本掘る場合の必要総面積	④底面積 (4m×28m) の埋却溝を 2本掘る場合の必要総面積				
	12.2m × 14.2m	173.2 m ²	32.2m × 14.2m	457.2 m ²	12.2m × 21.4m	261.1 m ²	32.2m × 21.4m	689.1 m ²
埋却可能羽数 (m ² /100 羽)	必要面積 (m ² /100 羽)	埋却可能羽数 (m ² /100 羽)	必要面積 (m ² /100 羽)	埋却可能羽数 (m ² /100 羽)	必要面積 (m ² /100 羽)	埋却可能羽数 (m ² /100 羽)	必要面積 (m ² /100 羽)	
成鶏※ (体重 1.8 kg)	18,000 羽	0.96	63,000 羽	0.73	36,000 羽	0.73	126,000 羽	0.55

※ 採卵鶏の育成鶏（150 日未満）は成鶏の 1/2 として取り扱う。ブロイラーの場合は、全飼養鶏の平均体重が成鶏と同程度であるため、全てを成鶏として扱うが、個々の経営における平均的な体重を考慮することも可能。

○埋却可能羽数の計算例（パターン①の場合）

埋却溝の底面積 $4m \times 8m = 32 m^2$ (周囲 1.1m は法面)



埋却可能羽数 $32 m^2 \div 0.178 m^2/100 \text{ 羽} = 18,000 \text{ 羽}$

成鶏 100 羽当たりの必要な底面積 $0.178 m^2/100 \text{ 羽}$

100 羽当たりの必要な面積 $(12.2m \times 14.2 m^2) \div 18,000 \text{ 羽} \times 100 \text{ 羽} = 0.96 m^2$

【8 焼却作業】

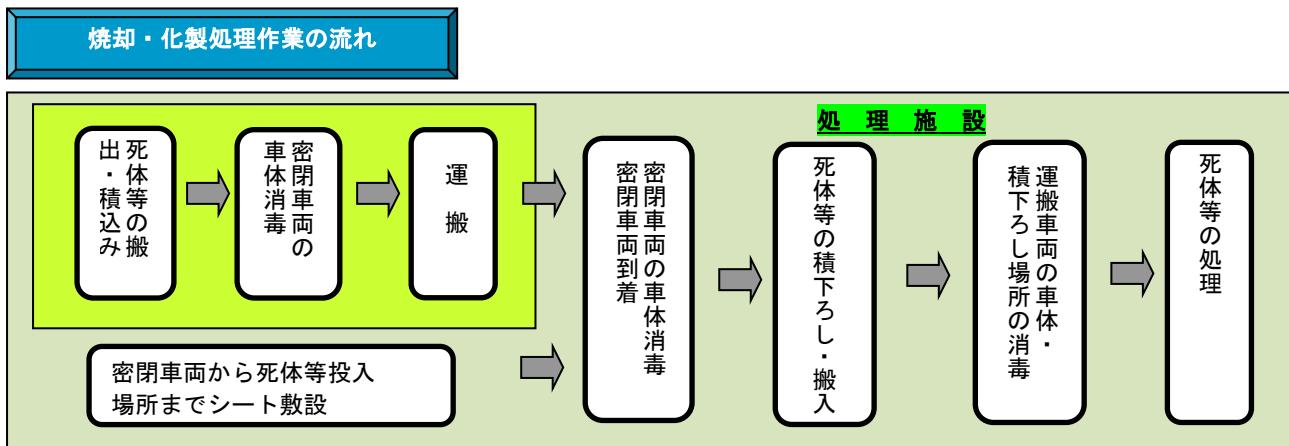
家きんの死体は、埋却処理のほか一般ごみ等の焼却施設での処理あるいは化製処理も可能であるが、本県においては、焼却処理を基本とし、化製処理施設の利用については、本県及び近県の一般死亡家畜の処理を行っていることを考慮し、複数農場の同時多発的な発生により規定期間内の埋却作業等が困難であることが想定される場合のみ行うこととする。

焼却処理を行うためには、焼却処理施設の管理者等との確認・調整のみならず、畜産関係者も含めた地域住民の理解を得ておくことが必要となることから、発生時に備えて、事前に焼却施設等での殺処分家きんの受入れについて、市町村等関係者との間で十分に調整を行うものとする。

1 基本的な作業の流れ

次のとおり、①死体等の搬出・積込み、②密閉車両の車体消毒、③運搬、④処理施設到着後密閉車両の車体消毒、⑤死体等の積下ろし・搬入、⑥密閉車両の車体消毒・積下ろし場所の消毒、⑦死体等の処理の順で作業を進める。④の作業開始に先立ち、処理施設では密閉車両から死体等を詰めたペール、段ボール箱、フレコンバッグ等（以下、「ペール等」）を積下ろす場所からペール等の投入場所までの全ての移動経路にシート敷設の作業を行う。

なお、これらの作業は基本的に発生農場外で行うことから、バイオセキュリティの確保に十分注意しながら進める。



2 処理施設の選定と調整

これらの処理は、第三者の処理施設を利用して行うものであり、また実際に本病が発生してから処理施設を選定するのでは遅いので、事前に十分な調整を図り選定しておく。

選定に当たっては、先ず処理施設の処理能力（化製処理の場合、処理の温度・時間を含む）のほか、死体等を詰めたペール等の置場の有無及びその一時保管能力、搬入口、施設内移動通路、ペール等の重量・大きさ制限を確認する。

また、「死体等の発生農場外への搬出と処理施設への運搬」と「処理施設への緊急搬入」の作業が必要であり、他の処理法に比べウイルスを散逸させるリスクが高くなることから、発生農場と処理施設との間及び処理施設周辺の家きん飼養施設の分布状況、その間の道路の交通事情等を考慮してバイオセ

キュリティを確保できる運搬経路が見込める事、周辺住民等（場合によっては施設従業員を含む。）の理解を得ること等について事前の準備を行う。

3 焚却処理作業の実施

（1）処理作業に必要な人員、機材

① 人員

処理作業には、班長、処理作業係、車両等消毒係、重機オペレーターの人員が必要である。それぞれの作業の内容は次のとおりで、特にバイオセキュリティの管理については、その実務に精通し、指導・調整ができる人材を充てる。

区分	作業の内容
班長 (地域農林水産部職員)	<ul style="list-style-type: none">● 作業計画の調整● 作業の進捗状況等に関する情報の把握・報告● 焚却作業係、車両消毒係及び重機オペレーターの作業調整・総括● 殺処分係・搬出係との作業調整● 施設関係者との連絡調整● 資材・機材の管理● 緊急時の対応● バイオセキュリティの管理● 運搬
処理作業係	<ul style="list-style-type: none">● ペール等の搬出入● 処理作業の管理・記録
車両等消毒係	<ul style="list-style-type: none">● 発生農場及び処理施設の出入口での車両等の消毒● 出場車両等への行き先確認とバイオセキュリティの徹底
重機オペレーター	<ul style="list-style-type: none">● 重機（フォークリフト等）の運転・操作

② 作業前の打合せ

作業を始める前には、作業の進め方などについて具体的に確認しておく。この場合、処理施設は発生農場とは別の場所にあることから、打合せ内容に不備がないよう注意する。

[主な確認事項]

- ア 作業計画、作業者名簿、資材・機材の種類・数量及び保管場所
 - イ 重機の配置、死体等の運搬経路、搬出入の動線
 - ウ 作業の安全確保上の留意事項
 - エ まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
 - オ 緊急時の連絡先を含めて事故等が起きた際の対応
- ③ 重機や消毒用機材等の調達

焼却処理羽数、発生農場及び処理施設の配置・構造、死体等の搬出入の作業動線などを考慮し、搬出入、洗浄・消毒の作業が安全、かつ、効率的に進めることができるよう、適切な重機や機材等を調達する。

なお、一般的に必要となる重機や主な機材等は以下のとおりであり、この場合、搬出側の発生農場と搬入側の処理施設の双方に必要となる。

- 死体等搬出入・移動用の重機

死体等を詰めた容器、荷姿（ペール、段ボール箱、フレコンバッグ等）等により、フォークリフト又は油圧ショベル等を調達する。また、重機を利用できない場所では台車等を利用する。

- 死体等運搬用車両

処理施設の受入れ・一時保管、処理能力を勘案して必要台数を決める。

- 消毒用噴霧器（動力噴霧器、簡易消毒器）

- 消毒用貯水タンク（500㍑程度）

なお、重機等、運転・操作に必要なオペレーターの手配は地域農林水産部が行い、それ以外に必要な資材は地域農林水産部畜産課（東青及び中南地域においては農業普及振興室）及び家畜保健衛生所が手配する。

（2）焼却処理作業の準備

① 処理施設には消毒ポイントを出入口に設置するほか、その他のものは必要に応じ設置する。

② 処理施設が一般に利用される施設であることを踏まえ、搬入・処理の動線が一般利用のものと交差しないよう、また、特に化製処理施設においては、ペール等の置場と製品置場を隔てて設置する等の工夫が必要である。

③ バイオセキュリティ及び一般的な安全管理の観点から、作業の内容とその手順について再確認を行う。

（3）ペール等の積込み・搬出、運搬、搬入

発生農場以外の場所で埋却する場合の積込み・搬出、運搬、搬入の要領に準じて実施する。

（4）焼却処理

処理そのものは処理施設に委ねることとなるが、いずれの処理の場合もバイオセキュリティ等の観点から次の措置を講ずる。

① 死体等を詰めたペール等の搬入・処理数量の管理

② 処理施設のペール等の積下ろし場から投入場所までシートの敷設

③ 以下についての消毒

- ペール等の密閉車両

- 処理施設の出入口から投入場所までの経路沿いにある汚染の可能性のある設備、資材及び経路全体（処理終了後直ちに実施）

- 処理施設の出入口を出入する車両、人、物品等

- 処理施設内でペール等を取り扱わない清浄区域からペール等取扱区域に出入する車両、人、物品等

④ 焼却の場合は炉内温度管理等のために要求される死体等の投入手順等の遵守

⑤ 処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで家畜防疫員の立会い

【焼却の事例—1（採卵鶏：段ボール箱を利用）】（出典：茨城県）



1 搬入時の計量

処理施設に到着後、密閉車両スケールで計量してから荷物（段ボール箱）を下ろす。

なお、施設の利用料金等の関係で重量を把握する必要があるので、荷物を下ろした後の密閉車両も計量する。



2 消毒

段ボール箱を下ろす前にまず消毒を行う。



3 荷下ろし

消毒後、密閉車両からフォークリフトで段ボール箱を下ろし、処理施設内に搬入する。



4 処理施設内の運搬

あらかじめ、シートやコンパネを敷いてから段ボール箱をごみホッパー脇まで運ぶ。



5 段ボール箱の集積

ごみホッパー脇に段ボール箱を集積する。



6 ホッパーへの投入

段ボール箱をごみホッパーに直接投入する。



7 車両の消毒

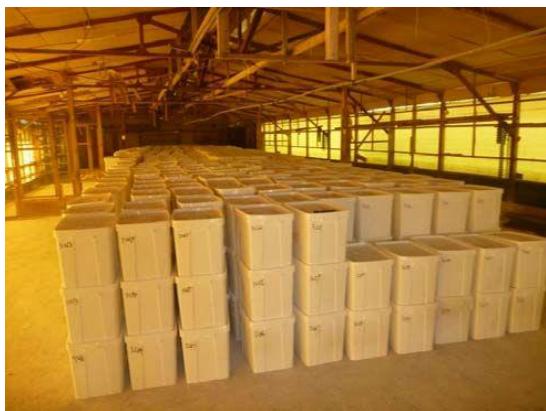
段ボール箱を下ろし終えたら、密閉車両及びフォークリフト等を消毒する。



8 荷下ろし場所の消毒

荷下ろしした場所も消毒する。

【焼却の事例—2（採卵鶏：密閉容器（ミッペール）を利用】（出典：愛知県）



1 ミッペールへの詰め込み

容量40リットルのミッペール1個当たり成鶏5、6羽と卵を詰め（20kgを目安）、表面を消毒した後、農場内で一時保管する。



2 ペール積込みと処理施設への運搬

密閉車両へミッペールを詰め込み、焼却場へ運搬する。



3 ミッペールの集積

車両からごみ投入ホッパーへ脇の集積場所まで運んで集積する。



4 ホッパーへの投入

ミッペールをホッパーへ投入する。

なお、ミッペールの投入量は、一般ごみとの混合割合を考慮して調整する。

(参考1) 移動式焼却炉の利用

適当な埋却地が確保できず、焼却処理場の処理能力も限られる場合に備えて、動物検疫所に準備されている移動式焼却炉の概要は以下のとおり。

1 設置の前に

移動式焼却炉を設置するためのスペースの確保や搬入するための道路幅の確認が必要となるので、設置場所の選定、関係部局との調整については、事前に準備が必要である。

2 貸出の手続き・事前準備

動物衛生課と協議の上、設置場所の確保、燃料用副資材（木廃材）の調達、焼却灰の処理方法などを調整する。

また、移動式焼却炉の貸出の際にはオペレーターも同時に派遣されることとなる。

なお、他の資材も含めた大型防疫資材の貸出要領は巻末の参考資料6のとおりである。

3 保管場所

(1) 動物検疫所 中部空港支所名古屋出張所 野跡検疫場（組立型2台、非組立型1台）

(2) 動物検疫所 門司支所 新門司検疫場（組立型1台）

<移動式焼却炉の概要>

	サイズ	処理能力	輸送	配備場所
組立型	縦9m×横3m (※1,2)	6,400羽／日 (※3)	10t トラック2台 又は4t トラック5台	野跡検疫場（2台） 新門司検疫場（1台）
非組立型	縦7m×横3m (※2)	2,400羽／日 (※3)	トレーラー1台	野跡検疫場（1台）

※1 別途、発電機設置のために縦2m×横1mの置き場所が必要。

※2 積み下ろし用重機、死鶏、資材を置ける十分なスペース（縦20m×横25m程度、勾配5°以下）が必要。

※3 16時間／日稼働、鶏の1羽当たりの重量を1.5kgとして算出。



<組立型>



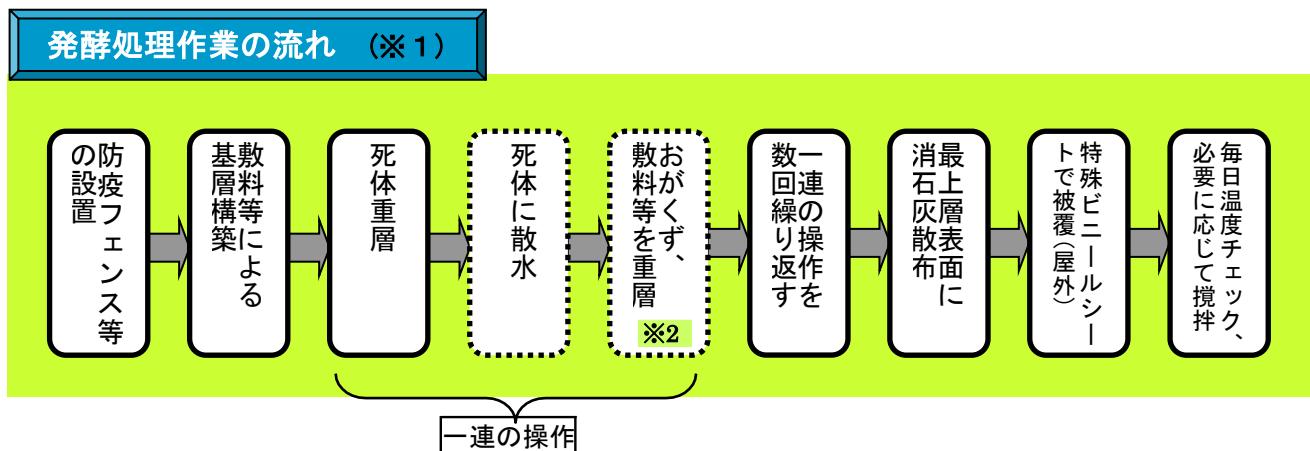
<非組立型>

【9 発酵処理による消毒】

1 基本的な作業の流れ

焼却、埋却処理が困難な場合には、発生地における発酵による消毒処理を検討するが、実施する前には動物衛生課と協議する。(発酵処理は鶏糞では比較的取り組みやすい処理方法だが、死体を発酵処理した場合、悪臭とハエの発生が問題になりやすいため、十分な注意が必要。)

基本的な流れとしては、①防疫フェンス・仮設テントの設置、②敷料等による基層（最下層）の構築、③死体等を重層、④死体等に散水、⑤おがくず、もみがら、敷料等を重層、⑥③～⑤の操作を数回反復、⑦最上層表面に消石灰散布、⑧特殊ビニールシートで表面を被覆（屋外の場合）、⑨立て看板の設置（屋外の場合）、⑩毎日、内部の温度確認と必要に応じて攪拌、⑪発酵処理完了の順に進める。



※1 : 上記の「流れ」は重層法によるもの。（この項の末尾に混合法も紹介）

※2 : 最後の一連の操作において死体等を覆う最上層は、病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さで重層して構築。

2 発酵処理場所の選定

発酵処理は、その性格上、臭気とハエの発生は避けることができない問題。したがって、発酵処理場所の選定確保作業においては、周辺住民への配慮は欠かせない。一方、技術的には発酵処理過程で滲出液が出てくるため、水はけの良い場所を選定する必要があること等も考慮し、埋却作業の「（2）埋却地の選定と試掘」の項の「埋却地に関する要件」を参考にして場所の適否を判断する。

3 発酵作業の実施

(1) 発酵処理による消毒の方法（重層法）は次のとおり。

- ① 敷料等を15～25cmの厚さ、4mの幅、処理する家きんの羽数により適切な長さ（1,000羽で1mを目安）で敷く。
- ② 死体を周辺から30cm程度内側に、20cmから25cmの厚さに載せる。
- ③ 死体の上に羽根が十分にぬれるまで水をかける。
- ④ 死体を覆うように、おがくず、もみがら、敷料等を15cmの厚さに載せる。
- ⑤ 死体が数層に重なるまで、①から④までの操作を同様に行う。
- ⑥ 病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さに載せ、最上部に消石灰を散布す

る。屋外の場合には、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。

- ⑦ 温度計を挿し、内部の温度を毎日チェックする（通常、1週間以内に 57°C～63°Cになる。）。通常、7日から10日後には、温度は46°C～52°Cに低下するので、必要に応じて搅拌し、通気を良くする。
- ⑧ 死体が表面に出ないように、新たに、病原体に汚染されていないおがくず又はわらを載せる。
- ⑨ 搅拌して3週間から4週間で発酵による消毒は完了する。
- ⑩ 搅拌しない場合には、少なくとも3か月間静置する。

(2) この方法では処理完了までに最短3週間から4週間、長い場合は3か月以上かかる場合もあることから、その間は病原体の拡散防止に万全を期すことが不可欠。発酵促進により消毒効果を上げるため、またその結果として発酵所要期間を短縮するためにも、発酵層の温度を 57°C～63°Cに維持する必要があることから、家きん舎内で発酵処理を実施する場合、ヒーター等により家きん舎を加温することも有効。

(3) なお、発生農場における防疫措置作業は、上記3-(1)-⑥の作業終了時点とする。

<参考事項>

1 封じ込め措置を行う場合

排せつ物等の処理方法としては、まず埋却を検討するが、大量の排せつ物が存在するなど、埋却が困難な場合は、発酵処理を進め、ウイルスを不活化することとなる。農場内に処理が可能な施設がない場合や家きん舎の構造上短時間の運び出しが困難な場合などには、家きん舎内で封じ込めや発酵処理を行うこととする。

家きん舎の構造等により、水分調整や切り返しが行えない場合には、一定期間静置することによって、ウイルスを不活化することも可能だが、かなりの時間を要するため、より確実に不活化するため、可能な限り発酵消毒を検討する。

なお、発酵処理を実施する場合、封じ込め措置が完了した時点で、動物衛生課と協議の上、汚染物品の処理が完了したとみなすことができる。

2 平成28年の県内発生事例における対応

発生農場内の大量の堆肥様物を全量埋却することが困難であったことから、早期に防疫措置を完了させるため、動物衛生課との協議の上、シート被覆による封じ込め措置を行った。

(1) 封じ込め措置の方法

堆肥様物上にブルーシートを掛け、風でシートが飛ばないよう土のうを置き、シート周囲に消石灰を散布した。



(平成28年11月28日の県内発生事例における封じ込め措置)

(2) 封じ込め措置の解除

2か月間※、堆肥様物の温度測定を行い、4℃以上であることを確認するとともに、堆肥様物のウイルス分離検査を行い、分離陰性であることを確認した上で、封じ込め措置を解除した。

※「高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル」(平成24年12月消費・安全局動物衛生課)に、ウイルスが「4℃で最長49日間生残した」との報告があると記載されており、本県では冬季間に気温が4℃を下回る可能性があることを踏まえ、国との協議により封じ込め期間を2か月間に設定した。

【発酵処理の事例（混合法）】（出典：茨城県）



1 死体等の集積

発酵処理する死体等を発酵処理実施場所に集積する。



2 混合法による発酵消毒

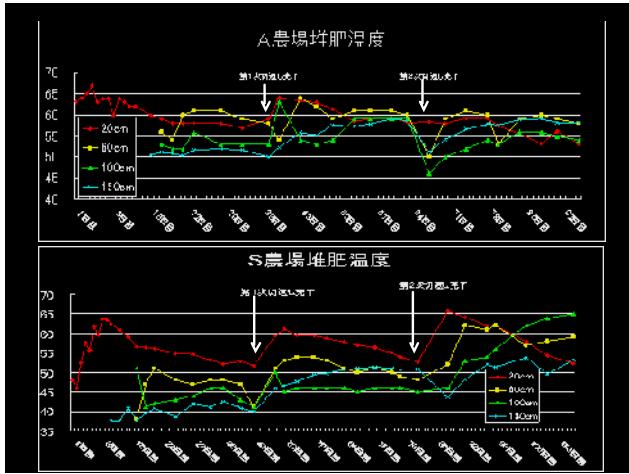
発酵処理する死体等と敷料、おがくず、もみがら等を混合する。



3 混合終了後における発酵消毒場所からのウイルス拡散防止

混合した死体等に病原体に汚染されていないおがくず、わら等を重層し、最上部に消石灰を散布する。

屋外の場合、防水性で通気性のある特殊ビニールシート等で覆う。



4 発酵温度の管理

発酵処理開始後、通常、1週間以内に57~63°Cになる。通常、7~10日後には46~52°Cに低下するので、必要に応じ攪拌し、通気を良くすることにより温度を維持・管理することが重要。



5 発酵消毒層の断面発酵が進んでいる。



6 発酵処理後の搬出作業

発酵処理によって堆肥になるので、これを農場から搬出して農地へ還元する。

【10 消毒ポイント作業】

1 基本方針

発生農場からの病原体の拡散を防止するため、発生農場周辺において緊急的に消毒を行う「緊急消毒ポイント」と、移動及び搬出制限区域境界付近で区域の外側へ移動する車両に重点を置いて消毒を行う「制限区域消毒ポイント」を設置する。

県対策本部では畜産課、地方支部では地域農林水産部農業普及振興室が中心となり、県民局職員、警察署、市町村、関係団体等が協力して運営する。

設置場所は、地域農林水産部が予め農場ごとの防疫計画に盛り込むものとする。

(1) 設置

ア 緊急消毒ポイント

おおむね発生農場から 1km 以内とし、農場出入口のほか、状況に応じて周辺道路に設置する。

簡易検査の陽性確認後、設置準備を開始し、当該消毒ポイントを優先して消毒を開始する。

なお、終了時期については、国と協議の上、決定する。

イ 制限区域消毒ポイント

原則として移動及び搬出制限区域境界付近の幹線道

患畜又は疑似患畜決定後から移動及び搬出制限解除まで実施する。

ウ 設置基準

家保は、地域農林水産部及び警察署と協力し、次に掲げる基準に準じ設置場所を決定する。

(ア) 移動制限区域境界で 2~3 か所、搬出制限区域境界で 3~4 か所を目安に家きん用飼料運搬車両等の主要経路を考慮して設置することとし、箇所数については交通量、幹線道路の配置等を考慮して効率的な配置を行う。対象車両は迂回する等により確実に消毒ポイントを通過するものとする。

(イ) 大型車両引き込み可能で、他の通行に影響を及ぼさず、アスファルト等で舗装され、排水に支障のない広いスペースがあること。

(ウ) 動力噴霧器の騒音の影響がないこと。

(エ) 使用可能な水源があること（無い場合は給水車等で対応）。

(オ) 緊急消毒ポイントは、農場出入口の消毒ポイントとの重複を妨げない。

(カ) 高速道路のインターチェンジが制限区域内の場合は消毒ポイントを設置することとし、高速道路の入口側に設置する。

エ 設置手続

地域農林水産部農業普及振興室は、道路使用許可については管轄する警察署と、道路占用許可については国土交通省青森河川国道事務所（国道 4 号、7 号、45 号等）又は地域県民局地域整備部（3 枝国道、県道等）と調整し、必要な手続きを行う。

防疫計画策定時に地権者からの承諾を得ていない場合は、当該市町村等の協力を得て承諾を得る。

(2) 対象車両

ア 緊急消毒ポイント

(ア) 対象は一般車両を含めた全ての車両とし、一般車両はタイヤを中心とした消毒を行う。

(イ) 畜産関係車両（家きん用飼料輸送車、家きん輸送車、家きん飼養者、家きん由来堆肥等輸送車、家畜診療車、畜産関係資材等輸送車、動物用医薬品販売業者等の業務用車両など）

については、動力噴霧機等により車両全体を十分に消毒する。

(ウ) 緊急消毒ポイントでは、出入り双方向に向かう車両を消毒するものとする。

イ 制限区域消毒ポイント

(ア) 対象は畜産関係車両とし、動力噴霧機等により車両全体を消毒する。なお、感染状況等を勘案し、必要に応じて緊急消毒ポイントと同様に全ての車両の消毒を行う。

(イ) 制限区域消毒ポイントは、制限区域から出る方向のみ消毒するものとする。

(3) 車両の誘導

消毒ポイントが設置されており、対象車両は全て消毒を受けなければならない旨を記載した看板を消毒ポイント手前に設置して注意を促し、対象車両を順次消毒ポイントに誘導する。

2 設置準備

消毒ポイント連絡係を責任者として、地域県民局職員、市町村、警察署等が役割分担し実施する。

(1) 消毒ポイント連絡係

消毒ポイントの設置・運営、各関係機関との連絡調整等を統括する。

ア 設置案に基づき消毒ポイントの設置場所を決定する。

イ 県対策本部及び市町村対策本部との連絡調整を行う。

ウ 市町村及び関係団体等の協力の下、消毒ポイントの人員確保、作業者の集合場所と移動手段の確保、班編成を行う。

エ 県対策本部と連携して、資材、水の確保を行う。必要に応じ、給水車等について市町村等に協力を依頼して確保を図る。

(2) 消毒ポイント運営班

ア 各消毒ポイントを設営、運営する。

イ 消毒ポイント運営班長は消毒ポイントを巡回し、状況を確認する。

ウ 消毒ポイント運営班長は各消毒ポイントにおける資材等の不足を取りまとめ、消毒ポイント連絡係を通して確保する。

3 消毒ポイント設置等の留意点

(1) 消毒作業は、関係者の理解と協力の下に実施することを念頭において、車両の消毒を実施する。

(2) 必ず地権者の了解をとり、必要であれば賃貸借契約を締結する。

(3) 交通安全対策等について管轄警察署と連携を図り、指導を仰ぐ。

(4) 消毒作業による騒音や、消毒薬の散逸等、周辺地域への影響が考えられることから、市町村と連携し住民の理解を得るよう努める。

(5) 消毒ポイントは原則として24時間体制で運営するが、関係車両の通過状況等を勘案し、関係者との協議の上でポイントごとに運営時間の短縮ができるものとする。

(6) 消毒ポイントの設置場所、対象車両、運営時間等は県対策本部が周知することとし、特に畜産関係車両や防疫関係車両については、必ず消毒ポイントを通行するよう各関係団体に周知する。

4 消毒ポイント運営業務委託

(1) 緊急消毒業務に関する委託

ア 委託契約の締結

地域農林水産部は、消毒ポイントの運営業務の全部又は一部を委託する必要が認められた場合は、「家畜伝染病発生時等における緊急消毒業務に関する協定書（以下「緊急消毒協定書」という。）」（平成24年3月28日締結）に基づき、青森県ペストコントロール協会（以下「ペス

トコントロール協会」という。)に緊急消毒業務への協力を要請するよう、畜産課に依頼する。
イ 畜産課は、ペストコントロール協会に緊急消毒業務への協力を要請し、緊急消毒協定書に基づき、消毒ポイントの運営業務委託についてペストコントロール協会と委託契約を締結する。
ウ 地域農林水産部は、緊急消毒協定書及び契約書に基づき、適切に消毒業務が実施されるよう、協会を指導・監督する。

(2) 交通誘導警備業務などに関する委託

ア 委託契約の締結

地域農林水産部は、消毒ポイントの運営業務の全部又は一部を委託する必要が認められた場合は、「家畜伝染病発生時等における交通誘導警備業務等に関する協定書(以下「交通誘導協定書」という。)」(平成25年10月1日締結)に基づき、青森県警備業協会(以下「警備業協会」という。)に緊急消毒業務への協力を要請するよう、畜産課に依頼する。

イ 畜産課は、警備業協会に緊急消毒業務への協力を要請し、交通誘導協定書に基づき、消毒ポイントの運営業務委託について協会と委託契約を締結する。
ウ 地域農林水産部は、交通誘導協定書及び契約書に基づき適切に消毒業務が実施されるよう、協会を指導・監督する。

(3) 協定書に基づくペストコントロール協会及び警備業協会の優先的な配置に加え、地方支部においては両協会以外の業者についても事前に選定し、発生時に業務を委託する。

5 作業時の班編成

班編成は地域県民局職員、警察署又は警備業協会員、応援依頼により確保された市町村職員、関係団体職員等により構成する。基本的には24時間の監視となるため、作業に携わる人の健康管理に留意し、無理のない人員配置を行う(原則、8時間×3交代)。

消毒係2名、調査・記録係2名、誘導係1名(警察署又は警備業協会員)の5名前後で1班を編成し、消毒業務責任者を1名決める。

6 資材の準備

作業開始前に必要な量の資材・水があるか確認し、資材や水が足りない場合は消毒ポイント連絡係に連絡して準備する。

※使用する消毒薬は、原則として塩素系、逆性石けん液等の高病原性鳥インフルエンザウイルスに効果があり、かつ車体が腐食しにくい消毒薬を使用するものとするが、冬期間等、消毒液の散布により路面凍結を起こすおそれのある場合には、事故等の原因となる可能性があるので、タイヤ周りへの消石灰粉末(食紅等で着色する)の散布や、凍結防止資材を添加した水で消毒薬を希釈して、車両用消毒マットに散布する等の方法を検討する。

7 作業手順

(1)消毒ポイントに集合し、作業手順、役割分担等の確認を行う。

(2)消毒作業実施者は、適宜、防護服、合羽、ゴーグル、マスク等を着用する。

(3)消毒作業手順

ア 参考1のとおり大型車両も十分に通行できるように必要な機材を配置する。

イ 誘導係は車両を公道から消毒ポイントに引き込む。一般車両の引き込みは、原則、緊急消毒ポイントのみとする。

ウ 調査・記録係は、車両を停車位置に誘導して、防疫のために車両消毒を実施していることを説明し、消毒への協力を求める。また、移動・搬出制限に係する事が疑われる車両については積荷を確認し、制限対象の物品等が積載されていた場合は区域外に移出できないことを説明する。

エ 消毒係は、動力噴霧機等により荷台を含め車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって、消毒の死角がないよう留意する。また、消毒用アルコールを入れたスプレー等により、運転席の清拭を行うとともに、踏込消毒槽に入れた消毒薬により、運転手の靴底消毒を徹底する。

オ 調査・記録係は、畜産関係車両について車両消毒台帳（参考2）に記録し、畜産関係車両が携帯している車両消毒確認書（参考3）に署名をする。

カ 誘導に従わずそのまま通過した対象車両については、誘導係が車両ナンバーを確認し、消毒業務責任者を通じて消毒ポイント運営班長に連絡する。消毒ポイント運営班長は、消毒ポイント連絡係にその旨連絡する。

(4) 消毒ポイント運営班長は毎日16時現在の車両消毒実施報告書（参考4）をファクシミリ等で消毒ポイント連絡係に提出するものとする。消毒ポイント連絡係は、毎日17時までに実績を取りまとめ、県対策本部へ報告する（参考4）。

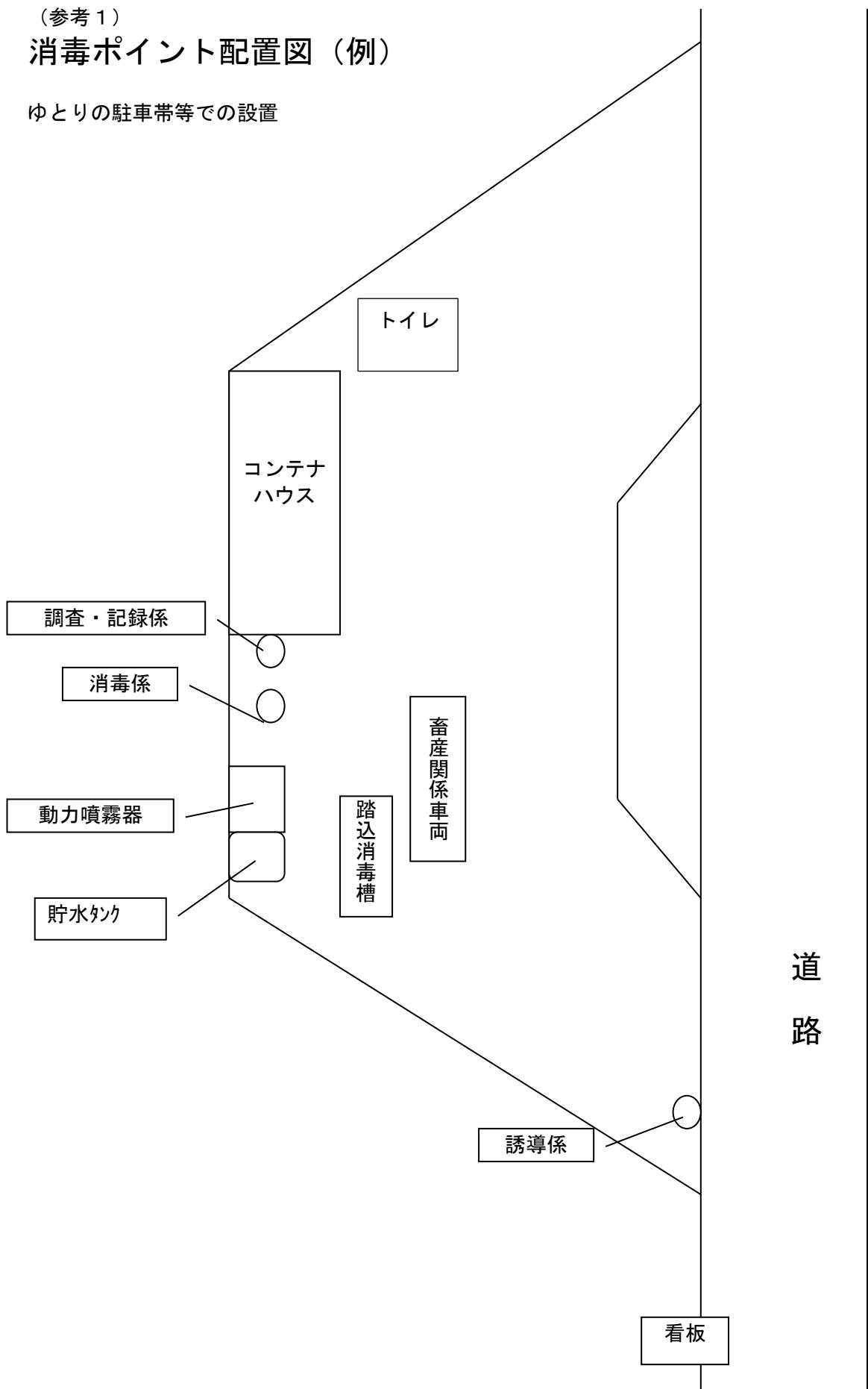
消毒ポイントにおける必要資材の一例（1か所当たり）

チェック欄	品名	規格	必要数	業者	備考
□	コンテナハウス	4.6×4×2.5m	1	レンタル	
□	テント	8×6m	1	備蓄・レンタル	必要に応じ
□	机	180cm×50cm	1	レンタル	
□	椅子		5	レンタル	
□	雨合羽	M,L,LL	9	備蓄・ホームセンター等	1か所各サイズ3着
□	軍手		1	ホームセンター等	
□	厚手ビニール手袋	S,M,L	1	ホームセンター等	
□	ペットボトル飲料	500ml	動員数 X3	ホームセンター等	
□	動力噴霧機セット		2	備蓄・レンタル	
□	ガソリンタンク	20L	2	レンタル	
□	ガソリン			燃料取扱業者	
□	消毒薬(アストップ等)	18L	4	医療機器業者	
□	消毒用アルコール	500ml	10	医療機器業者	
□	スプレー		3	ホームセンター等	
□	バケツ	15L	2	ホームセンター等	
□	バルーンライト(発電機付き)	夜間作業用	2	レンタル	
□	ミニナイター(2灯式)	夜間作業用	1	レンタル	
□	軽油			燃料取扱業者	
□	記録用紙		50	ホームセンター等	
□	筆記用具	一式	2	ホームセンター等	
□	発電機		1	レンタル	
□	看板		2	備蓄・レンタル	
□	予告看板		2	備蓄・レンタル	
□	簡易トイレ		1	レンタル	
□	ストーブ		2	ホームセンター等・レンタル	
□	懐中電灯		3	ホームセンター等	
□	時計		1	ホームセンター等	
□	車両消毒マット		2	備蓄・医療機器業者	
□	誘導灯		5	備蓄・レンタル	
□	ゴーグル		30	医療機器業者	
□	防塵マスク	22個入り	30	医療機器業者	
□	簡易マスク	50個入り	30	医療機器業者・ホームセンター等	

<input type="checkbox"/>	防護服	S,M,L	50	備蓄	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	ゴム手袋	S,M,L	30	医療機器業者・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	ゴム長靴		30	医療機器業者・ホームセンター等	
<input type="checkbox"/>	給水車		1	市町村等	
<input type="checkbox"/>	踏込消毒槽		1	備蓄・ホームセンター	
<input type="checkbox"/>	ペーパータオル	50 枚 X24 束 (1箱)	5	医療機器業者・ホームセンター	
<input type="checkbox"/>	貯水タンク		1	備蓄・レンタル・ホームセンター	
<input type="checkbox"/>	コンパネ			備蓄・レンタル・ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	連絡用携帯電話		1	レンタル・ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	ハンガー		5	ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	物干しロープ		2	ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	灯油		2	ガソリンスタンド	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	不凍液		1	ホームセンター	必要に応じ
<input type="checkbox"/>	融雪剤		1	ホームセンター	必要に応じ

(参考 1)
消毒ポイント配置図（例）

ゆとりの駐車帯等での設置



(参考2)

車両消毒確認台帳

○実施年月日： 年 月 日

○消毒ポイント名：

No.	消毒時間 午前・午後 ：	会社名 (車体へ明記されている場合 のみ)	車両番号	運転手氏名 (名字、カタカナ可)	目的地	積荷内容
1	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
2	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
3	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
4	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
5	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
6	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
7	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
8	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
9	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()
10	午前・午後 ：		青森・八戸・岩手・盛岡・秋田 —			鶏生体・鶏卵・鶏飼料 その他()

(参考3)

車両消毒確認書

○車両番号：青森・八戸・岩手・盛岡・秋田

○会社名

	消毒日時	消毒ポイント名	消毒者サイン
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
6	年 月 日		
7	年 月 日		
8	年 月 日		
9	年 月 日		
10	年 月 日		

(参考4)

(消毒実施者から地域農林水産部畜産主務課へ)

〇〇地域県民局地域農林水産部〇〇課 行
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

車両消毒実施報告書1
(月 日分)

1 消毒ポイント名 :

2 報告者の所属・氏名 :

3 消毒実施時間 : 時 分から
時 分まで

4 消毒車両実施台数 : _____ 台

5 備 考

注: 前日報告時から、16時までに消毒を実施した台数を16時30分までに報告すること。

(参考5)

(地域農林水産部畜産主務課から県畜産課へ)

農林水産部畜産課 行
FAX: 017-734-8144

報告者所属 :

氏名 :

車両消毒実施報告書2
(月 日分)

1 車両消毒実績

消毒ポイント名	車両消毒台数	備考
計		

2 その他特記すべき事項

注 : 消毒ポイント設置期間中、毎日17時までに報告すること

【11 農場等の消毒】

1 基本的な考え方

本病が発生した際には、ウイルスの散逸を防ぐため、発生農場を速やかに消毒するとともに、発生農場の周辺農場（通常は移動制限区域内の農場）についても、ウイルスの侵入を防ぐために消毒を強化する必要がある。

なお、消毒の対象（人、車両、物、家きん舎等）や場所（家きん舎の出入口、農場内、農場の出入口等）によって消毒方法も異なることから、本マニュアルも参考にしながら、消毒作業を効果的に進めること。

2 消毒作業

発生農場等における消毒とは、次に挙げる作業とする。

(1) 発生農場

- ・殺処分開始前の消毒
- ・殺処分等の作業中の消毒
- ・防疫措置完了後の消毒

(2) 埋却地

- ・埋却作業中の消毒
- ・殺処分家きん運搬中の消毒

(3) 周辺農場

- ・衛生管理としての消毒の強化徹底（鳥インフルエンザウイルスに効果の高い消毒薬の使用）

3 消毒薬の選定

(1) 鳥インフルエンザウイルスは表面がエンベロープと呼ばれる壊れやすい膜で覆われているため、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド液などの多くの消毒薬が有効である。また、ウイルスの感染性は70°C以上、1秒の加熱で失われる。

(2) 鳥インフルエンザウイルスはpH12以下では失活しないので、炭酸ソーダや消石灰液など高アルカリ液を用いる場合はpH12より高いアルカリ度のものを使用すること。なお、高アルカリ液は作業者の皮膚や粘膜を痛めるおそれがあり、また、発生農場の防疫措置では大量の消毒薬を使用するため、周辺の農作物や環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、消毒薬の選定と使用に当たっては、周辺への影響についても十分注意する。

(参考) 鳥インフルエンザウイルスに効果がある消毒薬

分類	主な商品名	効果が認められる最高希釀倍数(注)
陽イオン系消毒薬	アストップ	2,000 倍
	パコマ	2,000 倍
塩素系消毒薬	クレンテ	3,000 倍
オルソ系消毒薬	ゼクトン	300 倍
	トライキル	200 倍
アルカリ添加消毒薬	クリアキル-100 (NaOH 又は KOH 添加)	2,000 倍 (NaOH 又は KOH を 0.05~0.1%となるよう に添加)

注) 承認された用法・用量の範囲内で効果が認められる最高希釀倍数。類似の商品で濃度が異なる製品があるので、製品ごとに用法・用量の表示を十分に確認して使用すること。

出典:「H1 亜型インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」家畜衛生学雑誌 35 p. 57-58 (2009)

「鳥インフルエンザウイルスの感染性に及ぼす消毒薬の効果について」家畜衛生学雑誌 29 p. 123-126 (2003)」

「鳥インフルエンザウイルスに対する消毒薬の効果」日本獣医師会雑誌 60 p. 519-522 (2007)

「各種消毒薬の鳥インフルエンザウイルスに対する効果試験」家畜衛生学雑誌 32 p. 67-70 (2006)

(参考) 消毒薬の種類

- 1 陽イオン系消毒薬： 皮膚・粘膜に対する刺激が少なく、腐食性もほとんどない。(例：塩化ジデシルジメチルアンモニウム、[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)] アルキル (C9 – 15) トルエン水溶液)
- 2 塩素系消毒薬： 強力な酸化能による迅速な殺菌作用がある。(例：ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)
- 3 オルソ系消毒薬： オルトジクロロベンゼンを成分とする複合消毒薬で、コクシジウムオーシストも殺滅する。
- 4 アルカリ添加消毒薬: 陽イオン系消毒薬に水酸化ナトリウム(NaOH)又は水酸化カリウム(KOH)を添加することでアルカリ化し、殺菌力を高めたもの。(例：塩化ジデシルジメチルアンモニウムの希釀液に NaOH 又は KOH を添加)

(参考) 消毒に当たっての一般的な留意事項

- 1 消毒の作業者は、未使用又は消毒済みの服を着用すること。
- 2 作業者が入退場する際にウイルスを拡散させてしまうおそれがある。特に退出時には十分に消毒すること。
- 3 泥や糞便は消毒薬の効果を弱めてしまうおそれがある。消毒前には、泥や糞便などを十分に洗い落とす。また、踏込消毒槽の消毒薬は、定期的に交換するとともに、汚れたらすぐに交換する。
- 4 酸性消毒薬とアルカリ性消毒薬を混ぜると、効果が低下する場合があることに加え、有害ガスが発生することもあるので十分に気を付ける。
- 5 皮膚刺激性の消毒薬もあるため、消毒の際には、皮膚・口・呼吸器等に消毒薬が付着したり吸い込んだりしないよう、マスク、眼鏡(ゴーグル)、ゴム手袋等を着用し、換気に注意して作

業する。万が一、皮膚や眼に付いた場合には、直ちに多量の水で洗った後、医師の診察を受けること。（「消毒薬による皮膚・粘膜の障害」も参考にすること。）

4 発生農場における消毒

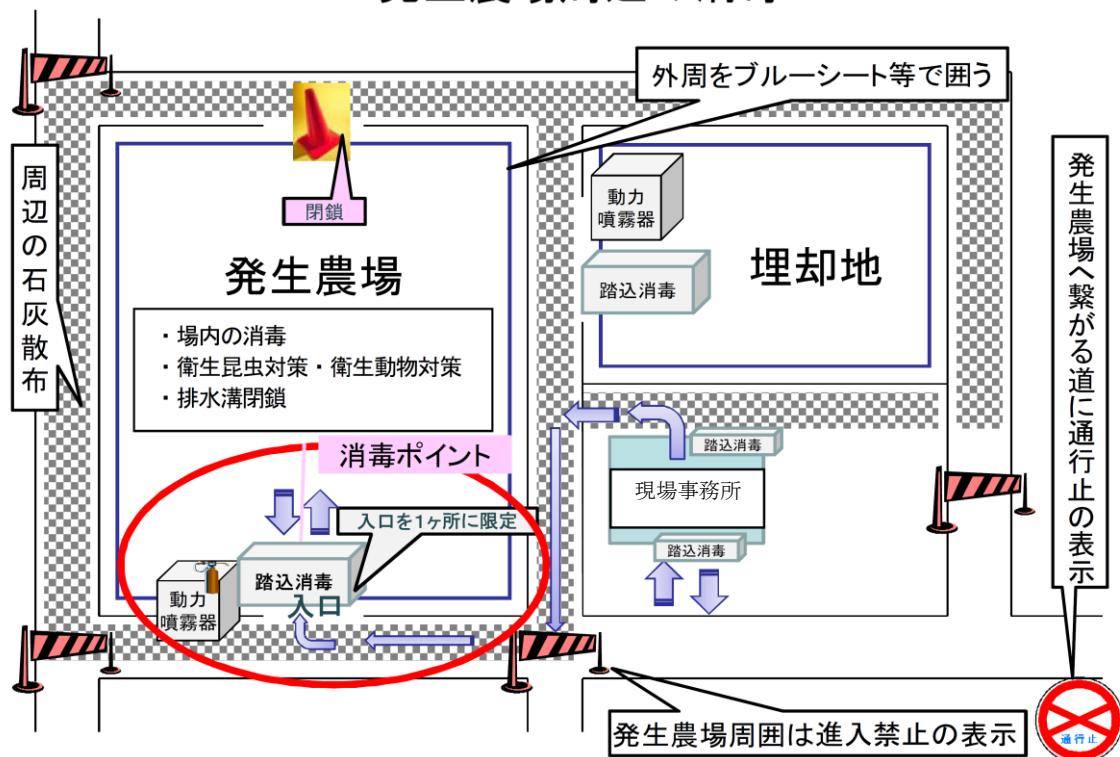
(1) 殺処分作業前の消毒

農場内の鶏舎周辺、道路に消石灰を散布（ $1\text{ kg}/\text{m}^2$ ）するほか、鶏舎内（壁、天井、通路）及び汚染物品に消毒薬を散布する。

(2) 殺処分終了後の消毒

殺処分家きん及び汚染物品の処理完了後、家きん舎等を速やかに消毒する。消毒の対象物などに応じて、適切な消毒薬を選定し、繰り返し（少なくとも1週間間隔で3回以上）散布する。

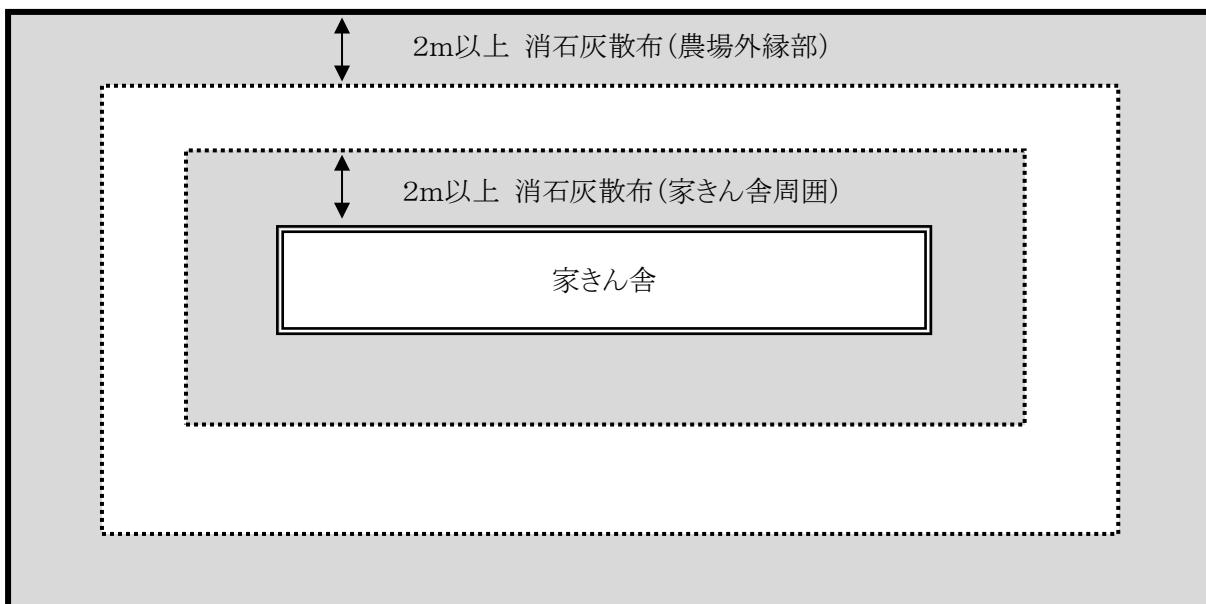
発生農場周辺の消毒



(3) 具体的な方法

- ① 家きん舎内を消毒する前に家きんに接した、又は接したおそれのある器具、機材、衣類等を家きん舎の外に出して集めてから、消毒薬に浸す又は煮沸する。
- ② 次に、鶏糞や敷料を外へ出してから、床面等を清掃する。できるだけ、動力噴霧器を用いて徹底的に水洗して汚れを落とす。なお、動力噴霧器では1坪(3.3m²)当たり20リットル程度の水が、高圧温水洗浄機では1坪(3.3m²)当たり7リットル程度の水が必要である。(ウイルス拡散防止のために水ではなく消毒薬を使えばより効果的。) 床面等の清掃後、動力噴霧器を用いて、家きん舎内外に適切な消毒薬を散布する。家きん舎の上から下、すなわち、天井、壁面、床面の順で隅々まで消毒し、さらに、家きん舎外壁も同様に消毒する。なお、一坪(3.3m²)当たり4~6リットルの薬液が必要である。
- ③ 最後に、重機等を用いて、家きん舎内の床面等や家きん舎外の下水、排水溝、堆肥場等に消石灰を散布するが、重機等が使用できない場合には、消石灰20kg入りの袋を持ち、0.5~1.0kg/m²の割合(1袋当たり20~40m²)で散布した後、ホウキ等で均一に広げる。
- ④ なお、老朽化した家きん舎では床面に亀裂や陥没が見られることがあるが、そのような場合は除糞・水洗後、床面の排水口を閉じて、10%消石灰液を十分に散布し、そのまま乾かす。(床面のき裂や陥没に10%消石灰液が浸透し、乾燥後も各種病原体を抑え込む。)

(参考) 家きん舎周囲及び農場外縁部への消石灰散布のイメージ



注)0.5~1.0kg/m²の割合(1袋当たり20~40m²)で散布

(参考) 消石灰を取り扱う際の注意

農場で使用する消毒用の消石灰は、比較的安全な物質だが、強アルカリ性であること、水や汗に触れると発熱して火傷を引き起こすことがあるため、その取扱いには注意が必要である。

注意点

- 1 皮膚、口、呼吸器等を刺激し、皮膚や粘膜が赤くただれることがある。
- 2 眼に対して刺激性のあるため、視力障害を起こすことがある。
- 3 皮膚に付いた消石灰が水や汗に触れて発熱し、火傷を引き起こすことがある。
- 4 取り扱った後は、手洗いとうがいを忘れないようにする。
- 5 子供の手の届かない所に保管する。

使用する際には

- 1 保護メガネ（目に入らないようにする。）
- 2 保護手袋（ビニール手袋などを用いて、消石灰が直接肌に触れないようにする。）
- 3 保護マスク（吸い込んだり、飲み込まないようにする。）
- 4 保護衣服（防水性の作業着などを着用し、直接肌に触れないようにする。）

万が一の際には

目に入った場合：直ちにきれいな大量の水で15分以上洗浄し、速やかに医師の診察を受ける必要がある。

吸い込んだ場合：新鮮で清浄な空気の場所に移動し、きれいな水でうがいし、鼻の穴も洗浄後、速やかに医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合：直ちにきれいな水で口の中をよく洗い、速やかに医師の診察を受ける。

皮膚に付いた場合：直ちに大量の水で洗い流し、強い肌荒れや火傷などが見られたら、速やかに医師の診察を受ける。

消石灰は強いアルカリ性であることを忘れずに、周囲の農業者や農場などにも配慮しながら散布する。

5 周辺農場における消毒

地域県民局地域農林水産部は、家畜保健衛生所と協力し、移動制限区域内の農場（周辺農場）に對しては、次の消毒を徹底するよう指導する。

- (1) 移動制限区域内の農場（周辺農場）は、鳥インフルエンザウイルスの侵入リスクが高いため、細心の注意が必要である。人、車両の出入りを必要最小限に抑えるとともに、農場の入口、外来者の車両の駐車場所に加え、家きん舎出入口の踏込消毒槽や家きん舎周囲及び農場外縁部については、鳥インフルエンザウイルスに対して効果のある消毒薬等を用いて消毒する。
- (2) 具体的には、
 - ① 農場の出入口を1か所だけに制限した上で、踏込消毒槽を設置する等により、長靴を消毒する。
 - ② さらに、農場に入る全ての車両や器具等は、噴霧消毒器を用いて、必ず消毒すること。
 - ③ 家きん舎周囲には消石灰を散布（0.5～1.0 kg/m²）し、ホウキ等で均一に広げる。
消石灰は一度濡れた後、乾燥すると徐々にpHが下がり効果が弱まるので、こまめに散布すること。
 - ④ 家きん舎出入口には、靴底などに付いた泥や糞尿を洗い落とすために水だけを入れた洗浄槽と消毒薬を添加した消毒槽の2つを置く。家きん舎周囲に消石灰を散布している場合は、片方の消毒槽にはアルカリ性の消毒薬を添加する。
なお、詳細については、後述の「(参考) 踏込消毒槽の作り方と使い方」を参照すること。
 - ⑤ 家きん舎内（各種機材を含む）では、金属への影響が比較的小さい（腐食性が弱い）消毒薬を噴霧することが望ましいが、塩素系消毒薬を使用する場合は、皮膚や粘膜を刺激するおそれがあるため、家畜や飼料に直接かからないように注意すること。

(参考) 移動制限区域外の農場

地域県民局地域農林水産部は、家保と協力し、移動制限区域外の農場に対し、次の消毒の実施を指導する。

- ① 日頃の予防的な飼養衛生管理を徹底すること。
- ② 衛生管理区域を設定し、人、車両等の出入りを厳格に制限するとともに、家きん舎周囲を始めとして農場内への消石灰の散布、家きん舎へ出入りする際の消毒、さらには、人や車両が農場へ出入りする際の消毒を徹底すること。

6 器具・機材の消毒

- (1) 本病の発生農場の器具・機材は、ウイルスに効果のある消毒薬等を用いて消毒する。
最初に器具・機材に付着している泥や糞尿についてブラシなどを用いながら水で洗い流し、次に、噴霧器を用いて消毒した後、乾燥させてから所定の位置に戻して保管する。
- (2) なお、防疫作業用に持ち込んだ器具・機材についても、農場外へ搬出する前に念入りに消毒する。

7 日頃の予防的消毒

- (1) 鳥インフルエンザウイルスに限らず、病原体の家きんへの接触を防ぐためには、農場への人や車両の出入りを必要最小限に制限し、病原体が農場に持ち込まれる可能性をできるだけ低くすることが大切である。
- (2) その上で、人や物、車両が農場内へ立ち入る際には、踏込消毒槽や噴霧器などを用いて予防的消毒を徹底する。さらに、日頃から家きん舎内外や農場周囲を消毒しておくことも大切である。

【留意事項】

- ① 通路、家きん舎周りに消石灰を反復散布し、さらに、天地返しを行うなどにより、土壤をアルカリ化する。
- ② 日常管理に適した消毒資材は消石灰で、粉で散布するよりも10%前後の消石灰液を散布する方が無駄もなく作業も容易である。少なくとも月1回は散布する。
- ③ 温度が低いと消毒薬の効果も下がるので、冬季は希釀濃度を高めにする。(決められた濃度の中で高い方を選択する。)

(参考) 踏込消毒槽の作り方と使い方

踏込消毒槽は、高病原性鳥インフルエンザだけではなく、様々な病原体の侵入リスクを下げるために有効である。畜舎や農場の出入口に常備しておく。

① 準備するもの

消毒薬が10リットル程度入るプラスチック容器と消毒薬

② 消毒薬は用法及び用量に従い調整する。

③ 使用方法

- ・ 家きん舎出入口には、まず靴底などに付いた泥や糞尿を洗い落とすために水だけを入れた洗浄槽と消毒槽を添加した消毒槽の2つを置く。そして、家きん舎への立入り及び退出時には、必ず踏込消毒を行う。
- ・ まず洗浄槽で長靴に付着している泥や糞尿を洗い落とした後、長靴を消毒槽に浸漬する。洗浄槽がない場合でも、消毒槽に浸漬する前には、長靴を必ず洗浄して泥などを取り除いておく。
- ・ なお、消毒槽に中蓋（直径5センチくらいの穴を7～8個くらい空けた発泡スチロール）を浮かべて、その上から踏み込むと、中蓋の穴から強い水流が出てきて消毒効果が増す。
- ・ 泥や糞尿などの有機物が含まれると、消毒薬の効果が落ちることから、洗浄用の水や消毒薬が汚れたらすぐに交換する。



① 消毒前



②洗浄槽



③踏込消毒槽



④消毒後

出典:熊本県

8 消毒薬の使用、保管、廃棄に当たっての注意事項

(1) 使用上の注意事項

消毒薬の使用上の一般的な注意事項を以下に示す。

- ① 消毒薬の原液（原末）や濃厚液が、皮膚、眼、飲食物、飼料、被服等にかかるないように注意し、皮膚や眼に付いた場合には、すぐに水でよく洗い、医師の診察を受けること。
- ② 子供などが消毒薬を誤飲しないよう、手の届かない場所に置くとともに、食品用の容器に小分けして使用しないこと。
- ③ 消毒薬の散布作業中には、マスクなどを付けて消毒薬を吸い込まないように注意すること。
- ④ アレルギー体質などで、皮膚の発赤、搔痒（そういう）感などの過敏症状が現れた場合には、消毒薬を用いた作業をすぐに中止すること。
- ⑤ 有機物（泥、鶏糞、血液等）は、消毒薬の効果を弱めるため、水で十分に清拭・洗浄するなど、有機物を除去してから使用すること。

(2) 消毒薬の調製に当たっての注意事項

希釀液を調製する場合の一般的な注意事項を以下に示す。

- ① 使用の都度に希釀、調製すること。
- ② 殺虫剤や他の消毒薬と混ぜて使わないこと。
- ③ 調製に使用する容器は、あらかじめ十分に水洗しておくこと。
- ④ 鉄、亜鉛、ブリキ等の金属を腐食させることがあるため、プラスチック製又はステンレス製の容器で調製すること。

(3) 消毒薬の保管

消毒薬の製品又は添付文書に記載された方法に従って保管すること。保管上の一般的な注意事項を以下に示す。

- ① 子供などの手の届かないところに保管すること。
- ② 他の容器に入れ替えないこと。
- ③ 開封後は、液体の場合はしっかりと栓をして、粉末の場合は密閉して保管すること。
- ④ 直射日光を避け、湿気の少ない涼しい場所に保管すること。
- ⑤ 希釀液は保管せず、速やかに使い切ること。
- ⑥ 液状の消毒薬を低温で保存したため、液体中に結晶が現れた場合には、加温して結晶を溶解してから使用すること。
- ⑦ 「劇薬」と表示された製品は、他のものと区別して保管すること。

(4) 消毒薬の廃棄

製品又は添付文書に記載された廃棄方法をよく読み、市町村が定めるルールにしたがって廃棄する。廃棄に関する一般的な注意事項を以下に示す。

- ① 活性汚泥法による污水処理施設が農場内にある場合、この施設へ大量の消毒薬が流入するがないように注意すること。
- ② 河川、湖沼等に消毒薬が直接流入するがないように注意すること。